

令和2年度実施施策に係る政策評価書 及び令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）

令和3年8月25日
原子力規制委員会

1. 概要

原子力規制委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき、政策評価を実施し、政策評価の結果等について記載した政策評価書を作成しなければならない。

今般、原子力規制庁において、令和2年度実施施策に係る政策評価書（案）及び令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）を取りまとめたところであり、原子力規制委員会にて決定を行う。

① 令和2年度実施施策に係る政策評価書及び概要（案）（別添1、2）

「原子力規制委員会令和2年度重点計画」（令和2年3月30日原子力規制委員会決定）において示す令和2年度政策体系の下で実施した各施策について、令和2年9月に原子力規制委員会が決定した政策評価の事前分析表における目標、測定指標等に基づいて原子力規制庁が実施した政策評価を記載したもの。

② 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）（別添3）

「原子力規制委員会令和3年度重点計画」（令和3年3月24日原子力規制委員会決定）において示す令和3年度政策体系の下で実施する各施策について政策評価を実施する際に用いるもの。施策ごとの目標や進捗状況の測定指標、それらの達成手段等について定める。

2. 今後の手続

令和2年度実施施策に係る政策評価書及び概要並びに令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表については、原子力規制委員会決定後、総務省（政策評価の所管省庁）に送付するとともに、原子力規制委員会のホームページに掲載し、公表する。

（参考）これまでの対応

令和3年3月24日 原子力規制委員会において、令和3年度に実施する政策評価の具体的な実施方法等を定める「令和3年度原子力規制委員会政策評価実施計画」を決定

令和3年7月6日 政策評価懇談会において、政策評価書（案）等について、学識有識者の意見を

聴取（主な指摘と対応は参考資料1のとおり）

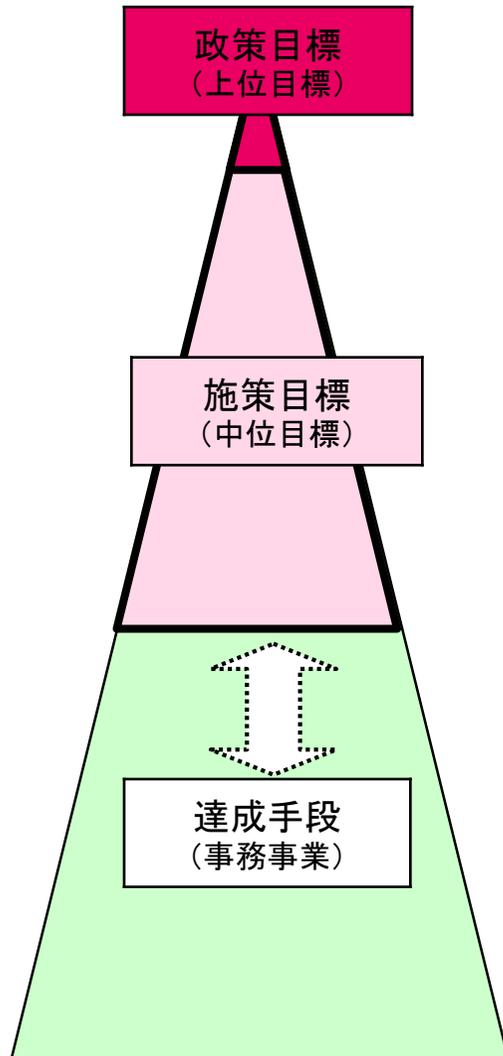
〈資料〉

- 別添1 令和2年度実施施策に係る政策評価の概要（案）
- 別添2 令和2年度実施施策に係る政策評価書（案）
- 別添3 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）
- 参考資料1 令和3年度第1回政策評価懇談会（7月6日）における主な指摘と対応
- 参考資料2 令和3年度原子力規制委員会政策評価実施計画（令和3年3月24日原子力規制委員会決定）

令和2年度実施施策の政策評価の概要（案）

令和3年8月
原子力規制委員会

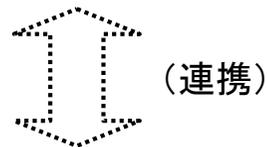
令和2年度原子力規制委員会の政策体系について



原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る

政策評価の対象(5施策)

- I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
- II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化
- III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施
- IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明
- V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施



行政事業レビュー(50事業)

各施策目標の評価結果について（総括表）

事前に定めた測定指標の達成度に基づいて、各施策の目標達成度合いを測定した。

施策目標	目標達成度合いの 測定結果	各指標の評価			
		S	A	B	C
I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	相当程度進展あり (B)	0	6	2	0
II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	目標達成 (A)	0	7	0	0
III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	相当程度進展あり (B)	0	3	1	0
IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	目標達成 (A)	1	4	0	0
V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	相当程度進展あり (B)	1	4	3	0

施策目標：Ⅰ．独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

目標達成度合いの測定結果：相当程度進展あり（令和元年度：目標達成）

判断根拠：測定指標を概ね達成したため。（S:0、A:6、B:2、C:0）

【原子力規制委員会です承された原子力規制庁による自己評価】

- 以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。
 - 会議の公開、科学的・技術的見地からの議論の徹底、外部とのコミュニケーションの実施等により、原子力規制行政の独立性・中立性、透明性は適切に確保されている。
 - 原子力規制委員会のマネジメントシステムについて、新たな5か年計画「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」を策定して従来のものからの改善を行うとともに、職員へのアンケート・インタビューを通じて組織の抱える課題の把握を図った。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により国際会合の延期やオンライン会議への変更等が生じる中、必要な意見交換や情報の収集・発信を行い、国際社会との連携を適切に維持した。
- ただし、定員充足率（目標95%、実績94.3%）、海外機関への派遣者数（目標3人、実績0人。新型コロナウイルス感染症の影響による）については、目標を達成できなかった。
- 新型コロナウイルス感染症に関しては、以下のような対応を迅速かつ的確に行った。
 - 審査業務への影響は大きくなく、検査は本庁から派遣して行うチーム検査には影響があり計画を変更して実施した。
 - 各種の法手続について必要に応じて弾力的な運用を行った。
 - 外部との会議の多くはオンライン会議に切り替えた。

【原子力規制委員会による指摘】

- 職員へのアンケート、インタビューは今後も継続し経年変化を追うとともに、調査結果が示唆する課題について、原因を深掘りした上で対策を講じるべき。具体的には、若手職員の負担感・不安、物理的執務環境、指導・育成の不足、部門横断型の情報共有、キャリアプランの未提示など。
- 将来必要となる業務内容を見通した人材の確保と育成を図る必要がある。
- 技術・経験の伝承等のため、幹部と職員、職員間の対話の促進等の取組を進めるべき。
- 研究職員のキャリアパスを明確にすべき。

施策目標：II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

目標達成度合いの測定結果：目標達成（令和元年度：目標達成）

判断根拠：全ての測定指標を達成したため。（S:0、A:7、B:0、C:0）

【原子力規制委員会です承された原子力規制庁による自己評価】

- 以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。
- 原子炉等規制法に基づく審査は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、透明性を確保しつつ厳正かつ適切に行われている。
- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき安全研究プロジェクトを実施すること等により、最新の科学的・技術的知見の蓄積を進めた。
- 震源を特定せず策定する地震動の規制への取入れ、デジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策への対応、IAEA輸送規則の取入れ等のための輸送に関する規則改正など、規制基準の継続的改善を着実に行った。
- 本年度から施行された原子力規制検査については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて計画を見直しつつ、着実に実施した。

【原子力規制委員会による指摘】

- 新検査制度について、今年度の運用経験や、検査官会議などを踏まえて、今後改善すべき点を明らかにして実行すべき。
- 核燃料施設等について、グレーデッドアプローチを適用した審査の経験を踏まえて審査の全体的な考え方をまとめるとともに、検査についてマニュアルの整備や重要度評価の考え方の整備を進めるべき。
- 放射性廃棄物に関する規制基準について、中深度処分、ウラン廃棄物の検討は進んでいる。特定放射性廃棄物についても、基本方針に沿った検討が必要。

施策目標：Ⅲ．核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

目標達成度合いの測定結果：相当程度進展あり（令和元年度：目標達成）
判断根拠：測定指標を概ね達成したため。（S:0、A:3、B:1、C:0）

【原子力規制委員会です承された原子力規制庁による自己評価】

- 以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。
- 本年度から施行された原子力規制検査については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて計画を見直しつつ、着実に実施した。
- 令和元年度から開始された特定放射性同位元素の防護措置の義務付けに関し、届出・報告の処理を適切に行うとともに、立入検査を計画を見直しつつ着実に実施した。
- 保障措置については、IAEA、関係機関等と適切に連携し、IAEA保障措置その他の国際約束について、誠実に履行した。
- 特に、東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失及びIDカード不正使用という重大事案に対し、検査等の対応を行った。ただし、IDカード不正使用事案について、原子力規制委員会委員まで適時に情報共有がなされなかった点は、今後改善が必要な事項である。

【原子力規制委員会による指摘】

- 本年度の検査等の経験を踏まえ、核セキュリティ対策について改善を進めるべき。
- 本年度は安全文化の育成・維持のための取組が様々に進められたが、核セキュリティ文化についても、研修なども含め、具体的に何ができるか検討して進めるべき。

施策目標：Ⅳ．東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

目標達成度合いの測定結果：目標達成（令和元年度：相当程度進展あり）

判断根拠：全ての測定指標を達成したため。（S:1、A:4、B:0、C:0）

【原子力規制委員会です承された原子力規制庁による自己評価】

➤ 以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。

○廃炉に向けた取組の監視については、中期的リスクの低減目標マップのうち令和2年度内の主要な目標12項目全てについて進捗状況等の確認や必要な指摘を行うとともに、廃炉の進捗状況、事故分析で得られた知見等を踏まえ、リスクマップを改定した。また、実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、21件認可した。

○事故の調査・分析については、現場調査や検討会等により着実に進め、令和3年3月に中間取りまとめを行うという大きな成果を挙げた。

○放射線モニタリングについては、総合モニタリング計画に基づき陸域・海域のモニタリングを着実に行った。

【原子力規制委員会による指摘】

○廃棄物の処理及び分析棟の運用に遅れが出ているところ、遅れがでないように実施状況を監視するとともに必要な助言を行うべき。

施策目標：V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

目標達成度合いの測定結果：相当程度進展あり（令和元年度：目標達成）
判断根拠：測定指標を概ね達成したため。（S:1、A:4、B:3、C:0）

【原子力規制委員会です承された原子力規制庁による自己評価】

- 以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。
- 放射線防護対策については、放射線審議会において、6件の諮問への答申が出されたほか、放射線業務従事者に対する健康診断に係る中間的取りまとめが行われた。また、天然の放射性核種の放射線防護の在り方について、調査、検討を進めた。さらに、放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施した。
- 放射性同位元素等規制法に係る規制については、審査及び立入検査を着実に実施するとともに、放射線測定の信頼性確保の義務化、規制体系の改善のためのガイドの整備等の継続的改善を進めた。
- 原子力災害対策指針については、特定重大事故等対処施設等を考慮したEAL（緊急時活動レベル）の見直しのための改正を行うなど、継続的な改善を進めた。
- 危機管理体制の整備・運用については、職員の訓練・研修は、目標どおりないし目標を上回って実施できた。また、危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化、放射線モニタリング情報共有・公表システムの新システムの整備を行った。さらに、原子力総合防災訓練から得た教訓事項等を踏まえて、原子力災害対策マニュアル、原子力災害対策初動対応マニュアルを改訂した。
- 放射線モニタリングについては、環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視を実施し、結果を遅滞なく公表した。
- ただし、原子力事業者防災訓練の実施（目標：39の全事業所、実績：38事業所）については定量目標を達成できなかった。EAL（緊急時活動レベル）の判断基準に係る抜本的な見直しについては中長期的な課題として取りまとめたものの具体的な対応はできず、また、原子力災害対策地域連絡会議については新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった。

【原子力規制委員会による指摘】

- 令和3年2月13日の福島県沖地震の際の緊急時対応について、各機能班の動きや相互の連携等に課題が見られ、今後検証して改善していくことが必要である。

令和2年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実					施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2020	政策評価実施時期	2021年8月	
施策の概要	・原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。 ・人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020			
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することにより、独立性・中立性・透明性が確保され、原子力規制委員会の組織体制が十分なものとなることを目標とする。 (1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成					担当部局・作成責任者名	長官官房 黒川 陽一郎 総務課長、渡邊 桂一 監査・業務改善統括調整官、村田 真一 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長、金城 慎司 人事課長 技術基盤グループ 遠山 真 技術基盤課長 原子力規制部 大島 俊之 原子力規制企画課長 原子力安全人材育成センター 大向 繁勝 原子力安全人材育成センター副所長			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度					令和2年度
	当初予算(a)	1,670	1,965	1,946	3,035					3,056
	補正予算(b)	0	107	0	0	0				
	繰越し等(c)	1,081	▲105	63	0	▲99				
	合計(a+b+c)	2,751	1,967	2,009	3,035	2,957				
執行額(百万円)	2,260	1,580	1,724	2,653	2,310					
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
		年度ごとの実績値								
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
1	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (会議等の公開の割合) 【PDCA管理番号:1. (1).】	- (-)	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。	A	
2	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (ホームページのウェブアクセシビリティの確保) 【PDCA管理番号:1. (1).】	- (-)	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。	A	
			A※	A※	A※	A※	A※			
3	職員の確保と育成 (定数に対する実員数の割合) 【PDCA管理番号:1. (3).】	- (-)	-	-	-	-	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合95%を目標とする。 ※新卒採用者に対する女性割合は34.5%、障害者雇用率は2.8%であった。	B	
			98.7%	95.8%	93.6%	95.4%	94.3% ※			
4	職員の確保と育成 (海外機関への派遣者数) 【PDCA管理番号:1. (3).】	- (-)	-	-	-	-	3人	職員の国際活動に係る力量向上のためには、国際機関や海外の規制機関等への職員派遣等により、若手人材の国際活動の経験の獲得を促すことが必要である。このため、海外機関等への派遣者数3名を達成できたかを目標とする。	B	
			5人	9人	1人	0人	0人			
5	職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人数) 【PDCA管理番号:1. (3).】	- (-)	-	-	-	-	2500人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数2500人を目標とする。	A	
			1056人	1241人	1685人	2031人	2615人			

定性指標	年次報告内の 実績記載状況	施策の進捗状況の評価	達成
<p>6 令和2年度重点計画に定める原子力規制委員会の組織理念を具体化する各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号: 1.(1).】</p>	<p>第1章第1節</p>	<p>(独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じた上で定例会及び臨時会議の開催を継続し、科学的・技術的見地から徹底した議論のもとで意思決定を行うとともに、原子力規制委員及び原子力規制庁職員は服務規律に基づいた行動を執ることができた。 自動文字起こし結果の公開については、運用に差し障りがあるような課題は生じず、安定的に実施した。 ホームページのリニューアルについては、庁内の検討チームを再編し全庁的な調整を継続して実施している。また、契約締結も完了し、5年間の安定的な体制を整えた。引き続き、構築作業を実施し、令和3年度の一般公開に向けた作業を継続している。 アーカイブ検索システムについては、令和2年度は庁内向けに運用を開始しており、一般公開に向けて職員からの意見収集及び反映を行った。公開後、アンケート調査を実施する予定。 次期行政LANシステムの導入に向けて、資料への固有番号、情報付与の設定を念頭においた検討を実施した。令和2年度中の試行が困難となったため、令和3年度以降にルール作りを実施する。 原子力規制委員会の取組に関するコンテンツとして、審査結果について説明する映像や、東京電力福島第一原子力発電所事故から10周年の節目として原子力規制委員会の取組を振り返る映像などを制作、公開した。 <hr/> <p>(外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外との往来は行われず、予定されている会合等の延期や中止等の判断がなされたが、オンライン会議の活用により必要不可欠な意見交換や議論等を行った。米NRC、カナダCNSC等との二国間の枠組み、INRA(国際原子力規制者会議)、IAEA/CSS、OECD/NEA/CNRA、TRM(日中韓原子力安全上級規制者会合)等の多国間の枠組みにおいて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各国の原子力施設の運転状況や規制上の対応について等の情報交換を行ったほか、必要に応じて東京電力福島第一原子力発電所の状況について情報提供を行った。また、国際アドバイザーとの意見交換について、これまでの対面形式とは異なる形態を検討し、11月25日にオンライン会議を利用した方法で実施し、日本原燃再処理事業所の事業変更許可、新検査制度の運用状況について意見交換を行った。 原子力事業者のCEOとの意見交換を計4回(9/9関西電力、11/18日本原燃、12/2北海道電力、12/21東京電力HD)、CNOとの意見交換を1回(7/10)、ATENA(原子力エネルギー協議会)との意見交換を計6回(前年度開催1回を含む)開催するとともに、鹿児島県において委員による地元関係者との意見交換及び現場視察(12/11~12)を行うなど、被規制者等とのコミュニケーションの充実に努めた。 また、新型コロナウイルス感染症の影響のためオンラインシステムを活用して炉安審・燃安審を計2回(6/5、12/15)開催するとともに、原子力規制委員会による新たな調査審議事項の決定、並びに新たに地震・津波等の自然ハザード関係の調査審議を行うための審査委員等の新任及び部会設置等を行うなど、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。 地方自治体への対応として、コミュニケーション改善チームを設置し、情報共有を図るなど改善に向けた取組を行った。 コールセンターを設置することにより、一般の方に対して適切に説明をすることができ、ホームページ受付フォーム等の問合せに対しては、所管課室に振分けを行うなどして適切に回答することができた。 <hr/> <p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施した。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込んだ。 安全文化の育成・維持に向けた5か年の行動計画として「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」(令和2年7月15日原子力規制委員会決定)を策定し、同行動計画に基づき、職員へのアンケート調査及びインタビュー調査、委員と職員との対話、原子力安全文化に関するセミナーを実施し、「安全文化の壺」(安全文化の実践ガイド)についても記載の充実化を進めた。また、令和3年度以降の安全文化の自己評価の改善に向けた検討を進めた。 上記行動計画に基づき安全文化の自己評価を実施するために必要な専門的知見等を得るため、外部機関との請負契約を締結し、アンケート調査及びインタビュー調査を実施した。調査結果については、マネジメントレビューに報告した。 核物質防護措置に係る審査基準の改正(平成31年4月)により核セキュリティ文化の必要性に関する教育について明確化したことを受け、庁内においては、新型コロナウイルス感染症対策に起因する制約の中にあっても、新規に着任した職員を対象に同教育を実施し、また、原子力規制検査等において事業者における同教育の実施状況の確認及び指導を実施した。 	<p>A</p>

<p>7</p>	<p>令和2年度重点計画に定める規制業務を支える業務基盤の充実に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:1.(2).】</p>	<p>第1章第2節</p>	<p>A</p>
----------	---	---------------	----------

(マネジメントシステムの定着)
 ・マネジメントシステムの組織全体への定着に向けた5か年の行動計画として「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」(令和2年7月15日原子力委員会決定)を策定し、同行動計画に基づき、主要プロセスを策定するとともに、主要プロセス毎のマニュアルの作成に着手した。
 ・上記行動計画に基づき、令和2年度はマネジメント規程を補完する文書の内、原子力規制委員会の所掌事務を網羅する主要プロセスを策定した。主要プロセスの一覧を含むマネジメント規程運用マニュアルは令和3年度中に策定することとしている。

(国際協力)
 ・ OECD/NEAやIAEA等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通じて、海外の原子力安全に関する知見の収集を行うとともに、我が国の知見・経験の国際社会への共有を図った。拠出金事業の企画立案・実施管理に関しては、任意拠出の実効性を高めるため、拠出金事業所管課、会計課、人事課、国際室が連携して各課の役割分担を明確化し、これに基づき国際機関と調整を行い、拠出金の適正な管理に努めた。条約の関係では、廃棄物等合同条約の組織会合に積極的に参加するとともに、検討会合に向けて国別報告書の作成等、必要な対応を行った。
 ・ 国際基準等に係る知見を収集・分析し、技術情報検討会で規制への反映について検討した。その結果、令和2年度に国内規制に反映すべきものはなかった。なお、関連条約への対応については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により原子力安全条約の会合が令和4年度に延期されたため、当該条約に係る知見は、令和4年度に延期された廃棄物合同条約に係る会合での知見とともに今後得られることとなる見込み。
 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外との往来は行われず、予定されている会合等の延期や中止等の判断がなされたが、オンライン会議の活用により必要不可欠な意見交換や議論等を行った。米NRC、カナダCNSC等との二国間の枠組み、INRA(国際原子力規制者会議)、IAEA/CSS、OECD/NEA/CNRA、TRM(日中韓原子力安全上級規制者会合)等の多国間の枠組みにおいて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各国の原子力施設の運転状況や規制上の対応について等の情報交換を行ったほか、必要に応じて東京電力福島原子力発電所の状況について情報提供を行った。また、国際アドバイザーとの意見交換について、これまでの対面形式とは異なる形態を検討し、11月25日にオンライン会議を利用した方法で実施し、日本原燃(株)六カ所再処理施設の事業変更許可、新検査制度の運用状況について意見交換を行った。
 ・ 核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Rev.5)改訂検討のための、法律・技術専門家によるオープン・エンド会合(令和2年6月、オンライン会議)に参加し、改訂の検討に貢献した。
 ・ 令和3年度に予定されている改正核物質防護条約会合に向けた準備会合の議論に貢献した。
 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国際会合の延期や開催形態の変更等が生じたが、オンラインで開催された各種の国際会合に参加し、我が国の放射線防護及び原子力災害対策に関する知見を発信するとともに、最新の動向や知見に係る情報を収集した。また、収集した情報を、原子力規制庁内で制度設計や基準策定を担当する者等と共有した。
 ・ 日常的なIAEAとの調整を通じてIAEAが要望する支援内容を確認し、対IAEA保障措置技術開発支援計画(JASPAS)等の枠組みを通じて必要な支援を行った。

(管理業務の確実な遂行)
 ・ 各課室等の行政文書ファイルの管理シートの精査、執務室や書庫内の未登録文書の整理等を実施した。共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文書管理システムでの管理を進める等、電子的な文書管理を推進した。
 ・ 新規・中途採用職員向け研修及び全職員対象のe-ラーニング等の実施により、適切な文書管理について周知を徹底した。
 ・ 中長期的な視点で組織構成の検討を行い、特定重大事故等対処施設及び地震・津波関連の審査や、新検査制度への対応など、原子力規制の適切な実施や、厳格な保障措置の実施のための体制強化等に係る増員を行った。
 ・ 全ての支出について適正な予算科目にて執行するとともに、予算残額等を見据えた適切な執行管理を行った。会計検査院の決算検査報告においても指摘事項はなかった。
 ・ 行政手続きについて押印原則の見直しを行い、押印原則等を定めている規則等の改正及びオンラインによる申請等を可能にするための規則等の制定を行ったほか、原子力規制庁に提出される見積書等の押印を省略できることとした。庁内手続については、物品取得請求等の原則電子決裁化により、業務効率化を図った。
 ・ 第3次行政LANシステムの調達に向けて予定どおり調達仕様の策定を行った。また、調達手続を進め構築事業者を決定した。

(訴訟事務及び法令審査)
 ・ 原子力規制委員会の所管に係る訴訟事務や不服申立てについて、法務部門と関係機関・関係部署との連携により、増加する訴訟などに迅速かつ適切に対応できた。令和2年度中、訴訟事務は7件の地裁判決と3件の高裁判決が言い渡され、全体として51件の事件が係属中である。また、不服申立ては8件が裁決され、現在審理中のものは5件である。
 ・ 訴訟対応に活用するための調査として、論文の調査のほか、専門家に対して報告書や意見書の作成を依頼し、令和2年度中に報告書7通を受領した。
 ・ 法令等の立案及び運用における改善点を把握し、個別審査による指摘によって着実に改善を図った。また、法令立案研修を行い、各部署の立案及び運用能力の底上げを図った。
 ・ 法令立案及び情報公開のマニュアル等の見直しを行った。

8	令和2年度重点計画に定める職員の確保と育成に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号：1. (3)】	第1章第3節	<p>(高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規・中途採用職員向け研修において服務規律に関する講義を各1回実施するとともに、12月の国家公務員倫理月間においてeラーニング研修を実施した。また、職員からの公務員倫理及び服務規律に関する質問や相談に対して随時対応・指導を行った。 令和2年度において月45時間を超える超過勤務月数が7ヶ月以上となっている職員は60人であった。また、幹部会等において超過勤務縮減に取り組むよう指導を行った。 長官及び人事課から、「男の産休・育休」プランの実施として、令和2年4月以降に子供が生まれる全男性職員に、1年のうち合計1か月以上を目途に育児に伴う休暇等の取得計画を作成し取得を強く勧めるメッセージを发出了。令和2年4月以降に生まれた子を持つ男性職員15人のうち、26.7% (4人) が1か月以上の育児休業を取得した。そのほか、「パワー・ハラスメント防止について」、「夏季休暇及び年次休暇の取得促進」、「働き方改革推進月間の取組」、「国家公務員倫理月間における取組み」について周知を行った。 <p>(原子力規制人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員充足率については、令和2年度開始時点で95%であったところ、令和3年1月1日時点の定員充足率は目標値(95%)を下回る結果となった。新卒採用者に対する女性割合は34.5%となった。 障害者雇用率を令和元年度と同程度の2.8%(令和元年度2.8%)とし、法定雇用率2.5%の達成を着実に維持している。 原子力規制人材育成事業について、平成28、29年度採択事業者において本事業による講義等の参加者にアンケートを行なったところ、原子力安全や原子力規制に関連する分野に興味を持った者の割合は約7割となり、目標の5割以上を達成した。令和2年6月に対応した行政事業レビュー公開プロセスでは、採択実績のなかった学際領域からも採択を行うべきとの指摘を受けたことを踏まえ、令和2年9月から分野横断的な学際教育研究プログラムを最優先として令和2年度新規採択事業の公募を行い、審査の結果4件を採択したことについて令和2年12月に原子力規制庁から報告を受けた。令和3年度の早い段階で原子力規制庁から平成28、29年度に採択した事業の実績の報告を受け今後の実施方針を確認した後に、令和3年度新規採択事業の公募を行う予定。 <p>(原子力規制人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外留学について、令和2年度末現在の派遣者数は3名(人事院長期在外研究員2名、原子力規制委員会在外研究員1名)である。人事院長期在外研究員1名、原子力規制委員会在外研究員1名の計2名の新規派遣については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった。 英語力があり法律について知見のある事務系職員2人を、OECD/NEAの原子力法委員会(NLC)及び原子力法委員会/原子力安全の法的側面に関するワーキングパーティー(WPLANS)の委員として登録した。 廃棄物等合同条約における各国の国別報告書に対するレビューに関し、庁内広くレビューの募集をかけ、11名の参加登録を得ることができた。また、オンライン会議を利用した国際会議の際に若手職員を同席させることで、国際協力業務への資質のある人材育成に努めた。 集中型教育訓練課程に係る運用上改善が必要な事項として令和2年4月22日原子力規制委員会です承された研修期間及びOJTの見直しを令和2年8月までに行うなど、課程の改善・充実化を図った。 規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、令和2年5月から第3期集中型訓練生17名に対して教育訓練課程を開始し、令和元年度から教育訓練課程を受講していた第2期集中型訓練生7名について、任用資格を付与した。 研修の質の向上に向けた取り組みとして、教授法や研修評価手法について調査・検討を行い、その結果を踏まえ令和3年度から試行していく。 令和2年6月に、希望調査に現在のポストの任用満足度(自己評価)を記載する欄を設けて記載を依頼した。調査の結果、満足31%、普通59%、不満足10%の結果を得た。 人事の参考とするため、職員の人事情報を格納した人事管理システムを構築し、一部令和2年度内に検証を実施した。 原子力規制企画課長をチーム長とし、庁内関係部署の職員をメンバーとする原子力規制事務所のサポート体制の充実・強化等に関する検討チームを設置した。 また、原子力規制事務所等から事務所サポート体制に関するニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署を特定し、原子力規制事務所との議論を行い、早期に解決可能な課題から対応を進めている。 50名の研究職員(重複含む)を共同研究に従事させるとともに、日本原子力研究開発機構安全研究センターに2名の職員を派遣し試験研究に専従させた。また、安全研究成果の公表については、2件のNRA技術報告、5件のNRA技術ノートの公表、12件の論文誌への掲載、2件の国際会議における論文発表及び18件の学会発表を行った。さらに、日本原子力研究開発機構と連携し、同機構安全研究センター報告会において、原子力規制委員会職員により3件の発表を行った。 実施可能な研修内容の検討を行い、研究職員を対象に日本学術振興会のeラーニングを実施した。 				A
			投入人員【人】	PDCA管理番号 1. (1)	44		
	PDCA管理番号 1. (2)	121					
	PDCA管理番号 1. (3)	92					
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	相当程度進展あり (B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため			

<p>評価・分析</p>	<p>以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開、科学的・技術的見地からの議論の徹底、外部とのコミュニケーションの実施等により、原子力規制行政の独立性・中立性、透明性は適切に確保されている。 ・原子力規制委員会のマネジメントシステムについて、新たな5か年計画「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」を策定して従来のものでからの改善を行うとともに、職員へのアンケート・インタビューを通じて組織の抱える課題の把握を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により国際会合の延期やオンライン会議への変更等が生じる中、必要な意見交換や情報の収集・発信を行い、国際社会との連携を適切に維持した。 <p>ただし、定員充足率(目標95%、実績94.3%)、海外機関への派遣者数(目標3人、実績0人。新型コロナウイルス感染症の影響による)については、目標を達成できなかった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関しては、以下のような対応を迅速かつ的確に行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査業務への影響は大きくなく、検査は本庁から派遣して行うチーム検査には影響があり計画を変更して実施した。 ・各種の法手続について必要に応じて弾力的な運用を行った。 ・外部との会議の多くはオンライン会議に切り替えた。 <p>なお、以下の点について、今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員へのアンケート、インタビューは今後も継続し経年変化を追うとともに、調査結果が示唆する課題について、原因を深掘りした上で対策を講じるべき。具体的には、若手職員の負担感・不安、物理的執務環境、指導・育成の不足、部門横断型の情報共有、キャリアプランの未提示など。 ・将来必要となる業務内容を見通した人材の確保と育成を図る必要がある。 ・技術・経験の伝承等のため、幹部と職員、職員間の対話の促進等の取組を進めるべき。 ・研究職員のキャリアパスを明確にすべき。
<p>今後の取組の方向性</p>	<p>原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に資する取組を、多角的且つ積極的に推進する。 ・独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、規制に関わる情報の開示を徹底する。 ・変化する社会状況の中でオンライン会議システム等の新しい手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。 ・令和元年度から試行している原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、公開の対象となる面談等の規模を拡大するための、音声データから文字データへの自動化処理の検討を行う。 ・ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。 <p>原子力規制委員会ホームページのリニューアル構築を完成し、一般公開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「N-ADRES」(米国原子力規制委員会のADAMSのような資料データベース)について、安定的に運用を行う。 ・ホームページ及び「N-ADRES」に保存されている資料を次期行政LANシステム等と連携させ、各資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みについて、通常業務内においても実装可能な方法を検討する。 ・原子力規制委員会の結果概要を簡潔にまとめてホームページに掲載する、東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像を公開する等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。 <p>(外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討して実行する。 ・記者会見及び取材対応を通じて、報道機関及び国民に適切な情報提供を行う。 ・CEO、CNO、ATENA(原子力エネルギー協議会)との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換、炉安審・燃安審を随時開催する。 <p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動計画に基づき、マネジメントレビューを通じた安全文化に係るPDCAサイクルを確立する。特に、職員へのアンケートについては、経年変化を見られるように継続的に実施し、その結果について専門的な分析を加え、業務等の見直しに繋げていく。 ・行動計画に基づき、安全文化の育成・維持のため、課室を超えた風通しの良いコミュニケーション及び課室毎の具体的な活動の促進に取り組む。 ・計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修の実施のみならず、原子力規制検査等を通じて、事業者に必要な指導を行う。 <p>規制業務を支える業務基盤の充実 (マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動計画に基づき、全ての主要プロセスのマニュアルを作成し、併せてマネジメント規程を補完する文書としてマネジメント規程運用マニュアル(仮称)を策定し、マネジメントシステムの組織全体への定着化を進める。 <p>(国際協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連条約への対応、IAEA安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。 ・二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じた原子力規制委員会内における情報共有、フォローアップを徹底する。 ・経験豊富な人材の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。特に国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣等により、若手職員の国際活動の経験の獲得を促す。加えて、関係部局が連携し、国際活動への参画を促進する環境の充実や職員の研修内容の一層の向上に取り組む。 ・改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議が予定されており、また、IAEA 関連文書の策定・見直しも予定されている。こうした会議や作業への参画等を通して、我が国の核物質防護の規制の継続的な改善につなげていく。 ・日常的なIAEAとの調整を通じてIAEAが要望する支援内容を確認し、対IAEA保障措置技術開発支援計画(JASPAS)等の枠組みを通じて、必要な支援を行っていく。

(管理業務の確実な遂行)

- 引き続き行政文書管理に係る体制整備、電子的管理を促進し、全職員対象のe-ラーニング等の実施により、適切な文書管理について周知徹底する。
- 旧行政組織から引き継いだ文書の整理について引き続き精査を行う。
- 引き続き中長期的な視点で組織構成及び人員配置等の見直しを検討する。
- 行政手続のオンライン化に係る検討を進める。
- 令和3年度の行政LANシステムの更改においては、策定した調達仕様に基づくとともに、令和2年度に発生したサイバーセキュリティ事案を踏まえ、セキュリティを確保したシステムとする。

(訴訟事務及び法令審査)

- 引き続き、適切な争訟対応を行っていくための訴訟や不服申立てに係る体制整備を図る。
- 引き続き、既存の書面等の整理等、訟務事務の効率化を図る。
- 研修の開催も含め、引き続き法令等の立案及び運用支援を着実にやっていく。
- 必要に応じてマニュアル等の見直しを随時行っていく。

職員の確保と育成

(高い倫理観の保持)

- 職員が、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。また、職員が仕事と生活の調和が図られるよう、ワークライフバランスの各種施策を継続し、その対応状況の監視を行う。

(原子力規制人材の確保)

- 定員充足率については、定員充足率が目標値(95%)を上回るよう努める。
- 新卒採用については、コロナウイルス感染症の影響下においても、人事院・内閣人事局主催の説明会に対応するとともに、オンラインでの業務説明会、web媒体を用いた広報などを活用し、採用の促進に努める。
- 障害者雇用率については、令和3年3月1日より国の法定雇用率が2.6%へ引き上げられたことから、障害者の更なる雇用、常勤職員の安定的な長期雇用の定着を図るよう努める。
- 原子力規制人材育成事業については、令和3年度の早い段階で原子力規制庁から平成28、29年度に採択した事業の実績を受け今後の実施方針を確認した後に、令和3年度新規採択事業の公募を行う予定。

(原子力規制人材の育成)

- 職員の国際活動に係る力量向上に全庁的に取り組む。なお、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により海外機関等に派遣できなかった職員については、可能な限り派遣することができるよう調整する。
- 令和2年度に実施した55歳以上の職員を対象とした働き方の選択に関する説明会を、対象を全職員に拡大してキャリアパス説明会として実施する。
- 研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学や日本原子力研究開発機構安全研究センター等の外部の研究組織／部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大・推進を図る。また、安全研究の結果に基づく公表活動を通じて、研究系職員の研究能力の向上に努める。
- 安全研究の実施や研究人材の育成に当たり、研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行う。
- 原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。
- 育成については、平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施し、力量管理及び知識管理の更なる推進を進める。また、研修の質の向上に向けた取組みを試行する。
- 令和4年度開始に向けて、事務系職員に対する研修を検討する。

学識経験を有する者の知見の活用

原子力規制委員会政策評価懇談会
原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

令和2年度原子力規制委員会年次報告(令和3年6月8日国会報告)

令和2年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2020	政策評価実施時期	2021年8月
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020		
達成すべき目標	次の取組を計画どおり実施することにより、原子力利用の安全が確保され、原子力規制に係る技術基盤が強化されることを目標とする。 (1) 原子炉等規制法に係る規制の実施 (2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3) 改正原子炉等規制法の着実な施行 (4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応					担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 遠山 眞 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、迎 隆 安全技術管理官(核燃料廃棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(地震・津波担当) 原子力規制部 大島 俊之 原子力規制企画課長、田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)、志間 正和 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、古金谷 敏之 検査監督総括課長、武山 松次 安全規制管理官(実用炉監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)		
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること								
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
	当初予算(a)	10,811	8,955	9,144	9,079	9,798			
	補正予算(b)	0	188	209	145	0			
	繰越し等(c)	208	422	▲130	▲265	128			
	合計(a+b+c)	11,018	9,564	9,224	8,958	9,926			
執行額(百万円)	9,756	8,191	7,919	7,426	8,109				
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
		年度ごとの実績値							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A	
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0		A	
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0		A	
			0	0	0	0			
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成		
		<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、透明性を確保しつつ厳正かつ適切に審査を行った。(参考: 令和2年度の審査関係の主な処分) 実用炉: 設置変更許可7件、設計及び工事の計画(変更)認可49件、保安規定(変更)認可51件 核燃料施設: 事業変更許可: 再処理施設1件、MOX燃料加工施設1件、貯蔵施設1件、廃棄物管理施設1件 設計及び工事の計画認可: ウラン加工施設3件(分割申請) 保安規定(変更)認可: 再処理施設2件、MOX燃料加工施設1件、ウラン加工施設9件、貯蔵施設1件、廃棄物管理施設2件、廃棄物物理施設3件 試験炉施設: 設置変更許可(承認)3件、設計及び工事の計画(変更)認可(承認)14件、保安規定変更認可(承認)27件、廃止措置計画(変更)認可3件 研開炉施設: 廃止措置計画変更認可2件、保安規定変更認可4件 使用済燃料再処理施設: 廃止措置計画変更認可3件、保安規定変更認可2件 加工施設: 廃止措置変更認可1件、保安規定変更認可2件 廃棄物管理施設: 保安規定変更認可2件 核燃料物質使用施設: 使用変更許可(承認)23件、保安規定変更認可15件、廃止措置計画変更認可2件、合併及び分割の認可1件 							

<p>4</p> <p>令和2年度重点計画に定める原子炉等規制法に係る規制の実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号: 2.(1)】</p>	<p>第2章第1節</p>	<p>・各審査会合に先立ち、指摘事項等を担当委員及び新規制基準適合性審査チーム長等と審査担当で議論し、整理を行った。これにより、審査会合において、円滑な議論及び指摘が実施でき、効果的な審査に資することができた。</p> <p>・また、必要に応じて原子力規制委員会が審議し、審査方針を整理した。(例: BWRプラントの特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更、東京電力HD柏崎刈羽原子力発電所7号炉の新規制基準適合に係る保安規定変更)</p> <p>・実用炉の「審査に係る確認事項」について、日本原子力発電東海第二発電所の新規制基準適合性に係る設置変更許可の取りまとめを完了させるとともに、地震・津波関係について東北電力女川発電所2号炉の審査内容を基に確認事項の整理を進めている。</p> <p>・再処理施設について、令和2年7月の日本原燃再処理施設の事業変更許可処分の際に、審査で確認した事項を取りまとめた「審査の視点及び確認事項」を作成した。</p> <p>・試験研究炉について、過去の設工認審査漏れ(NSRR)を受けて作成した、設置変更許可申請書に記載されている設備等と設計及び工事の計画の認可における要求事項との対応表等を活用し、JRR-3及びHTTRの審査を終了した。</p> <p>・改正原子炉等規制法施行や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、令和2年4月及び令和3年2月に「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れ」を、令和2年9月及び令和3年3月に「安全審査業務執務要領」をそれぞれ改定した。</p> <p>・核燃料施設等については、審査業務の流れについて審査全般の改善策を踏まえた見直し等を令和2年6月に実施した(全事業: 再処理事業、加工事業、貯蔵事業、廃棄事業及び輸送分野)。また、令和2年9月30日に原子力規制委員会です承した核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の進め方を反映させるため、令和2年10月にも見直しを実施した。</p> <p>・これらは、着任する審査官に周知し実務に反映させた。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令を踏まえ、令和2年4月より出勤体制の工夫や、事業者との検査工程の調整、出張時の現地2週間待機等の感染拡大防止策を講じ検査を行い、おおむね支障なく検査を進めることができた。また令和3年1月からの再度の緊急事態宣言下では、地元自治体や事業者の要請を十分配慮したうえでおおむね支障なく検査を進めることができた。</p> <p>・毎日の原子力規制事務所とのオンライン会議や検査グループ内で、検査の気付き事項や技術的な問題点の情報共有を図った。特に、検査気付き事項及び指摘事項については、日々のオンライン会議のみならず、個別事象ごとに事務所とオンライン会議で議論を行い、スクリーニングや指摘事項とする考え方の合意形成を行った。原子力規制検査の結果については、四半期ごとに原子力規制庁から原子力規制委員会に報告を受けた。</p> <p>・東京電力HD柏崎刈羽発電所のIDカード不正使用事案を踏まえ、原子力規制検査全体について検査指摘事項に該当しそうな案件や判断に迷う案件については、原子力規制庁が、速やかに委員長、委員に報告する運用とし、今後速やかにその旨を関係規定に明確化する。</p> <p>・「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた原子力規制検査等の運用について」(令和2年4月22日原子力規制庁)を踏まえ、京都大学の試験研究用原子炉施設を始めとし、計4件の保安活動の弾力的な運用について承認を行った。</p> <p>・川内、美浜、高浜、大飯、柏崎刈羽、玄海について使用前事業者検査のチーム検査を実施しており、特に柏崎刈羽7号機については、使用前確認申請前の段階から、事業者と面談や現地での検査を通して積極的にコミュニケーションを図ることにより、厳正かつ適切に検査を実施した。</p> <p>・安全性向上評価の継続的な改善に係る会合の位置づけや進め方等について検討し、新たな課題等があった場合は開催することとした。令和2年度は、一部発電所において特定重大事故等対処施設の供用が開始されたことから、当該施設の安全性向上評価届出上の記載方針などについて、令和2年12月及び令和3年3月の会合で事業者から聴取し、議論を行った。</p> <p>・審査会合の後には、当該会合における指摘事項、問題意識等を事業者と審査官が相互確認する面談を行い認識のずれを防止するようコミュニケーションを取るとともに、これを通じ事業者の主体的・自主的な取組を促進させた。</p> <p>・現地検査官は、原子力規制検査のフリーアクセスを活用し、頻繁に事業者のCAP(是正処置プログラム)会議等を傍聴して得た安全上問題となりそうな情報や懸念事項を日々のオンライン会議で本庁に共有し、原子力規制検査での確認事項の選定に活用した。また、現地検査官によるインタビューを通じ、事業者の意識変化が現れており、事業者は、パフォーマンスベストやリスクインフォームドを意識して技術的根拠に基づく回答をするようになった。安全性向上評価が届出されたプラントについては、検査での活用方法について引き続き検討を行う。</p> <p>・核燃料施設等に係る使用前事業者検査の確認等の進め方について、令和2年6月24日及び令和2年9月30日の原子力規制委員会の方針に基づき、検査グループと審査グループが連携して、事業者との面談や審査会合等において事業者とコミュニケーションを図ることで、事業者が行う使用前事業者検査が的確に計画されるとともに、規制手続きに手戻りが生じないよう取り組んだ。</p> <p>・令和2年度及び令和元年度に発生した4件の法令報告事象については、以下のとおり対応した。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め、適切に反映されているか事業者等の対応を確認した。</p> <p>a. 日本原子力研究開発機構材料試験炉(JMTR)における二次冷却系統冷却塔の倒壊に関して、是正処置、再発防止策等の設置者の対応について、令和2年6月3日の原子力規制委員会です承し、今後の対応を決定した。</p> <p>b. 東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター研究棟の排気筒の倒壊に関して、使用者から事故故障等の原因と対策に係る報告を受理した。原子力規制庁において原因と対策に係る評価を行い、令和元年10月23日の原子力規制委員会です承した方針に従い、他の同程度の案件とまとめて、今後、原子力規制委員会はその結果の報告を受ける予定。</p> <p>c. 関西電力高浜発電所3号機における蒸気発生器伝熱管の損傷については、令和2年7月22日及び10月9日の公開会合で事業者の調査状況、原因究明と再発防止対策に対する聴取を行った。令和2年10月14日に原子力規制委員会としての評価及び今後の対応を決定した。</p> <p>d. 関西電力高浜発電所4号機における蒸気発生器伝熱管の損傷については、事業者から令和3年1月25日に事故故障等の原因と対策に係る報告を受理し、令和3年2月5日及び2月16日に内容について聴取する公開会合を実施した。原子力規制委員会は、本件の推定原因について原子力規制庁に報告するよう指示し、令和3年2月24日に、関西電力から説明を受けた内容について原子力規制庁から報告を受けた。その後、令和3年3月3日に原子力規制委員会は関西電力の原因調査及び再発防止策について妥当とする原子力規制庁の評価を了承した。</p>
--	---------------	---

<p>5</p>	<p>令和2年度重点計画に定める安全研究の推進と規制基準の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:2.(2)】</p>	<p>第2章第2節</p>	<p>(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週金曜日に技術連絡会においてGITF(GENERIC ISSUES タスクフォース)を開催し、最新知見の収集・分析を行うとともに、その結果として5件の「要対応技術情報(案)」を抽出した。 ・国内外で今後発生する自然事象に関する情報について、政府機関及び研究機関の委員会、学会等に参加し、収集した情報について分析を行った。内閣府は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」の概要報告(令和2年4月21日公表)において、当該海域における最大クラスの地震・津波断層モデルの想定と原子力施設立地地点を含む北海道から千葉県沿岸での津波の高さや浸水域の推計結果を示した。この報告を踏まえ、原子力規制委員会では内閣府事務局に詳細データの提示を求める等の情報収集を行うとともに、規制対応の要否を検討した。また、福井県による「津波浸水想定について(令和2年10月30日公表)」を技術情報検討会において情報共有した。このような国内外の自然現象に関して収集した情報について、外部の専門家の助言を求めるため、炉安審及び燃安審に「地震・津波部会(新規)」及び「火山部会(名称変更)」を設置した(令和2年12月15日)。 ・技術基盤グループは原子力規制部等から47件の技術支援依頼を受け原子力規制部各課に技術支援した。また、技術基盤グループは、GITF(GENERIC ISSUES タスクフォース)だけでなく、必要に応じて原子力規制部等へ情報提供を行った。 <hr/> <p>(安全研究の積極的な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」に基づき、新規4件を含む、21件の安全研究プロジェクトについて、研究計画を令和2年6月にホームページに公表し、安全研究を実施した。 ・安全研究成果の公表については、2件のNRA技術報告、5件のNRA技術ノート公表、12件の論文誌への掲載、2件の国際会議における論文発表及び18件の学会発表を行った。また、日本原子力研究開発機構と連携し、同機構安全研究センター報告会において、原子力規制委員会職員により3件の発表を行った。 ・令和元年度で終了した8件の安全研究プロジェクトの事後評価及び平成27年度～29年度に終了した27件の安全研究プロジェクトの追跡評価を実施した。また、令和3年度から新たに始める安全研究プロジェクト8件を対象とした事前評価を実施した。 ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和3年度以降の安全研究に向けて)」を策定し、第12回原子力規制委員会(令和2年6月24日)で決定した。 ・二国間の国際活動として、米国NRC及び仏国IRSNと情報交換を実施するとともに、多国間の枠組みとしてOECD/NEAとのプロジェクト18件に参加している。東京電力福島第一原子力発電所の事故分析に関しては、OECD/NEA/GSNIの調査研究活動(ARC-F)に参加し、同発電所1号炉を模擬したベデスタルにおける高温溶融物の拡がり挙動の解析結果について報告した。また、事故シナリオ及び核分裂生成物の移行・拡散に係る解析の現状と課題について、12か国(24機関)と認識を共有した。 ・共同研究を16件、計画どおり推進した。共同研究報告会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小し、共同研究先として日本原子力研究開発機構と連携しオンラインにて報告会を令和3年3月に開催した。 <hr/> <p>(規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震源を特定せず策定する地震動(全国共通)」について、これまでの原子力規制委員会における審議結果を踏まえ、第50回原子力規制委員会(令和3年1月20日)において取りまとめた、標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る基準の改正案について、意見募集を実施(令和3年1月21日から2月19日まで)した。 ・デジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策について、第15回原子力規制委員会(令和2年7月8日)において、事業者から自主的取組の詳細について、公開の会合で提案を受けることを了承し、第5回発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム(令和2年10月6日)において、事業者から自主的取組の内容を聴取した。第33回原子力規制委員会(令和2年10月21日)において、事業者の自主的取組の内容について報告し、今後も事業者が行う自主的取組の詳細について確認することとした。 ・第44回技術情報検討会(令和3年1月27日)において、電磁的障害に係る国内外の知見、規制動向等の情報収集を行った結果について報告した。 ・第44回技術情報検討会の結果報告の際、基準及び制度改正の要否について検討を開始することとした。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・第26回原子力規制委員会(令和2年9月23日)において、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイド案として「人間工学設計評価に関するガイド(案)」を提示し、公開会合において事業者意見を聴取すること等の対応方針について了承した。 ・第13回新規要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和2年10月26日)において、ATENA(原子力エネルギー協議会)からガイド案について意見聴取を行うとともに、第49回原子力規制委員会(令和3年1月13日)において、「人間工学設計開発に関する審査及び検査ガイド案」の意見募集を実施した。 ・第2回原子力規制委員会(令和2年4月8日)で了承した令和2年度の民間規格の技術評価の計画に沿って、渦電流探傷試験、超音波探傷試験及び漏えい率試験に係る日本電気協会の規格の技術評価に関する検討チームの立ち上げ、計3回会合を実施し、技術評価を行った。 ・令和元年度に検討チームで技術評価を進めていた原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法等の技術評価について、第23回原子力規制委員会(令和2年9月9日)で技術評価書の報告を受けた。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外から収集した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析し、156件について1次スクリーニングを行い、2次スクリーニング調査・分析を2件継続中。 ・1相開放故障事象(OPC)の国内原子力施設対応状況につき、第7回原子力規制委員会(令和2年5月28日)に報告があり、事業者との公開会合(令和2年8月5日)を実施した。 ・国内外の事故・トラブルに係る情報のスクリーニング結果について庁内関係者で合同ワーキングを45回実施し、その結果を踏まえ、技術情報検討会(令和2年8月19日、10月29日、令和3年1月27日)にて報告した。 ・技術情報検討会の結果概要について、原子力規制委員会(令和2年10月28日、11月25日、令和3年2月24日)で報告を受けた。 ・検査官会議(令和2年7月17日、10月22日、令和3年2月18日)において、技術情報検討会にて報告した国内外の原子力施設事故・トラブル情報等を紹介した。また、国際会合においても同旨紹介した。 ・第19回原子力規制委員会(令和2年8月19日)において、輸送関連の規則、告示及びガイドの改正案を審議し、意見公募手続を行った後、第32回原子力規制委員会(令和2年10月14日)において意見公募の結果について審議するとともに、改正案のうち放射線障害の防止に関する技術的基準に係るものについて放射線審議会へ諮問することを決定した。令和2年10月23日の第150回放射線審議会総会において諮問内容は妥当である旨答申されたことを受け、第38回原子力規制委員会(令和2年11月18日)で規則等の改正を決定し、令和3年1月1日に改正された規則等を施行した。 ・審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、公開会合で事業者からの意見・提案の聴取を行うとともに、原子力規制庁内で令和2年度の実施計画の策定に関する意見交換が行い、第35回原子力規制委員会(令和2年10月28日)において令和2年度の実施計画及び令和3年度以降の進め方を了承した。これに基づき一部の規則解釈の改正案について第70回原子力規制委員会(令和3年3月31日)において意見募集の実施を了承した。
----------	---	---------------	--

6	<p>令和2年度重点計画に定める改正原子炉等規制法の着実な施行に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:2.(3)】</p>	第2章第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応により、一部の施設においてチーム検査が計画通りに実施できないものがあつたが、施設の稼働状況や施設の安全上の重要度等を勘案しつつ、一部の検査を下期や次年度に延期するなど、計画を変更して柔軟に対応した。 ・オンライン会議や電話等を活用しながら現場の運転状態の監視を継続した。また、フリーアクセスを最大限に活用し、監視に必要な情報を多角的に収集することを心がけるとともに、検査官の力量向上に資する使用前検査への参加など、新たな検査制度の基本に即した検査実務を実施した。 ・検査の気付き事項に対する判断や評価について、検査官から検査評価室に共有、相談できる仕組みとし、タイムリーに助言等を行うとともに、重要度評価ガイドに沿って評価を適切に実施できるよう本庁及び地方事務所の検査官に対して重要度評価のケーススタディを実施する等、検査官の重要度評価の手法・視点に係る理解向上に資する取り組みを行った。 ・新検査制度に係るウォークダウン研修を4回実施した。 ・専門検査部門が所管する検査の運用ガイドについて、原子力規制事務所等からの問合せ窓口を設定し、日常検査での留意事項や気付き事項に関する問合せや相談に対応し、定期事業者検査に対する監督で確認・監視すべき具体的なポイントや四半期毎の検査報告書の記載内容等について、適宜、情報共有や助言等を行った。 ・原子力規制検査において確認された大飯3号機の加圧器スプレイライン配管溶接部における亀裂について、ISI(供用期間中検査)のチーム検査で現地確認を行うとともに、公開会合を開催し、関西電力が実施したUT検査(超音波探傷検査)、亀裂発生の原因分析及び事業者の対策等について、確認を行った。また、敦賀2号機のボリング柱状図データ書き換え問題について、公開会合を開催し、日本原子力発電から事実関係や原因調査分析について聴取するとともに、日本原子力発電の本店にて関係文書や記録等を確認する原子力規制検査を行った。 ・原子力規制検査で確認された検査指摘事項について、リスクの考え方を取り入れた重要度評価ガイドに沿って評価を実施した。また、日常検査において、検査気付き事項及び指摘事項について議論する際に限らず、検査対象の選定時に、プラントの運転状態のみならず、事業者が日々のCAP(是正処置プログラム)会議で示すリスク情報を活用した。 ・改正原子炉等規制法に基づく品質管理体制の強化のため、実用発電用原子炉について、11事業者19原子力発電所から本改正に伴う設置許可変更届出を受領し、速やかにその内容を確認した。また、これら11事業者19原子力発電所から、原子炉等規制法及び関係法令等の改正に伴う保安規定変更認可申請も受領し、令和2年度中に全てについて認可した。廃止措置計画については、7事業者9原子力発電所について認可した。 ・核燃料施設等についても同様に、原子力事業者から受領した事業許可変更等の届出を速やかに確認し、保安規定の申請等の審査を進め順次認可しており、円滑に新制度への移行を進めている。 	A
7	<p>令和2年度重点計画に定める規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:2.(4)】</p>	第2章第1節及び第2節	<ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗や論点について、定期的(実用炉については四半期毎)に原子力規制委員会への報告を行うなど、審査状況・課題の明確化を図っている。 ・音声自動文字起こしシステムについては、新型コロナウイルス感染症対策としてTV会議による審査ヒアリングを行ったことも相まって録音品質の面で課題はあるものの、限られた設備を効果的に運用し、審査ヒアリングの詳細な議事内容の公開等を進めた。 ・改正原子炉等規制法施行や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、令和2年4月及び令和3年2月に「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れ」を、令和2年9月及び令和3年3月に「安全審査業務執務要領」をそれぞれ改定した。(再掲) ・核燃料施設等については、審査業務の流れについて審査全般の改善策を踏まえた見直し等を令和2年6月に実施した(全事業:再処理事業、加工事業、貯蔵事業、廃棄事業及び輸送分野)。また、第28回原子力規制委員会(令和2年9月30日)で了承した核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の進め方を反映させるため、令和2年10月にも見直しを実施した。(再掲) ・個別の審査方針、規制上の取扱いについて、必要に応じて原子力規制委員会で審議し対応方針を了承した。 ・経年劣化管理に係るATENA(原子力エネルギー協議会)との実務レベルの技術的意見交換会を5回(令和元年度から通算6回)開催し、議論の内容をとりまとめた報告書が第17回原子力規制委員会(令和2年7月22日)で報告された。また、第18回原子力規制委員会(令和2年7月29日)に委員会としての見解文書を示した。 ・これまでの継続的改善事例を整理分析し、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」において議論を進めている。 ・原子力規制検査で使用する事業者のPRAモデルの適切性確認を行い、検査の実施及び検査指摘事項の重要度評価等で活用できるよう整備を進め2モデルを確認した。 ・検査官がリスクの考え方を取り入れた重要度評価ガイドに沿って重要度評価を適切に実施できるよう本庁及び地方事務所の検査官に対して重要度評価のケーススタディの実施やPRA情報を共有するなど、検査官の重要度評価の手法・視点に係る理解向上に資する取り組みを行った。 ・第1回検査制度に関する意見交換会合(令和2年8月27日)において、当面の課題の一つとして核燃料施設の指摘事項の評価手法が掲げられたことから、その後の意見交換会合において、事業者と意見交換しながら検討を進めている。 ・施設によるリスクの違いを念頭に置き、グレーデッドアプローチを適用する観点から、第12回原子力規制委員会(令和2年6月24日)で審議した再処理施設の設工認等の審査の進め方において、設備機器等の重要度に応じた審査方針を整理するとともに、再処理施設以外の試験炉、加工施設などについても同様の検討を行い、第28回 ・四国電力伊方発電所2号炉、日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター加工施設等の廃止措置計画に係る審査を適切に進めた。 ・平成31年3月の原子力規制委員会において了承した廃止措置計画認可基準の見直しに関して、令和2年12月の原子力規制委員会において改正案を了承し、令和2年12月23日付けで施行した。 ・廃止措置中の原子炉を含む発電所については、検査対象の選定時に、プラントの運転状態のみならず、事業者が示すリスク情報やCAP(是正処置プログラム)活動を活用し日常検査を行った。もんじゅ及び東海再処理監視チームへの参加や担当規制事務所からの報告を通じ、廃止措置が計画どおり進捗していることを確認した(その他の施設の廃止措置の状況についても、規制事務所のオンライン会議において状況を確認した)。 ・東海再処理施設の安全対策、廃止措置に必要な設備の設置・改造等に係る廃止措置計画の変更については、東海再処理施設安全監視チーム会合において効率的に議論を進め、令和2年7月、9月及び令和3年1月に認可した。 ・令和2年度は、東海再処理施設安全監視チーム会合を18回開催し、高レベル廃液に係るリスク低減が適切に行われるよう監視をした。 	A

		<p>・中深度処分に係る基準の検討に際しては、原子力規制委員会における本質的な議論を行うために必要な情報の収集・整理等を行った。また、これまでの検討結果を精査し、要求事項の適正化を図るとともに、更なる技術的検討を要する断層等に係る基準に関しては、庁内の専門家の協力を得て審査の実効性や規制強度の観点も含めて検討した。これらを踏まえて取りまとめた基準に係る主な要求事項について、原子力規制委員会です承し、科学的・技術的意見の募集を行った。</p> <p>・廃止措置の終了確認判定基準の整備については、検討の範囲及び事項並びに制度上の課題を整理した上で原子力規制委員会において審議した。</p> <p>・ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分に関する規制基準の整備については、複数回の原子力規制委員会において議論に必要な情報を提示し、規制制度設計に大きな影響を与えられうる論点について整理した。その論点整理を踏まえ、ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制の考え方(案)を取りまとめ、原子力規制委員会です承し、科学的・技術的意見の募集を行った。同意見募集の結果を踏まえ、第63回原子力規制委員会(令和3年3月10日)において、ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制の考え方を決定した。</p> <p>・放射線測定の品質確保に関する勧告への対応については、放射性同位元素等規制法における対応を踏まえて、必要に応じてガイド等の改正を行うこととしている(第22回原子力規制委員会(令和2年9月2日)で規則改正に係る委員会決定を行い、その具体については今後予防規程ガイドに定める予定とされ検討を進めている)。</p> <p>・第19回原子力規制委員会(令和2年8月19日)において、輸送関連の規則、告示及びガイドの改正案を審議し、意見公募手続を行った後、第32回原子力規制委員会(令和2年10月14日)において意見公募の結果について審議するとともに、改正案のうち放射線障害の防止に関する技術的基準に係るものについて放射線審議会へ諮問することを決定した。令和2年10月23日の第150回放射線審議会総会において諮問内容は妥当である旨答申されたことを受け、第38回原子力規制委員会(令和2年11月18日)において規則等の改正を決定し、令和3年1月1日に改正した規則等を施行した。</p>		
投入人員【人】	PDCA管理番号 2.(1)			123
	PDCA管理番号 2.(2)			152
	PDCA管理番号 2.(3)			132
	PDCA管理番号 2.(4)			57
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
評価・分析	<p>以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法に基づく審査は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、透明性を確保しつつ厳正かつ適切に行われている。 ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき安全研究プロジェクトを実施すること等により、最新の科学的・技術的知見の蓄積を進めた。 ・震源を特定せず策定する地震動の規制への取入れ、デジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策への対応、IAEA輸送規則の取入れ等のための輸送に関する規則改正など、規制基準の継続的改善を着実に進めた。 ・令和2年度から施行された原子力規制検査については、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて計画を見直しつつ、着実に実施した。 <p>なお、以下の点について、今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度について、令和2年度の運用経験や、検査官会議などを踏まえて、今後改善すべき点を明らかにして実行すべき。 ・核燃料施設等について、グレーデッドアプローチを適用した審査の経験を踏まえて審査の全体的な考え方をまとめるとともに、検査についてマニュアルの整備や重要度評価の考え方の整備を進めるべき。 ・放射性廃棄物に関する規制基準について、中深度処分、ウラン廃棄物の検討は進んでいる。特定放射性廃棄物についても、基本方針に沿った検討が必要。 			
今後の取組の方向性	<p>原子炉等規制法に係る規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請に対し、発電所や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。 ・法定の検査を厳正かつ適切に実施する。 ・事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。 ・令和3年度についても、事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ、公開会合での確認等により適切に対応する。 <p>-----</p> <p>安全研究の推進と規制基準の継続的改善</p> <p>(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析する。 ・国外で今後発生する自然事象に関しては必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。 ・安全研究より得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。 ・事故トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。 <p>(安全研究の積極的な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和3年度以降の安全研究に向けて)」(令和2年6月24日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。 ・令和3年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、令和3年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。 ・令和3年6月をめどに、令和2年度に終了した7件の安全研究プロジェクトの事後評価を、令和4年1月をめどに令和4年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。 ・規制上の課題を踏まえ、今後推進すべき安全研究の分野について検討を行い、令和3年7月に令和4年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。 ・二国間(米NRC、仏国IRSN等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/GSNI等)に積極的に参加する。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関する国際的な調査活動等に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信する。 ・基盤グループの研究職の技術力向上にも資する共同研究を計画どおり推進するとともに、共同研究先と連携して報告会を開催する。 			

	<p>(規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自主的取組として対応することとしている発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策に係る規制上の取扱いについて、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における議論の結果も踏まえ、対応方針を決定する。 ・令和2年度に行った電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の要否等についての検討を進める。 ・令和3年度の民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正する。 ・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析する。 ・技術情報検討会を定期的に開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要なものについては作業担当部署を定め、その進捗状況を確認する。 ・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、並行して原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。 ・検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信及び加盟国との情報交換を行う。 ・実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和3年度の計画に基づき改正作業を進める。 <hr/> <p>改正原子炉等規制法の着実な施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月に本格運用を開始した新検査制度を計画どおり実施するとともに、引き続き、新検査制度に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。 <hr/> <p>規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。 ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。 ・バックフィット制度について、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における検討を進め、これまでのバックフィット事例の分析を通じ改善の方向性を検討する。 ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。 ・施設の特徴・安全上の重要度を踏まえ、グレーデッドアプローチを考慮して核燃料施設等の審査を行う。 ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。 ・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な指導等を行う。 ・中深度処分に係る規制基準等の整備を行う。 ・IRRSの指摘等を踏まえ、廃止措置の終了確認基準に関する判断基準の整備を行う。 ・ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分に関する規制基準の整備を行う。 ・IRRSで受けた勧告・提言について、原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)に係る規制の改善に取り組む。
学識経験を有する者の知見の活用	原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	令和2年度原子力規制委員会年次報告(令和3年6月8日国会報告)

令和2年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施					施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2020	政策評価実施時期	2021年8月	
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。 核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020			
達成すべき目標	<p>次の取組を計画どおり実施することにより、核セキュリティが確保され、国際社会の信頼を維持することを目標とする。</p> <p>(1) 核セキュリティ対策の推進 (2) 保障措置の着実な実施 (3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化</p>					担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 保障措置室長、宮本 久 安全規制管理官(放射線規制担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度					令和2年度
	当初予算(a)	4,234	4,028	3,769	4,484					4,334
	補正予算(b)	0	280	▲ 2	▲ 3	0				
	繰越し等(c)	▲ 701	421	280	0	0				
	合計(a+b+c)	3,533	4,729	4,048	4,481	4,334				
執行額(百万円)	3,412	4,375	3,978	4,417	4,212					
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
1	核セキュリティ対策の推進 【PDCA管理番号: 3. (1)】 (原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) (アウトカム指標)	- (-)	-	-	-	0	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したものの。	A		
		0	0	0	0	0				
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成			
2	令和2年度重点計画に定める核セキュリティ対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 3. (1)】	第3章第1節	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、事業者等と緊密に連絡・調整を図り、検査計画について柔軟に見直した上、令和2年度に予定していた検査を着実に実施した。また、東京電力HD柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、重要度「赤」と評価し、これに伴い同施設の対応区分を4に変更し、追加検査を実施することとした。 一方、柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用事案について、原子力規制庁から原子力規制委員会委員まで適時に情報共有がなされなかった点は、今後改善が必要な事項である。 核物質防護規定の変更認可申請に係る審査を適切に実施した。 特定放射性同位元素の防護措置に関する事業所からの届出・報告について適切に処理を行った。また、事業所に対して定期的に行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、令和2年度途中に年間計画を変更して立入検査を優先的に実施する対象を選定するなどしつつ、可能な範囲で立入検査を実施した。 これに加え、防護措置等の規制を受ける現場でその管理等業務に携わる特定放射性同位元素防護管理者を育成する取組として、一部Webを活用する等新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した育成プログラムを実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、制度整備に係る計画を柔軟に見直した上、国内外の動向等を踏まえて、核セキュリティ対策強化に資する制度整備に向けた検討を進めた。 					B		
3	令和2年度重点計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 3. (2)】 (保障措置拡大結論の維持(アウトカム指標)を含む)	第3章第2節	<ul style="list-style-type: none"> IAEA保障措置その他の国際約束について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。この結果、IAEAが実施した平成31年及び令和元年の我が国における保障措置活動に関する報告(令和2年6月公表)において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。 新型コロナウイルス感染症の影響下においても計画どおり査察を実施するというIAEAの方針を踏まえ、公益財団法人核物質管理センターによる保障措置業務の継続実施に必要な体制を構築するよう指導を行った。 オンライン会議で開催されたAPSN(アジア太平洋保障措置ネットワーク)年次会合(令和2年12月)や核物質管理学会(INMM)(令和2年11月)、IAEAのSSACオンライントレーニングコース(令和2年11月)に出席し、我が国の保障措置に関する情報発信を行い、国際社会の理解促進を図った。また、米国やIAEAに我が国の保障措置に係る取組をまとめた英文資料を送付した。 					A		
4	令和2年度重点計画に定める原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 3. (3)】	第3章第3節	<ul style="list-style-type: none"> 3Sの調和に関する情報共有の仕組みに従って、日々の業務(審査及び検査等)において、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行い、連携を行った。 核物質防護に係る原子力規制検査の結果等について、本庁と地方規制事務所との連携を推進した。 調和に関する内部文書に則り、3Sに係る情報共有を行い審査等及び検査等の業務を適切に行った。 					A		

投入人員【人】	PDCA管理番号 3.(1)	36		
	PDCA管理番号 3.(2)	16		
	PDCA管理番号 3.(3)	5		
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	相当程度進展あり(B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため
評価・分析	<p>以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から施行された原子力規制検査については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて計画を見直しつつ、着実に実施した。 令和元年度から開始された特定放射性同位元素の防護措置の義務付けに関し、届出・報告の処理を適切に行うとともに、立入検査を計画を見直しつつ着実に実施した。 保障措置については、IAEA、関係機関等と適切に連携し、IAEA保障措置その他の国際約束について、誠実に履行した。 <p>特に、東京電力HD柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失及びIDカード不正使用という重大事案に対し、検査等の対応を行った。ただし、IDカード不正使用事案について、原子力規制委員会委員まで適時に情報共有がなされなかった点は、今後改善が必要な事項である。</p> <p>なお、以下の点について、今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の検査等の経験を踏まえ、核セキュリティ対策について改善を進めるべき。 令和2年度は安全文化の育成・維持のための取組が様々に進められたが、核セキュリティ文化についても、研修なども含め、具体的に何ができるか検討して進めるべき。 			
今後の取組の方向性	<p>核セキュリティ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。 原子力規制検査の実績を踏まえ、より効果的な検査計画の立案、検査官の力量の維持・向上に向けた知識の継承を行う。 原子力規制検査を踏まえて指摘事項となった事案等の原子力規制委員会への報告の内容、時期及び方法について検討を行う。 核物質防護規定の変更認可申請に関して、物理的防護及びサイバーセキュリティに係る申請の審査を、引き続き、着実に進める。また審査基準に関して、核セキュリティの規制要求は原子力安全(セーフティ)の規制要求との整合も図りながら、セキュリティ対策強化に資する制度整備を進める。 東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施する。 <p>保障措置の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。 <p>原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 核物質防護規定の変更認可申請の審査において、3Sの影響確認を行う際、核セキュリティと原子力安全(セーフティ)の関係部門のヒアリングに参加するなどして、庁内の連携をより緊密なものとする。 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化については、これらの調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行いつつ、適宜改善を図る。 			
学識経験を有する者の知見の活用	原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	令和2年度原子力規制委員会年次報告(令和3年6月8日国会報告)			

令和2年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2020	政策評価実施時期	2021年8月
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020		
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することで、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全を確保し、事故原因を究明することを目標とする。 (1) 廃炉に向けた取組の監視 (2) 事故の分析 (3) 放射線モニタリングの実施					担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当) 放射線防護グループ 村山 綾介 監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長 原子力規制部 竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)		
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること								
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
	当初予算(a)	7,437	6,795	6,840	7,153	7,050			
	補正予算(b)	0	481	0	129	672			
	繰越し等(c)	▲ 323	▲ 235	437	▲ 183	▲ 384			
	合計(a+b+c)	7,115	7,041	7,277	7,099	7,339			
執行額(百万円)	5,846	6,117	6,750	6,461	6,638				
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
		年度ごとの実績値							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
1	廃炉に向けた取組の監視 (中期的リスクの低減目標マップのうち、令和2年度内の主要な12目標についての指摘及び取組状況の確認) 【PDCA管理番号: 4. (1)】	-	-	-	-	-	12項目	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、中期的リスクの低減目標マップに示された事項(令和2年度内の主要な12目標)について、遅延なく進められるよう監視・指導することが望ましいため。	A
			-	-	-	-	12項目		
2	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催) 【PDCA管理番号: 4. (2)】	-	-	-	-	-	5回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。	S
			-	-	-	5回	8回		
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成		
3	令和2年度重点計画に定める廃炉に向けた取組の監視に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 4. (1)】	第4章第1節	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の変更認可申請について、21件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。 ・審査の進め方について、申請に先立ち東京電力内で申請内容を十分に整理・準備するよう指導した。東京電力に回答の見込み時期を提示させた上で次回の面談を調整する等、より円滑な審査が実施出来るような取組を行った。また、定期的に東京電力と全体の審査状況について面談において認識を共有し、東京電力の認可希望時期を確認することで、廃炉スケジュールを踏まえた審査を実施した。 ・なお、審査面談はオンラインを活用して実施したため、新型コロナウイルス感染症の影響による審査の遅れは発生していない。 ・実施計画検査の年度計画に従い厳正かつ適切に保安検査を実施した。令和2年度は放射線管理、運転管理、設計管理上の不適合事象について指摘した。いずれも安全上の影響は軽微なものであったため、今後継続して事業者の改善状況について保安検査において確認していく。 ・なお、福島第一原子力規制事務所では、新型コロナウイルス感染症対策として検査官が二班に分かれ、新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合においても検査を継続できる体制をとった。 ・検査等業務を円滑に実施するため、専門検査部門は東京電力福島第一原子力発電所事故対策室との調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しを踏まえ、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施した。具体的には、専門検査部門は実施計画の審査のための面談や東京電力福島第一原子力発電所事故対策室連絡会に参画し、検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映するとともに、検査にあたっては、事業者が実施する検査の状況を厳正に確認した。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、検査官の健康状態に問題がないことを確認した上で検査を実施させるなど柔軟に対応した。 					A	

			<ul style="list-style-type: none"> ・発災後間もない時期は廃炉作業における安全対策が確立していなかったことから、設備の設計、作業方法など詳細に実施計画に規定され、慎重に安全性を審査してきた。このため、状況の変化により計画を変更した場合に、たとえ軽微な変更であっても実施計画の変更が必要となり、作業が円滑に進められていない事例が挙げられた。また、これまでの廃炉作業の蓄積を踏まえ、実施計画に規定する事項について整理が必要である。 ・実施計画と実用炉の設置許可及び施設工認の申請書本文の記載事項との比較を行い、実施計画の審査の際に原子力規制委員会として認可をすべき範囲について検討を行っている。 ・実施計画の保安措置については実施計画第三章に定められている。第1編と第2編は、それぞれ1～4号炉及び5・6号炉に係る保安措置を定めており、実用炉の保安規定の内容に相当する。第3編がその補足説明となっている。現状、保安規定相当の内容に変更が無い場合でも、補足説明に変更がある場合は実施計画の変更を要する。この状況を踏まえ、補足説明のうち必要な部分のみを実施計画の本文とする方向で検討を行っている。 			
4	令和2年度重点計画に定める事故の分析に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号：4.(2)】	第4章第2節	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所において11回の現場調査を実施し、事故分析に必要な情報の収集等を行った。 ・東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を8回開催し、原子炉格納容器からの放射性物質等の放出又は漏えい経路・箇所、原子炉建屋における水素爆発の詳細分析、原子炉冷却のために機能すべき機器の動作状況等について検討し、着実に事故分析の議論を進めることができた。 ・大学等の外部専門家等とオンライン等を利用した意見交換を積極的に行い、議論を進めることができた。 ・国際会議(NRC expert meeting, The Fourth Meeting of the Programme Review Group of the OECD/NEA ARC-F Project, DOE-NE Fukushima Expert Panel meeting等)にオンラインで参加し、海外の規制機関等に事故分析の検討状況について情報発信するとともに、内容について議論した。 ・これまでの検討内容の取りまとめ案について令和3年1月28日～2月26日の期間に意見募集を実施した。意見募集の結果等も踏まえ、令和3年3月5日に中間取りまとめを行い、第63回原子力規制委員会(令和3年3月10日)で報告を受けた。 ・福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議を3回開催し、シールドプラグの汚染状況等の事故調査の進捗を共有するとともに、1/2号機SGTS配管の撤去、2号機燃料デブリの試験的取り出し等の廃炉作業の進捗を共有し、関係機関との連携を図った。 			A
5	令和2年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号：4.(3)】	第4章第3節	<ul style="list-style-type: none"> ・地上における空間線量率測定、航空機による空間線量率測定、福島周辺海域等の海水及び海底土の放射性物質濃度測定並びに環境試料中の放射性物質濃度測定等の、総合モニタリング計画に基づいた環境放射線モニタリングを、計画された頻度で実施した。また、環境放射線モニタリング結果について集約し、解析・評価を行った上で四半期ごとに「環境モニタリング結果の解析について」を報告する等、環境放射線モニタリングの結果をウェブサイト公表した。 ・福島県内のモニタリングポストについては、自治体及び委託業者と調整を行いつつ、移設、撤去及び再配置等を実施した。また、モニタリングポストの故障等(突発的な故障含む)への対応については、点検・校正時の結果を踏まえつつ、計画的に実施した。 			A
投入人員【人】		PDCA管理番号 4.(1)	32			
		PDCA管理番号 4.(2)	6			
		PDCA管理番号 4.(3)	6			
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため		
評価・分析	<p>以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃炉に向けた取組の監視については、中期的リスクの低減目標マップのうち令和2年度内の主要な目標12項目全てについて進捗状況等の確認や必要な指摘を行うとともに、廃炉の進捗状況、事故分析で得られた知見等を踏まえ、リスクマップを改定した。また、実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、21件認可した。 ・事故の調査・分析については、現場調査や検討会等により着実に進め、令和3年3月に中間取りまとめを行うという大きな成果を挙げた。 ・放射線モニタリングについては、総合モニタリング計画に基づき陸域・海域のモニタリングを着実に進めた。 <p>なお、以下の点について、今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び分析棟の運用に遅れが出ているところ、遅れがでないよう実施状況を監視するとともに必要な助言を行うべき。 					

<p>今後の取組の方向性</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期リスクの低減目標マップに示された1つ1つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力HDの廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。 ・東京電力HDから提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞ることなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。 ・実施計画の記載事項の見直し方針については、使用前検査、施設定期検査の運用とも整合を取る必要があるため、検査グループなどとも議論した上で決定する。 ・実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。 <p>東京電力福島第一原子力発電所事故の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に取りまとめた中間取りまとめ、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度以降の事故分析の進め方について方針を決定し、それに基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進める。 ・令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信する。 ・令和2年度に取りまとめた中間取りまとめにおいて認識された問題について、現在の安全規制とどのように関連しているかを精査することに資するため、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室は、庁内関係部署の検討に参画するとともに、情報を共有する。 ・福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。 <p>放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合モニタリング計画に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表する。 ・福島県内のモニタリングポストについて、設置場所の管理者からの依頼を踏まえ、必要に応じてモニタリングポストの移設等を実施する。また、モニタリングポストの破損等への対応を実施する。また、福島県内のモニタリングポストの老朽化対応として、令和3年度から10年計画で主要部品等の更新を実施する。
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>令和2年度原子力規制委員会年次報告(令和3年6月8日国会報告)</p>

令和2年度実施施策に係る政策評価書(案)

施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施					施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2020	政策評価 実施時期	2021年8月
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。 					目標設定 の考 え 方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020		
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することにより、適切な放射線防護対策がなされ、放射性同位元素等の利用の安全が確保され、緊急時対応が的確に実施できるようにすることを目標とする。 (1)放射線防護対策の推進 (2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3)原子力災害対策指針の継続的改善 (4)危機管理体制の整備・運用 (5)放射線モニタリングの実施					担当部 局・作成 責任者名	長官官房 足立 敏通 情報システム室長、古金谷 敏之 緊急 事案対策室長 放射線防護グループ 新田 晃 放射線防護企画課長、村山 綾介 監視情 報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長、寺崎 智 宏 保障措置室長、中村 振一郎 安全規制管理官 (核セキュリティ担当)、宮本 久 安全規制管理官 (放射線規制担当)		
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること								
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度				令和2年度
	当初予算(a)	17,201	17,448	15,846	15,808	15,695			
	補正予算(b)	▲ 7	2,281	4,608	3,527	5,015			
	繰越し等(c)	895	▲ 2,366	▲ 2,259	▲ 945	694			
	合計(a+b+c)	18,089	17,362	18,195	18,391	21,404			
	執行額(百万円)	15,439	16,082	16,595	16,950	19,999			
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
		年度ごとの実績値							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
1	危機管理体制の整備・運用 (緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上) 【PDCA管理番号:5. (4)】	- (-)	-	-	-	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	S	
		-	-	-	-	約6%			
2	危機管理体制の整備・運用 (原子力事業者防災訓練の確認) 【PDCA管理番号:5. (4)】	- (-)	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和2年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。	B
		39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	38事業所 /39事業 所			
3	放射線モニタリングの実施 (全都道府県の環境放射能水準調査結果の公表) 【PDCA管理番号:5. (5)】	- (-)	365日分	365日分	365日分	366日分	365日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の環境放射能水準調査の結果を365日分遅滞なく公表することを目標値とする。	A
		365日分	365日分	365日分	366日分	365日分			

定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価	達成
4	令和2年度重点計画に定める放射線防護対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号：5. (1)】	第5章第1節 ・放射線審議会総会を開催し、6件の諮問に対して答申を出す他、眼の水晶体等価線量限度の取り入れ等に係る対応状況のフォローアップ及び放射線業務従事者に対する健康診断に係る中間的な取りまとめを適切に行うことにより調査審議の取りまとめに貢献した。また、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を適切に行った。 ・令和2年度放射線安全規制研究戦略的推進事業において、プロジェクト(新規・継続)の採択、進捗管理、年次評価を着実に実施し、令和3年度事業を早期に開始できるよう、計画的に重点テーマの選定及び公募を行った。また、成果の一部を放射線審議会における放射線防護に係る国際動向の調査審議及びICRP2007年勧告の取り入れ(放射線業務従事者に対する健康診断のあり方)に係る審議に活用した。 ・令和4年度以降の放射線安全に係る研究について、原子力規制庁で実施する安全研究の一部として取り込み、令和4年度から実施できるよう体制整備の準備を行った。 ・岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について、放射線防護に係る国際機関の最新の知見の調査・分析を進めるとともに、ICRP1990年勧告の国内法令取り入れにおける天然の放射性核種の放射線防護の在り方に関する放射線審議会基本部会の検討状況等について過去の資料等を用いて調査を進めた。調査結果を整理し、放射線審議会に報告した。さらに、令和3年度の放射線審議会、外部の専門家から最近の国内情報等について報告が行われるよう調整した。	A
5	令和2年度重点計画に定める放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号：5. (2)】	第5章第2節 ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査を厳正かつ適切に実施した。また、事業所に対して定期的に行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、令和2年度の途中に年間計画を変更して立入検査を優先的に実施する対象を選定するなどしつつ、可能な範囲で立入検査を実施した。 ・放射線測定の信頼性確保の義務化について、原子力規制委員会において施行規則の改正を決定し、公布した。規則改正を踏まえた関連ガイドについて被規制者から意見聴取を行った。 ・規制体系の改善のためのガイドの整備については、原子力規制委員会が概要及び方針の報告を受け、令和2年度は被規制者からの意見聴取を2回実施した。 ・放射性物質の輸送に関するIAEAの安全要件及びIRRSの指摘事項の規制への取り入れについて、意見公募、放射線審議会への諮問及び同審議会の答申を経て、原子力規制委員会において、規則等の一部改正を決定し、施行した。 ・他のIRRSの指摘事項である輸送検査対象物の範囲の拡張等について、ガイドの策定を進めている。	A
6	令和2年度重点計画に定める原子力災害対策指針の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号：5. (3)】	第5章第3節 ・地域原子力防災協議会において取りまとめられた避難計画を含む各地域の緊急時における対応の実態等を踏まえ、原子力災害対策指針において施設敷地緊急事態の段階で避難を実施しなければならない対象者をより明確化するための検討を行った。 ・令和元年度第75回原子力規制委員会(令和2年3月30日)で了承した緊急時活動レベル(EAL)の見直しの今後の進め方を踏まえ、特定重大事故等対処施設の運用開始を見据えたEALの見直しについて、加圧水型発電用原子炉を対象に合計3回の緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合を開催し、原子力事業者との意見交換を行った。 ・会合の結果を踏まえ、第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において(1)原子力災害対策指針、(2)原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則及び(3)原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の改正案を作成し、意見募集を実施した(令和2年10月16日まで)。第35回原子力規制委員会(令和2年10月28日)において、意見募集の結果及び規則等の改正を決定した。 ・EALの判断基準に係る抜本的な見直しについて、第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において中長期的な課題としてとりまとめたが、具体的な対応はできなかった。 ・放射能測定法シリーズと原子力災害対策指針補足参考資料等に係る技術的検討事項について、環境放射線モニタリング技術検討チーム会合を令和2年7月、12月及び令和3年3月に開催し、検討を行った。検討結果を踏まえ、測定法シリーズNo.7を9月に改訂した。また、緊急時における環境試料採取法の新規策定について作成を進め、大気中放射性物質測定法の新規策定の方向性の検討を進めている。	B
7	令和2年度重点計画に定める危機管理体制の整備・運用に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号：5. (4)】	第5章第4節 ・令和元年度の原子力総合防災訓練の教訓を踏まえ、原子力規制庁幹部の緊急時の体制の見直し等を行い、その内容について内閣府(原子力防災)や関係省庁と連携、調整のうえ、令和2年7月27日に「原子力災害対策マニュアル」を改訂した。 ・上記マニュアルの改訂を踏まえ、原子力規制庁や内閣府(原子力防災)の緊急時の具体的な対応を定めた初動対応体制等の見直しを行い、令和2年10月26日に「原子力災害対策初動対応マニュアル」を改訂した。 ・放射性物質の陸上輸送時の事故への対応として令和元年度に策定した初動対応マニュアルの実効性を確認するための訓練実施に向け、令和2年9月より検討を開始し、令和3年2月に訓練を実施した。 ・その他、検査制度の見直しに伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正への対応や、防災基本計画との整合を図るため、令和2年7月10日に「原子力規制委員会国民保護計画」を変更した。 ・危機管理用通信ネットワーク設備・システムの設備整備を遅延無く適切に実施した。 ・緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムについて、新型コロナウイルス感染症の対策による開発側の作業効率低下のため運用開始時期を令和2年10月目途から令和2年度中へ変更し、システムの開発及び運用面の必要な調整等を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の対策に伴う計画変更により、令和2年度当初は訓練機会が減少したが、内閣府(原子力防災)とも協力し、新型コロナウイルス感染症の対策を講じた訓練や研修計画を効率的に実施することにより、概ね計画された訓練・研修の環境を整備した。 ・緊急時参集要員に対しては、令和元年度に引き続き、各機能班等ごとの能力向上シートの作成、同シートを活用した各班員の人事評価を実施し、従事する職員の力量管理体制を強化できた。 ・放射性物質の拡散シミュレーションを活用し、運用上の介入レベル(OIL)の判定等、オフサイトにおいて講じるべき防護措置を判断する能力を養成するための図上演習を令和2年度に実施したところであり、令和3年度以降、放射線防護企画課がオンサイト担当部局を含む関係課室や関係機関と連携し、高度な意思決定能力を養成するための訓練を検討し、実施する。 ・緊急時にオフサイトにおいて講じるべき防護措置のうち、判断を要する事項及び検討を要する課題を整理し、内閣府原子力防災担当等との定例の勉強会の枠組みを活用して検討を行った。 ・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替・解除等について、今後公開の検討チームにおいて検討する方針とした。	B

		<ul style="list-style-type: none"> ・第5回訓練シナリオ開発ワーキンググループ(令和2年6月18日)において、令和元年度に実施した訓練結果を踏まえた令和2年度訓練実施方針について検討を行い、その方針について令和2年7月28日に開催した原子力事業者防災訓練報告会において報告した。 ・報告した実施方針に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部実施が遅れていた8原子力事業者で指揮者の判断能力向上のための訓練、8原子力事業者で現場の対応能力向上のための訓練を実施した。また、これらの訓練成果を踏まえて、令和2年度訓練実施方針に基づく訓練シナリオを作成した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当該訓練シナリオを用いた訓練は、令和3年度に実施予定。 ・原子力災害対策中央連絡会議については、令和2年11月19日及び令和3年3月23日に開催し、原子力事業者における原子力発電所内の医療体制の整備等の取組について関係省庁と情報共有を行った。 ・原子力災害対策地域連絡会議については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催できなかった。 ・現行の「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、令和3年度に前回の見直しから3年を迎えることから、前回改正の際に新規に指定した基幹高度被ばく医療支援センターの役割の明確化等の見直しに関する論点を整理し、今後の検討の進め方等の原案作成を行った。また、関係自治体に対しては原子力災害拠点病院の指定や運用に際し課題と考えていることなどについて、見直し作業の基礎資料となる質問調査を、基幹高度被ばく医療支援センターに対しては事業者責任者等へのヒアリングを実施し、原子力災害医療に関する課題の洗い出しを行った。得られた結果等を踏まえ、令和2年度内に見直しの方向性について検討した。 			
8	令和2年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(5)】	第5章第5節	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力関係施設の周辺における放射線監視を持続するため、関係道府県と調整し優先度の高い整備案件を精査し、各道府県(立地16道府県、隣接8道府県)に対して適切な放射線監視等交付金の配分を行った。 ・国が設置しているモニタリングポストについては、24時間体制で稼働状況の監視を行った。異常値等が発生した場合には現地調査を行い適切に措置した。 ・緊急時における放射線モニタリング体制については、緊急時モニタリングセンター(EMC)及び原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)に所属する参集要員に対してモニタリング実務研修、EMCに係る訓練及び机上訓練等の研修を実施することで要員の能力向上を図るとともに、体制の強化や必要に応じた見直しを行った。また、各地方の運営について、体制や役割を明確化した。 	A	
投入人員【人】		PDCA管理番号 5.(1)	10		
		PDCA管理番号 5.(2)	25		
		PDCA管理番号 5.(3)	13		
		PDCA管理番号 5.(4)	77		
		PDCA管理番号 5.(5)	31		
目標達成度合いの測定結果		各行政機関 共通区分	相当程度進展あり (B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため
評価・分析		<p>以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線防護対策については、放射線審議会において6件の諮問への答申が出されたほか、放射線業務従事者に対する健康診断に係る中間的取りまとめが行われた。また、天然の放射性核種の放射線防護の在り方について、調査、検討を進めた。さらに、放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施した。 ・放射性同位元素等規制法に係る規制については、審査及び立入検査を着実に実施するとともに、放射線測定の信頼性確保の義務化、規制体系の改善のためのガイドの整備等の継続的改善を進めた。 ・原子力災害対策指針については、特定重大事故等対処施設等を考慮した緊急時活動レベル(EAL)の見直しのための改正を行うなど、継続的な改善を進めた。 ・危機管理体制の整備・運用については、職員の訓練・研修は、目標どおりないし目標を上回って実施できた。また、危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化、放射線モニタリング情報共有・公表システムの新システムの整備を行った。さらに、原子力総合防災訓練から得た教訓事項等を踏まえて、原子力災害対策マニュアル、原子力災害対策初動対応マニュアルを改訂した。 ・放射線モニタリングについては、環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視を実施し、その結果を遅滞なく公表した。 <p>ただし、原子力事業者防災訓練の実施(目標:39の全事業所、実績:38事業所)については定量目標を達成できなかった。EALの判断基準に係る抜本的な見直しについては中長期的な課題として取りまとめたものの具体的な対応はできず、また、原子力災害対策地域連絡会議については新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった。</p> <p>なお、以下の点について、今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月13日の福島県沖地震の際の緊急時対応について、各機能班の動きや相互の連携等に課題が見られ、今後検証して改善していくことが必要である。 			

	<p>放射線防護対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」へのクリアランスに係る記載の追加や新しいICRP勧告の反映を行う。また、放射線審議会の関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を共有することにより、関係省庁との連携を適切に実施していく。 令和3年度放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施するとともに、令和2年度で終了した採択課題について、外部有識者による評価委員会を通じて、成果目標の達成状況等に関する事後評価を適切に行う。 放射線安全に係る研究について、原子力規制庁で実施する安全研究の一部として取り込み、令和4年度より実施できるよう体制整備を進める。 岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について、放射線審議会の審議結果を踏まえて更に検討を進める。 <p>放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。 審査ガイド等の整備を着実に進めることにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。 IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、ガイドの整備等引き続き必要な対策を進める。 <p>原子力災害対策指針の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。 モニタリングの技術的事項について引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等について順次取り組む。 第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)について、検討を進める。 <p>危機管理体制の整備・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの構築に係る計画・企画の策定及び仕様書案作成のための調査準備に係る事業を確実に実施する。 緊急時対策支援システムは、現行システムを適切に維持・管理すると共に、原子力事業者側設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。 緊急時にオフサイトにおいて講じるべき防護措置を判断するための能力を養成する図上演習を引き続き実施するとともに、研修訓練の更なる充実について検討する。 緊急時にオフサイトにおいて講じるべき防護措置のうち、判断を要する事項及び検討を要する課題について、引き続き検討を行う。 事故事象の進展が遅い場合に想定される防護措置の継続・切替え・解除等について、問題点と検討の方向性を整理し、今後の検討チームにおける議論に備える。 検討により得られた結果等を踏まえ、必要に応じて「原子力災害拠点病院等の施設要件」の改正を行う。 各機能班等の要員が組織的かつ継続的に緊急時対応能力を維持向上させるため、今後策定される「緊急時対応に係る訓練基本方針」を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示す。各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化させる。緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行う。さらに、オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を実施する。 緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを行う。また、令和2年度の放射線物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえ、必要な改善を図る。 令和3年度も引き続き、原子力事業者防災訓練について、令和2年度の評価結果、事業者との意見交換等を踏まえて、評価方法の見直しを検討する。必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和3年度原子力事業者防災訓練を実施し、その評価を行う。 令和3年度も引き続き、発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、令和2年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和3年度訓練実施計画等の検討を行うとともに、訓練を実施する。 令和3年度も引き続き、原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。 <p>放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電施設等の周辺における平常時モニタリングについて、立地及び隣接道府県が「平常時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」及び「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」に基づいた放射線監視体制を維持し必要な調査を実施するために放射線監視等交付金を適切に交付する。特に、平常時放射線監視体制に用いている経年劣化した放射線測定器更新等の充実強化に関する課題に適切に対応するために必要な費用を交付する。国が全国に設置しているモニタリングポストについては、稼働状況の調査を行う。 核燃料施設に係る平常時モニタリング及び冷却告示対象施設に係る緊急時モニタリングについては、環境放射線モニタリング技術検討チームにおける議論、各種防災訓練等で抽出された課題等を踏まえ、制度改正等に順次取り組む。 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムの運用の開始に伴い、適切な運用ができるように必要な調整等を実施していく。 自治体からの要望や机上訓練の内容も踏まえ、訓練の高度化を検討する。 内閣府が設置した地域原子力防災協議会において取りまとめる「各地域の緊急時対応」について、内閣府、その他関係機関と連携し緊急時モニタリングに係る部分の作成又は更新を行う。また、各地域のEMCIにおいて、引き続きの実情に応じた対応等を自治体等と調整し役割等の明確化を進める。
今後の取組の方向性	
学識経験を有する者の知見の活用	原子力規制委員会政策評価懇談会 原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	令和2年度原子力規制委員会年次報告(令和3年6月8日国会報告)

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

施策名	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2021	政策評価 実施予定時期	2022年8月		
施策の概要	・原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。 ・人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。		目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2021				
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することにより、独立性・中立性・透明性が確保され、原子力規制委員会の組織体制が十分なものとなることを目標とする。 (1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成		担当部局・作成責任者名	長官官房 黒川 陽一郎 総務課長、渡邊 桂一 監査・業務改善統括調整官、村田 真一 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長、金城 慎司 人事課長 技術基盤グループ 遠山 真 技術基盤課長 原子力規制部 大島 俊之 原子力規制企画課長 原子力安全人材育成センター 大向 繁勝 原子力安全人材育成センター副所長				
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること							
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (会議等の公開の割合) 【PDCA管理番号:1.(1).】	- (-)	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。
			100%	100%	100%	100%		
2	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (ホームページのウェブアクセシビリティの確保) 【PDCA管理番号:1.(1).】	- (-)	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。
			A※	A※	A※	A※		
3	職員の確保と育成 (定数に対する実員数の割合) 【PDCA管理番号:1.(3).】	- (-)	-	-	-	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合95%を目標とする。
			95.8%	93.6%	95.4%	94.3%		
4	職員の確保と育成 (新規採用者に占める女性割合) 【PDCA管理番号:1.(3).】	- (-)	-	-	-	-	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。
			24.0%	31.0%	45.5%	34.5%		
5	職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人数) 【PDCA管理番号:1.(3).】	- (-)	-	-	-	2500人	2500人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数2500人を目標とする。
			1241人	1685人	2031人	2615人		

定性指標	目標	測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠
<p>6</p> <p>令和3年度重点計画に定める原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 1. (1).】</p>	<p>(独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。 - web会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。 - 自動文字起こし結果の公開を安定的に行うことができたか。公開の対象となる面談等の規模の拡大のために必要な手段を準備できたか。 - リニューアル後のホームページの一般公開が行えたか。 - 「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。 - 固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの検討を行い、実装可能方法を検証できたか。 - 原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。 <p>(外部とのコミュニケーションの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行えたか。 - CEO、CNO、ATENAとの意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換、炉安審・燃安審を開催できたか。 - 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策の検討及び実行ができたか。 - 原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。 <p>(安全文化の育成・維持)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込んだか。 - 安全文化に係るアンケート調査について、国際的な水準にも沿った定点観測の手法となるよう改善できたか。 - マネジメントレビューにおいて、意識調査の結果や、具体的な活動の実績を評価し、次年度の計画に反映させるサイクルを構築できたか。 - 安全文化に係る、課室を超えた風通しの良いコミュニケーションの具体的な仕組みを構築したか。また、課室毎の具体的な活動が広がりを見せたか。 - 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施し、原子力規制検査等を通じて、事業者に必要な助言ができたか。 	<p>原子力規制委員会 令和3年度重点計画</p>
<p>7</p> <p>令和3年度重点計画に定める規制業務を支える業務基盤の充実に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 1. (2).】</p>	<p>(マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 全ての主要プロセスのマニュアル及びマネジメント規程運用マニュアル(仮称)を策定できたか。 <p>(国際協力の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。 - 得られた知見について、原子力施設の規制へ反映すべきものがないか検討し、規制の改善に活用できたか。 - 二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行えたか。 - 改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組みの活用等により、我が国の特定核燃料物質の防護の規制の継続的な改善につなげることができたか。 - 放射線防護に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。 - 各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。 <p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。 - 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。 - 行政文書の体系化を検討できたか。 - 組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しが行われたか。 - 予算の適切な執行管理を行えたか。 - 情報システムの利用による効率化等を通じた取組が、管理的な業務の機能の充実又は改善につながったか。 - 調達仕様どおりに職員がいつでもどこでも業務を遂行できる環境を提供し、ワークライフバランスの実現に貢献するとともに、感染症の流行や大規模な災害が発生した場合においても、行政事務が遂行できる業務継続性を実現することを目的とするシステムの構築ができたか。 - 情報システムの安定的な運営を実現したか。また、サイバーセキュリティ事案等の発生下においても変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与したか。 <p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。 - 訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。 - 長官官房における審査等を通じて、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。 - 必要に応じてマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。 	<p>原子力規制委員会 令和3年度重点計画</p>

8	<p>令和3年度重点計画に定める職員の確保と育成に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号: 1. (3)】</p>	<p>(高い倫理観の保持) - 研修や幹部メッセージの発出等の啓発に係る取組を各課へ指導を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランスの施策に対する達成度合(男性育休(2025年までに30%)等) - 全職員について、月45時間を超える超過勤務月数が6ヶ月以内となることを達成し、達成できない職員については、健康上の配慮を適切に実施したか。職員への指導監督及びワークライフバランスの施策を適時、適切に行ったか。</p> <p>(原子力規制人材の確保) - 定数に対する実員数(95%)、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性割合(35%、うち総合職試験からの採用者に占める女性割合35%)、障害者法定雇用率(2.6%)を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。 - 行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、原子力規制人材育成事業の実績を把握するための評価を適切に実施し、実績を把握したか。</p> <p>(原子力規制人材の育成) - 規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。 - 研修の質の向上に向けた取組を試行できたか。 - 令和3年度末までに事務系職員に必要な研修の実施に向けた検討を行ったか。 - 国際協力業務への資質のある人材の育成のための機会を提供したか。 - 海外機関への派遣職員数を確保したか。新型コロナウイルス感染症の影響により海外機関に派遣することができなかった職員については、可能な限り派遣を行ったか。 - 人材育成の基本方針を改定し、それを踏まえ、職員により詳細なキャリアパスを示したか。 - 年1回の希望調書において、能力に応じたポスト任用をされているかの満足度等の調査を実施できたか。 - 職員のキャリアパスに対する不安等について、それらを取り除く解決策について検討を行ったか。 - 原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)について、計画的に課題解決を図ることができたか。 - 外部の研究組織/部門との人事交流や共同研究事業の拡大・推進ができたか。また、安全研究の結果に基づく公表活動が積極的に進められたか。研究系職員の研究能力の向上に努めたか。 - 研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。</p>	<p>原子力規制委員会 令和3年度重点計画</p>
---	---	---	-------------------------------

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和3年度 行政事業 レビュー 事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
(1) 原子力安全規制情報広聴・ 広報事業 (平成16年度)	328 (311)	317 (307)	631 (608)	676 (642)	625	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページリニューアルに関する構築作業について、令和3年度に向けた一般公開を行えるよう、令和2年度に作成したプロジェクト計画に沿って構築作業を実施する。 ・コールセンターを設置し、個別の問合せや相談に対し電話で回答等を行う。 ・原子力施設等に重大な影響を及ぼす事象が発生した際に、一般国民に対して情報提供を行うシステムの整備を行う。 ・定例会や審査会合、記者会見等の原子力規制委員会の活動について、撮影・配信・アーカイブ化を行う。 ・過去にホームページで公開した資料をアーカイブし、インターネットから容易に検索可能とするシステムの整備・運用を行う。 ・本格導入した音声自動文字起こしシステムを活用し、会合等の詳細な内容を公開することにより、透明性の確保を行う。 	001
(2) 国際原子力発電安全協力推進事業 (平成7年度)	134 (48)	114 (63)	72 (48)	67 (5)	66	7	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国規制機関との協力を進め、継続的に二国間、多国間の枠組みを通して、原子力規制に関する情報収集・発信及び意見交換等を行うとともに、諸外国原子力規制機関との人的交流を行う。 ・また、アジア・世界の原子力規制機関同士が情報を共有する枠組みであるANSN(Asian Nuclear Safety Network)、GNSSN(Global Nuclear Safety and Security Network)を活用し、海外の原子力規制に係る最新情報の収集・発信を行う。 	002
(3) 国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金 (平成4年度)	293 (293)	323 (287)	336 (232)	255 (179)	180	7	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関(IAEA)の特徴を生かした様々な安全向上活動に参画し、そのために必要な任意拠出金を拠出するもの。具体的には、IAEAが取り組んでいる、①質が高く効率的なIAEA安全基準等の策定や継続的な見直し、②IAEAの核セキュリティに係る技術指針の策定や見直し、③原子力・放射線緊急事態に対するIAEAの枠組みを通じた準備及び対応の強化、④アジア地域や原子力導入新興国等の規制の向上のための協力連携の枠組みやネットワークの運営構築等の活動に対して、任意拠出金を拠出し、事業に参画する。 	003
(4) 経済協力開発機構原子力機関拠出金 (平成18年度)	52 (46)	47 (47)	54 (49)	50 (45)	49	7	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の活動を支える義務的拠出金の事業である。OECD/NEAが取り組んでいる原子力施設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原子力規制の向上につながる情報を収集する。 	004

(5)	原子力発電安全基盤調査拠出金 (平成4年度)	68 (68)	69 (22)	72 (60)	46 (29)	31	7	原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の特徴を活かし、任意拠出金に基づきOECD/NEAの事業活動に参画するもの。具体的には、OECD/NEAが取り組んでいる、放射性廃棄物の管理・処分に関する事業(東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した燃料デブリ・がれき等を安全に管理・処分するための規制取組に向けた調査等)に参画するとともに、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資する情報の収集を行う。	005
(6)	原子力検査官等研修事業 (平成24年度)	357 (253)	248 (208)	416 (343)	429 (211)	401	8	原子力検査官を含む原子力規制委員会職員の育成のための研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、高度な専門性を有する人材の育成に係る調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施し、原子力検査官等の専門能力や規制業務の専門性を高め、原子力の安全確保に貢献する。また、国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行う。 ※平成30年度より、平成29年度事業「原子力保安検査官等訓練設備整備事業」と「原子力安全研修事業」を統合。	006
(7)	プラントシミュレータ研修事業 (平成26年度)	353 (274)	512 (503)	272 (231)	283 (260)	256	8	発電炉は事故時の影響の大きさから原子力施設の中でも特に安全性への注力が必要な施設であるため、新規制基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや、事故対策の理解の増進、事故時のプラント状態や進展予測の能力向上を目的として、実機に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータを活用した研修を通して原子力規制を担う人材の専門能力の向上を図る。 また、研修を効果的に行うため、新規制基準適合性に係る審査の状況などを踏まえたシミュレータの改良や維持管理を行う。	007
(8)	原子力規制人材育成等の推進 (平成28年度)	382 (286)	381 (286)	359 (270)	350 (201)	296	8	国内の大学等が提案した原子力規制人材の育成に係る教育プログラムを選定し、その取組に対して補助を行う。事業が継続する平成29年度、令和2年度採択の8事業者と年度初めに契約を締結し、十分な事業実施可能期間を確保する。また、令和2年度行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項を踏まえ、委託も活用して事業効果の把握・向上に務めつつ、新たに原子力規制人材の確保が必要な類型において公募を行い、優れた取組を採択する。	008
(9)	原子力の安全研究体制の充実・強化事業 (令和元年度)	-	-	823 (813)	800 (738)	916	8	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関(TSO)である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	009
施策の予算額・執行額		1,967 (1,580)	2,009 (1,724)	3,035 (2,653)	2,957 (2,310)	2,820			

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化		施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2021		政策評価 実施予定時期		2022年8月			
施策の概要	・原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 ・最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。 ・原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。		目標設定の考え方・根拠		原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2021							
達成すべき目標	次の取組を計画どおり実施することにより、原子力利用の安全が確保され、原子力規制に係る技術基盤が強化されることを目標とする。 (1)原子炉等規制法に係る規制の実施 (2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3)改正原子炉等規制法の着実な施行 (4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応		担当部局・作成責任者名		技術基盤グループ 遠山 眞 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、迎 隆 安全技術管理官(核燃料廃棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(地震・津波担当) 原子力規制部 大島 俊之 原子力規制企画課長、田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)、志間 正和 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、古金谷 敏之 検査監督総括課長、武山 松次 安全規制管理官(実用炉監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)							
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること											
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
		年度ごとの実績値										
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度						
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。(原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)				
		0	0	0	0	0						
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0	0					
		0	0	0	0	0						
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0	0					
		0	0	0	0	0						

定性指標	目標	測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠
<p>4 令和3年度重点計画に定める原子炉等規制法に係る規制の実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:2.(1)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 設置変更許可申請、設計及び工事の計画認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。 - 設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。 - 審査に関する原子力規制委員会決定文書等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。 - 「震源を特定せず策定する地震動(全国共通)」について、原子力規制委員会決定された手順を踏まえて適切に対応したか。 - 原子力規制検査を所定のガイドを用いて計画どおりに実施して特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。 - 東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。 - 事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進させることができたか。 - 事故トラブルについて、公開会合での確認等により事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。 	<p>原子力規制委員会 令和3年度重点計画</p>
<p>5 令和3年度重点計画に定める安全研究の推進と規制基準の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:2.(2)】</p>	<p>(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 最新知見を収集し分析することができたか。 - 国内外で今後発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。 - 技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。 <p>(安全研究の積極的な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 実施方針等に基づき定めた計画に沿って研究者倫理を遵守しつつ安全研究業務を達成できたか。 - 積極的な成果の公表ができたか。 - 事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。 - 令和4年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。 - 研究に関する国際活動に積極的に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。 - 共同研究を計画どおりに進めることができたか。共同研究報告会が開催できたか。 - 放射線安全に係る研究について、原子力規制庁で実施する体制を整えたか。 - 安全研究センターの次期中長期目標を適切に定めることができたか。 <p>(規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策に係る規制上の取扱いについて、対応方針を決定したか。 - 米国の差異を分析するなど制度改正の要否等について検討したか。 - 技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正したか。 - 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析したか。 - 技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。 - 技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会と速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。 - 技術情報検討会後、計画的に規制基準への反映を行ったか。 - 運転検査官会議における事例紹介、運転経験関連国際会合における情報発信及び加盟国との情報交換を行ったか。 - 事故トラブルから得た教訓を必要に応じて規制への反映が行えたか。 - 規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。 	<p>原子力規制委員会 令和3年度重点計画</p>
<p>6 令和3年度重点計画に定める改正原子炉等規制法の着実な施行に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:2.(3)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 計画どおり原子力規制検査を実施できたか。新検査制度に対する検査官の理解が進んだか。新検査制度の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。 - 検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。 - 検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。 	<p>原子力規制委員会 令和3年度重点計画</p>

7	令和3年度重点計画に定める規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:2.(4)】	<ul style="list-style-type: none"> - 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。 - 業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。 - バックフィット制度について、改善の方向性を検討したか。 - 原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適格性確認を行ったか。 - グレーデッドアプローチを考慮して核燃料施設等の審査を行ったか。 - 廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。 - 東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。 - 中深度処分に係る規制基準等を整備したか。 - 廃止措置の終了確認基準に関して、必要な判断基準等を整備したか。 - ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分について規制基準を整備したか。 - 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に基づき、必要な検討が進められたか。 - IRRSで受けた勧告・提言について、原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)に係る規制の改善を関係部署の業務計画に反映し、実施することができたか。 					原子力規制委員会 令和3年度重点計画		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和3年度 行政事業 レビュー 事業番号	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
(1)	試験研究炉等の原子力の安全規制 (平成23年度)	46 (25)	30 (13)	25 (12)	23 (10)	21	4.6	原子炉等規制法に基づき、核燃料施設等に係る審査及び検査を実施するとともに、原子炉主任技術者試験を実施する。具体的には、施設設置の許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査に加え、原子力規制検査等の法定検査を通じて当該施設の安全を確認する。	010
(2)	原子力規制検査の体制整備事業 (旧:発電炉運転管理分野(検査・運転管理)の規制高度化事業) (平成23年度)	73 (40)	67 (42)	292 (239)	211 (159)	125	4.6	令和2年4月に施行された新検査制度の効果的な実施、また継続的改善のための施策を実施する。米国におけるリスク情報活用の手法や検査への応用について関係する海外機関の協力を仰ぎ、調査研究を行う。国際会議への参加及び海外規制機関との交流により、国際的な検査の最新知見等を収集するほか、検査官の意識調査等を行い検査の有効性の向上や検査制度の運用改善の検討に資する。検査の運用を効率化させるシステムの整備・保守を行う。また、人的・組織的要因の体系的考慮に係る規制研究を行い検査への活用を図る。	011
(3)	原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業 (平成23年度)	355 (231)	320 (253)	251 (214)	230 (185)	230	5	国内外の事故・トラブル情報、規制の動向等の原子力安全に係る情報を収集・整理するとともに、規制への反映の要否等の検討に資するべく分析・評価を行い、その結果を技術情報検討会、原子力規制委員会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会に付す。また、海外との情報共有や、最新情報を集約した定期的な刊行物を作成し、原子力規制委員及び原子力規制庁職員への情報提供を行う。	012
(4)	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業 (旧:燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業) (平成26年度)	1,112 (765)	837 (762)	987 (697)	1,236 (755)	1,077	5	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等(燃料デブリ(核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造材が溶融し再度固化したもの)をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等)を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うことで、事故時の放射性物質の漏えい経路等の事故の原因究明に資する知見を取得する。	013
(5)	バックエンド分野の規制高度化研究事業 (平成23年度)	275 (249)	346 (306)	360 (292)	325 (232)	-	5	第二種廃棄物埋設に関する規制基準のうち、浅地中トレンチ・ビット処分に関して、技術基準の性能規定化等の改正に向けた科学的・技術的知見の整理を行う。一方、中深度処分及び研究施設等廃棄物処分においては、安全確保の論点の整理や、規制基準等の整備に向けた科学的・技術的知見の整理に加え、適合性審査に向けた科学的・技術的知見の整理を行う。さらに、原子力発電所等の廃止措置終了確認に必要な科学的・技術的根拠を整備するとともに、新規クリアランス対象物に対するクリアランスレベルの検討及び認可・確認に関する科学的・技術的根拠を整備し、適切な制度運用に資する。	014
(6)	放射性物質の輸送・貯蔵に係る安全規制の高度化事業 (平成23年度)	86 (60)	100 (92)	94 (97)	93 (68)	88	5	使用済燃料等の貯蔵・輸送について、輸送物及び貯蔵施設の審査並びに設計及び工事の方法の認可等に必要な技術基準等の整備のため、規制動向調査等を行うとともに、中間貯蔵施設の自然環境下における影響評価に係る試験等を実施する。さらに、輸送については、国際輸送規則の改訂検討及び国内の運搬に関する技術上の基準に係る細目等の告示で取り入れている放射性核種の基礎的数値の検討等を行い規制の高度化に係る知見を取得する。また、最新の知見や技術に対応できるように遮蔽解析評価手法の整備及び検証解析を行う。	015

(7)	原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業 (平成25年度)	725 (713)	37 (35)	469 (405)	319 (307)	398	5	活断層の認定及び変位・変形の成因の評価として、地震以外に起因した変位・変形の物理・化学的特徴を把握するため、せん断面や変形構造内部の粘土鉱物、炭酸塩鉱物等の結晶構造等を分析するとともに、その特徴と活断層との比較から、変位・変形の成因を評価する。また、活断層の活動履歴の評価として、約40万年前以降の断層の活動性を評価するため、火山灰に含まれる鉱物の化学組成から火山灰を同定し、噴出年代を精緻化する。さらに、海域活断層の活動履歴を評価するため、地震に起因する斜面崩壊堆積物の年代の把握及び隆起した地形等の形成年代を分析する。	016
(8)	燃料破損に関する規制高度化研究事業 (旧：燃料設計審査分野の規制研究事業) (平成26年度)	607 (510)	1,153 (945)	237 (160)	981 (885)	740	5	燃料の燃焼が進むことにより、現行規制基準類の策定当時には観察されていなかった燃料破損挙動が異常な過渡変化や設計基準事故を模擬した試験において観察されている。そこで、燃料の安全性をより確かなものとするため、発電炉で使用された燃料を用いて事故模擬試験等を実施し、燃料破損挙動に及ぼす高燃焼度化の影響等を調べ、現行規制基準類の妥当性確認及び審査時の技術的判断根拠に資する技術知見を取得する。	017
(9)	原子力施設における外部事象等に係る安全規制研究事業 (平成23年度)	1,755 (1,603)	1,960 (1,857)	1,693 (1,540)	1,362 (1,195)	1,358	5	原子力施設の安全規制を的確に実施するため、地震・津波等の外部事象等に係る評価について知見を取得し、規制基準等の策定や見直しを行う。ハザード関連の研究として、地震・津波の規模や発生頻度に関する不確かさを適切に踏まえた評価に係る知見の拡充、海底地すべり起因の津波を考慮した確率的津波ハザード評価等の調査・研究を行う。また、フラジリティ関連の研究として、地震・津波等の外部事象等が構造物・機器等へ与える損傷度合いの評価に係る知見の拡充、飛翔体等の衝突による建屋及び設備の損傷評価等の調査・研究を行う。	018
(10)	核燃料サイクル分野の規制高度化研究事業 (平成23年度)	186 (136)	230 (171)	251 (200)	91 (73)	71	5	加工施設及び再処理施設に対する内部火災に係るリスク評価手法の整備・高度化を行うための検討を行う。また、内部事象を含めたリスク評価の事故シナリオをより適切なものとするとともに、評価に伴う不確かさを低減すること等を目的として以下の項目の技術的検討を行う。 ①火災又は爆発 ②蒸発乾固 ③機器の経年劣化	019
(11)	発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業 (平成25年度)	1,410 (1,269)	1,596 (1,307)	1,251 (828)	914 (707)	694	5	審査及び検査に活用する知見を整備するため、シビアアクシデント対策に影響の大きい現象のメカニズムを解明するための実験、最新知見に基づく解析コードの開発及び解析手法の整備を実施する。実験においては、国内外の施設を活用した試験により、シビアアクシデントの重要現象に関連する知見を取得する。解析コードの開発においては、実機プラントにおける事故緩和対策を考慮したシビアアクシデント現象を解析するための解析モデルを整備する。解析手法の整備においては、国際共同研究計画の枠組みも活用し、シビアアクシデント対策の有効性評価及び規格基準類の検討に必要な解析手法の検討及び解析を実施する。また、緊急時対応に活用する知見を整備するため、避難等の判断基準に関連した現実的なプラント内の挙動や放射性物質放出等に関する技術的知見を整理する。	020
(12)	放射性廃棄物の処分・放射性物質の輸送等の規制基準整備事業 (平成15年度)	70 (58)	70 (63)	70 (61)	84 (43)	63	5	放射性物質の輸送及び放射性廃棄物処分等に関し、国際原子力機関(IAEA)の輸送安全基準委員会(TRANSSC)及び廃棄物安全基準委員会(WASSC)において行われる基準の策定及び定期的な見直し・改定作業に参画するとともに、輸送等の規制制度に関する関係機関との調整、処分等に関する国内の動向把握を図りつつ、改定された基準を国内規制へ反映するための活動を行う。	021
(13)	原子炉施設等の規制基準整備事業 (平成23年度)	18 (19)	56 (45)	82 (71)	83 (70)	77	5	民間規格の技術評価を行い、技術評価書を作成すると共に、規則解釈等を改正し技術評価を行った民間規格を引用する。国内外の法令・民間規格等の動向を総合的に調査・分析し、規則解釈等への反映の可否を検討する。また、IAEA安全基準の策定方針等に係る最新動向を調査するとともに、IAEA安全基準策定に係るIAEAの関連委員会に専門家を派遣し、国内知見の提供等を行う。さらに、IAEA安全基準から我が国への反映が望ましい事項を検討する。	022

(14)	技術基盤分野の規制高度化研究事業(リスク情報の活用) (平成23年度)	175 (153)	291 (92)	290 (234)	315 (264)	317	5.7	確率論的リスク評価(PRA)に係る最新知見、評価手法及び解析モデルの整備を行い、検査制度における新たな監視・評価等にリスク情報を活用するとともに、PRAに係る技術的知見を蓄積する。具体的には、検査での指摘事項(不適合の発見)の重要性を評価するための指標及びリスク評価ツール、検査で活用する原子力発電所毎のリスク情報等を整備する。また、地震、津波、火災、溢水等の事象の発生を対象に、最新知見を踏まえた原子力発電所のリスクを評価する手法を整備する。	023
(15)	発電炉設計審査分野の規制研究事業 (平成23年度)	1,757 (1,549)	1,321 (1,189)	1,021 (896)	1,091 (943)	1,065	5	発電用軽水型原子炉の最新知見を反映した設計基準事故の安全評価手法を用いた妥当性確認を行うための解析コードの開発・改良、熱流動実験による事故時等の現象の把握及び解析を行うとともに、デジタル式安全保護装置の共通原因故障対策等に係る妥当性評価手法、火災時の安全機能への影響を評価する手法及び原子炉格納容器の総合的安全裕度評価手法を整備する。高速炉の多量の放射性物質等を放出する事故時挙動及びその事故の拡大防止策の有効性に関する知見を得るため、除熱源喪失事象発生時の炉心冷却挙動、原子炉停止機能喪失時の炉心損傷挙動、炉心損傷時の溶融進展挙動と除熱挙動及び原子炉容器、格納容器の応答挙動に関する技術的知見を取得する。これにより、既設炉の規制に加え、次世代炉に関する将来的な規制にも柔軟に対応できるようにする。	024
(16)	大規模噴火のプロセス等の知見整備に係る研究事業 (旧:火山影響評価に係る研究事業) (平成26年度)	607 (587)	447 (427)	408 (372)	470 (425)	573	5	カルデラ火山を主とした大規模噴火の準備過程をより詳細に調査する。具体的には、噴火に至るまでのマグマ溜まりの時空間変化、この変化を捉える物理探査手法等に関する調査・研究を実施する。さらに、これまでも実施してきた地質学的、岩石学的、地球物理・地球化学的調査を拡充し知見の充実に図る。	025
(17)	原子力規制高度化研究拠出金 (平成26年度)	235 (221)	225 (192)	296 (228)	262 (158)	241	5	原子力施設の規制基準への適合性を確認するためには、的確な規制判断の根拠となる基盤技術を確立するとともに、原子力規制を高度化していく必要がある。そのため、各国との共通の技術課題について国際共同研究事業に参画し、原子力規制委員会が実施する安全研究に必要な技術的知見を取得する。	026
(18)	人的組織的要因の体系的考慮に係る規制研究事業 (平成29年度)	71 (2)	140 (126)	60 (67)	79 (0)	-	5	原子力規制委員会は、IRRSにおいて明らかになった課題”人的組織的要因を体系的に考慮すること”等を踏まえ、人的組織的要因に関するプラントの設計審査及び監視・検査制度における規制要件の明確化を進めている。本事業では、設計審査に対する規制要件の明確化に関しては、原子炉制御室等の設計の審査において人的組織的要因を考慮するための規則・基準類、審査・検査ガイドの策定に資する知見を整備する。監視・検査制度に関しては、現在進められている監視・検査制度の見直しを踏まえ、新たに求められる検査官能力の向上や品質管理・安全文化に関する審査・検査ガイドの策定に資する知見を整備する。	027
(19)	(再掲) 原子力の安全研究体制の充実・強化事業 (令和元年度)	-	-	823 (813)	800 (738)	916	5	原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関(TSO)である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。	009
(20)	実機材料等を活用した経年劣化評価・検証事業 (令和2年度)	-	-	-	904 (843)	1,031	5	原子力規制委員会は、運転期間延長認可申請に係る劣化状況評価及び高経年化技術評価の技術的妥当性確認、関連する技術基準等の技術的妥当性確認及び民間規格の技術評価に必要な技術的判断根拠を収集するため、原子力発電所における材料の経年劣化に関する知見を整備・拡充している。本事業では、長期間運転した原子力発電所の経年劣化を模擬的に付与するために行っている加速劣化試験結果に基づく材料の経年劣化予測評価の実機環境における経年劣化挙動に対する保守性の検証等を実施し、代表的な機器、構造物の健全性評価に関する知見を拡充する。	028
(21)	使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法の研究事業 (令和2年度)	-	-	-	54 (50)	120	5	最新知見に基づく遮蔽解析コードによる評価結果を用いた許認可申請が提出された際に、的確かつ迅速な基準適合性審査を実施するために、遮蔽解析コードのV&V手法及び評価結果の妥当性確認手法の知見拡充を実施する。遮蔽解析コードのV&V手法の知見拡充については、諸外国の動向や国内有識者の意見等を考慮し、許認可の場面で使用を想定したV&V実施手順案を作成する。手順案の適用性を確認するために、対象解析コードを選定し、手順案に沿ってコードの検証(Verification)作業を行い、その進捗も考慮しながらコードの妥当性確認(Validation)作業を行う。一連の作業結果を基に手順案の検証・考察を実施し、国内有識者の意見等を考慮しながら、V&V実施手順として確定させる。また、評価結果の妥当性確認手法の知見拡充については、前者でのコードの妥当性確認作業等を利用して検討を進め、V&V手法と併せて、審査に活用するための技術文書として整備する。	029

	バックエンド分野の規制技術高度化研究事業 (令和3年度)	-	-	-	-	187	5	原子力発電所の廃止措置の進展等に伴って今後事業化が見込まれる中深度処分について、事業許可申請の審査の際の判断指標の整備に必要となる科学的・技術的知見の収集・整備を行う。自然事象の長期評価に関しては、地下水の流れの変化や地下環境に関する知見を取得するために、ボーリングによる地質・水質調査とシミュレーション等を行う。埋設施設の性能評価及び公衆の線量評価手法に関しては、放射性物質の漏出及び移動を抑制する機能を持つコンクリートや粘土のバリア材の特性に関する知見を取得するため、試験とシミュレーションを行う。地質環境、水理環境モニタリングに関しては、モニタリング期間の終了後にモニタリングに用いたボーリング孔が放射性物質が移行する経路にならないように埋め戻したあと、これを確認する手法に必要な知見を取得するための調査・解析を行う。	新21-0001
	廃止措置等に関する規制運用技術研究事業 (令和3年度)	-	-	-	-	103	5	廃止措置に関して、廃止措置工事の実績、解体技術に応じた放射性物質の飛散、サイトに残存する放射性物質の評価等、廃止措置リスクの評価に係る科学的・技術的知見を整備する。また、新規クリアランス対象物に対する測定手法等に関して、原子力施設の解体等に伴い発生する新規のクリアランス対象物(ケーブル等の複合材料)の測定結果の定量評価における信頼性確保のための測定・評価手段の検討・構築、混合物の放射能濃度の定量評価手段の検討・測定評価体系の構築を実施する。 さらに、廃棄体等の安全性確認に関して、中深度処分、研究施設等廃棄物等を対象に、ソースタームに関する海外類似施設の事例調査等を実施するとともに、廃棄体等の放射能濃度評価方法の妥当性評価に係る留意事項を抽出する。	新21-0002
施策の予算額・執行額		9,564 (8,191)	9,224 (7,919)	8,958 (7,426)	9,926 (8,109)	9,495			

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2021	政策評価 実施予定時期	2022年8月	
施策の概要	・核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。 ・核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2021			
達成すべき目標	次の取組を計画どおり実施することにより、核セキュリティが確保され、国際社会の信頼を維持することを目標とする。 (1)核セキュリティ対策の推進 (2)保障措置の着実な実施 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化					担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 保障措置室長、宮本 久 安全規制管理官(放射線規制担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		年度ごとの実績値								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
1	核セキュリティ対策の推進 【PDCA管理番号:3.(1)】 (原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) (アウトカム指標)	- (-)	-	-	0	0	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したものの。			
定性指標	目標						測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠			
2	令和2年度重点計画に定める核セキュリティ対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3.(1)】	<ul style="list-style-type: none"> - 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳正かつ適切に実施したか。 - これら検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。 - [再掲]東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。 - 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。 - 放射性同位元素等規制法に基づき登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。 - 国内外の動向等を踏まえて、核セキュリティ対策強化に資する制度整備を行ったか。 						原子力規制委員会 令和3年度重点計画		
3	令和2年度重点計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3.(2)】 (保障措置拡大結論の維持(アウトカム指標)を含む)	<ul style="list-style-type: none"> - 日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。 - 指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。 - 我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。 						原子力規制委員会 令和3年度重点計画		
4	令和2年度重点計画に定める原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3.(3)】	<ul style="list-style-type: none"> - 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善を図れたか。 						原子力規制委員会 令和3年度重点計画		

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和3年度 行政事業 レビュー 事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
(1) 試験研究炉等の核セキュリティ対策 (平成23年度)	38 (29)	38 (27)	37 (36)	37 (28)	32	2	原子炉等規制法に基づき、試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質等の使用施設の核物質防護規定に係る審査、核物質防護に係る検査等を実施するとともに、核物質防護規制の高度化等に資するため新核物質防護システム確立調査を実施する。また、核物質防護に関する国際的な基準は国際原子力機関(IAEA)における国際検討会合等で策定されるため、当該会合へ我が国として参画する。	030
(2) 保障措置の実施に必要な経費 (昭和52年度)	3,082 (3,069)	3,188 (3,184)	3,547 (3,533)	3,441 (3,421)	3,393	3.4	国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関し、国の査察官等が自ら実施する検査・審査業務等のほか、以下の業務を原子炉等規制法に基づく指定機関に行わせる。 ①保障措置に関する情報処理業務 国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務 ②保障措置検査等実施業務 保障措置検査、保障措置検査で提出させた若しくは立入検査で収去した試料の試験及び各検査において取り付けた装置による記録の確認、保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究等の全部又は一部	031
(3) 保障措置環境分析調査事業 (平成8年度)	1,104 (1,036)	570 (543)	617 (570)	569 (545)	451	3	①新規分析手法の開発(令和3年度は、マルチコレクタ型ICP-MSによるウラン粒子の精密同位体比分析技術を開発)や既存分析手法の高度化 ②IAEAに認定されたネットワーク分析所として、IAEAの依頼に基づき、我が国を含む世界各地での査察等の際に収去された試料の分析 ③保障措置に係る試料分析に必要な施設・設備等の維持管理	032
(4) 大型混合酸化燃料加工施設保障措置試験研究事業 (平成13年度)	262 (19)	35 (28)	32 (29)	73 (37)	87	3.4	大型混合酸化燃料加工施設(J-MOX)では、新技術の導入により運転の自動化が進むとともに、大量の核物質が取り扱われることから、本施設に特化した保障措置手法を確立することが必要。このため、本事業では、施設的设计・建設の進捗に合わせて施設に適用する保障措置機器(①MOX原料粉末貯蔵容器測定機器、②燃料集合体測定機器、③バルク工程内MOX粉末・ペレットサンプル測定機器)を開発・設置し、これら機器で測定されるデータを収集・評価する保障措置システムを構築する。	033
(5) 国際原子力機関保障措置拠出金 (昭和61年度)	102 (102)	104 (98)	135 (135)	101 (101)	80	3	国際原子力機関(IAEA)で実施している下記の4つの事業への拠出を通じ、IAEAにおける保障措置の高度化や普及に係る活動に参画することにより、最新の知見や情報を蓄積し、得られた知見等を国内の多種多様な原子力施設の保障措置活動の向上・構築等に反映する。 ・東京電力福島第一原子力発電所における保障措置活動の回復に向けた保障措置手法の開発等への参画 ・保障措置関係者の知識・技術向上のためのトレーニングに係るプログラム作成及び講師として参画 ・我が国を含む加盟国がIAEAに対して行う研究開発計画の策定・実行管理への参画 ・IAEAによる保障措置手法の高度化のための統計的評価方法の構築等への参画 特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動が十分に実施できないことから、世界にも類のない新たな手法による保障措置活動を導入し、廃炉に向けた工程に合わせて保障措置活動を回復していくことが、IAEA及び我が国にとって喫緊の課題である。そのため、本事業により、IAEAによる保障措置手法の開発活動に参画し、当該プロセスを促進することで適切な保障措置の実施を確保する。	034
(6) 原子力発電施設等核物質防護対策事業 (平成15年度)	140 (120)	113 (99)	114 (115)	114 (80)	103	2	①新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ取得 原子力発電所等におけるサイバー攻撃等の新たな脅威、輸送時の核セキュリティ及び最新の防護設備等について試験等による技術データ収集、分析により有効性を評価するとともに、技術動向の調査を実施する。 ②規制動向調査 原子力先進国の核物質防護に関する規制動向、技術動向等の調査、分析を行うとともに、国際原子力機関の会合参加や海外規制機関との交流を通じた情報収集、実態把握を実施する。	035
施策の予算額・執行額	4,729 (4,375)	4,048 (3,978)	4,481 (4,417)	4,334 (4,212)	4,146			

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明		施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2021		政策評価 実施予定時期		2022年8月		
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。		目標設定の考え方・根拠		原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2021						
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することで、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全を確保し、事故原因を究明することを目標とする。 (1)廃炉に向けた取組の監視 (2)事故の分析 (3)放射線モニタリングの実施		担当部局・作成責任者名		技術基盤グループ 田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当) 放射線防護グループ 村山 綾介 監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長 原子力規制部 竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)						
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること										
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		年度ごとの実績値									
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
1	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数) 【PDCA管理番号:4.(2)】	- (-)	-	-	-	5回	5回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。			
		-	-	5回	8回						
2	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数) 【PDCA管理番号:4.(2)】	- (-)	-	-	-	-	3回	令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信するため。			
		-	-	-	-						
定性指標		目標							測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠		
3	令和3年度重点計画に定める廃炉に向けた取組の監視に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:4.(1)】	- 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(令和3年3月版)に示された事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて令和3年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。 - 実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。 - 実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。 - 多核種除去設備等処理水(以下「ALPS処理水」という。)の処分に関する実施計画の変更認可申請について、特定原子力施設監視・評価検討会等における検討ができたか。また、その審査について厳正かつ円滑に進めることができたか。 - ALPS処理水の処分に関する実施計画の審査に対するIAEAなど第三者レビューへの対応についても適切に実施できたか。							原子力規制委員会 令和3年度重点計画		
4	令和3年度重点計画に定める事故の分析に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:4.(2)】	- 令和3年度以降の事故分析の進め方について方針を決定できたか。 - 中間取りまとめについて、国内外に発信することができたか。 - 中間取りまとめにおいて認識された問題について、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室は、庁内関係部署の検討に参画するとともに、情報を共有することができたか。 - 連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。							原子力規制委員会 令和3年度重点計画		

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和3年度 行政事業 レビュー 事業番号	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
5	令和3年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:4.(3)】						<ul style="list-style-type: none"> - 陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。 - 福島県を中心に整備されているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの維持・管理を行えたか。 - モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS処理水の海洋放出の開始前から海域モニタリングを行うべく検討・準備を進めたか。 	原子力規制委員会 令和3年度重点計画	
(1)	(再掲) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業 (旧:燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業) (平成26年度)	1,112 (765)	837 (762)	987 (697)	1,236 (755)	1,077	3.4	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等(燃料デブリ(核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造物が溶融し再度固化したもの)をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等)を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うことで、事故時の放射性物質の漏えい経路等の事故の原因究明に資する知見を取得する。	013
(2)	環境放射能水準調査等事業 (昭和50年度)	1,767 (1,698)	2,264 (2,093)	1,882 (1,768)	2,010 (1,993)	1,750	5	47都道府県における環境放射能調査及び47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	036
(3)	海洋環境放射能総合評価事業 (昭和58年度)	832 (799)	799 (794)	851 (849)	856 (856)	861	5	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。	037
(4)	避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業 (平成25年度)	123 (113)	116 (113)	115 (100)	116 (95)	103	5	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活行動パターンに沿ったモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	038
(5)	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	800 (800)	800 (800)	800 (800)	800 (800)	800	5	福島県が東日本大震災による原子力災害に伴い放出された環境中の放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定を行うための基金の造成に必要な経費に充てるための交付金を交付する。	0158 (復興庁)
(6)	放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費	1,298 (1,029)	1,344 (1,240)	1,327 (1,217)	1,236 (1,133)	1,206	5	東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所からの影響把握のための環境放射線のモニタリング等を実施する。具体的には、①航空機による空間線量率の広域調査、②放射性物質の分布状況マップの作成等、③閉鎖的領域における放射線モニタリング、④海域における放射性物質の分布状況の調査、⑤東京電力福島第一原子力発電所事故による環境モニタリング等データベースの構築、⑥農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査、⑦環境モニタリングデータをリアルタイムに公表するためのホームページ充実等を実施する。	0159 (復興庁)
(7)	環境放射線測定等に必要な経費	1,108 (912)	1,118 (948)	1,137 (1,030)	1,086 (1,006)	1,453	5	東京電力福島第一原子力発電所事故の対応として、福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの常時正常稼働の維持、移設又は撤去、稼働状況の調査を行い、測定した放射線量を公表し、国民に対して正確な情報を継続して提供を行う。	0160 (復興庁)
施策の予算額・執行額		7,041 (6,117)	7,277 (6,750)	7,099 (6,461)	7,339 (6,638)	7,250			

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2021	政策評価 実施予定時期	2022年8月
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2021		
達成すべき目標	<p>以下の取組を計画どおり実施することにより、適切な放射線防護対策がなされ、放射性同位元素等の利用の安全が確保され、緊急時対応が的確に実施できるようにすることを目標とする。</p> <p>(1)放射線防護対策の推進 (2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3)原子力災害対策指針の継続的改善 (4)危機管理体制の整備・運用 (5)放射線モニタリングの実施</p>					担当部局・作成責任者名	<p>長官官房 足立 敏通 情報システム室長、古金谷 敏之 緊急事案対策室長 放射線防護グループ 新田 晃 放射線防護企画課長、村山 綾介 監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長、寺崎 智宏 保障措置室長、中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、宮本 久 安全規制管理官(放射線規制担当)</p>		
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること								
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		年度ごとの実績値							
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
1	危機管理体制の整備・運用 (緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上) 【PDCA管理番号:5.(4)】	- (-)	-	-	-	5%	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	
2	危機管理体制の整備・運用 (原子力事業者防災訓練の確認) 【PDCA管理番号:5.(4)】	- (-)	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和3年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。	
3	放射線モニタリングの実施 (全都道府県の環境放射能水準調査結果の公表) 【PDCA管理番号:5.(5)】	- (-)	365日分	365日分	366日分	365日分	365日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の環境放射能水準調査の結果を365日分遅滞なく公表することを目標値とする。	

定性指標		目標					測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠		
4	令和3年度重点計画に定める放射線防護対策の推進に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(1)】	<ul style="list-style-type: none"> - 放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。 - 令和3年度事業に係るプロジェクトの進捗管理を着実に進めたか。 - [再掲]放射線安全に係る研究について、原子力規制庁で実施する体制を整えたか。 - 岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について検討を進めたか。 					原子力規制委員会 令和3年度重点計画		
5	令和3年度重点計画に定める放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(2)】	<ul style="list-style-type: none"> - 放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。 - ガイド整備を着実に進めたか。 - IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。 					原子力規制委員会 令和3年度重点計画		
6	令和3年度重点計画に定める原子力災害対策指針の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(3)】	<ul style="list-style-type: none"> - 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。 - EALに係る中長期的課題について、一定のスケジュール、枠組みを設けて検討を進めたか。 - 「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」の検討結果を踏まえた原子力災害対策指針への反映を行ったか。 - 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」について、見直しを行ったか。 - モニタリングの技術的事項が検討され、改訂等が適切かつ遅滞なく行われているか。 					原子力規制委員会 令和3年度重点計画		
7	令和3年度重点計画に定める危機管理体制の整備・運用に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(4)】	<ul style="list-style-type: none"> - 緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。 - 各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。 - オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を実施したか。 - 危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを実施できたか。また、令和2年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえ、必要なマニュアル改正や訓練を実施したか。 - 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。 - 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムを安定的に運用することができたか。 - 緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。 - オフサイト系の対応について、高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施したか。 - 原子力事業者防災訓練について、令和2年度の原子力事業者防災訓練の評価結果等を踏まえ、評価方法の見直しの必要性を検討できたか。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和3年度原子力事業者防災訓練の評価を行うことができたか。 - 訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和3年度訓練実施計画等の検討を行い、訓練を実施できたか。 - 原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。 - 原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。 - 「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、改正を行ったか。 					原子力規制委員会 令和3年度重点計画		
8	令和3年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:5.(5)】	<ul style="list-style-type: none"> - 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。 - 原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。 					原子力規制委員会 令和3年度重点計画		
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 定性指標	達成手段の概要等	令和3年度 行政事業 レビュー 事業番号
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
(1)	放射線安全規制研究戦略的推進事業 (平成29年度)	- (0)	352 (283)	324 (275)	289 (189)	214	4	放射線安全規制研究戦略的推進事業は、放射線障害防止に係る規制等を最新・最善のものにするため、年度毎に原子力規制委員会が示す重点テーマに基づいて、研究機関等からの提案を踏まえつつ、規制等の改善に資する知見を継続的に創出する事業である。具体的には、規制等の基盤となる知見の創出に向けた領域、規制等の整備・運用に資する知見の創出に向けた領域、科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた領域、原子力災害等における公衆や災害対応者等の防護の実践力向上のための領域、国際的な最新知見の収集・展開に係る横断的領域の調査研究を推進するとともに、規制等の改善活動を支える関係研究機関によるネットワークの構築を推進する。	039

(2)	原子力発電施設等従事者追跡健康調査事業 (平成2年度)	170 (170)	170 (170)	152 (152)	145 (136)	110	5	原子力発電施設等の放射線業務従事者(過去に従事した者を含む)を対象に、低線量放射線の被ばく線量と健康影響の関係について疫学調査を行う。これまでの25年間の調査では、一部のがんにおいて被ばく線量と死亡率の相関がみられたものの、喫煙などの生活習慣や社会経済状態など(交絡因子)が結果を歪めており、放射線の影響が純粋に反映されていない可能性があることが示唆された。このため、放射線による健康影響をより直接的に評価するために、交絡因子に影響されにくい新たな集団の設計を行う必要性が認識された。そのため、交絡因子の情報を調査した上で、がん死亡情報に加えて死亡に直接結びつかないがんの罹患状況までを調査し、より精度の高い調査のための集団設計を行い、同集団に基づく関連情報の集計作業を行うこととする。本調査により得られた結果は、公開で開催する報告会等において積極的に発信していく。	040
(3)	放射性同位元素使用施設等の安全規制 (旧:放射線障害防止対策に必要な経費) (昭和33年度)	395 (320)	116 (105)	105 (77)	136 (103)	124	5	放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保するため、放射性同位元素等規制法に基づく規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の許認可、及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置をとるにあたり、着実かつ効率的な審査、計画的かつ効果的な立入検査、特定放射性元素の受入れ等の報告確認を行う。	041
(4)	(再掲) 環境放射能水準調査等事業 (昭和50年度)	1,767 (1,698)	2,264 (2,093)	1,882 (1,768)	2,010 (1,994)	1,750	8	47都道府県における環境放射能調査及び47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。	036
(5)	(再掲) 海洋環境放射能総合評価事業 (昭和58年度)	832 (799)	799 (794)	851 (849)	856 (856)	861	8	原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。	037
(6)	(再掲) 避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業 (平成25年度)	123 (113)	116 (113)	115 (100)	116 (95)	103	8	今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。 ①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活行動パターンに沿ったモニタリングを実施する。 ②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。	038
(7)	放射能調査研究に必要な経費 (昭和32年度)	1,532 (1,416)	1,474 (1,289)	1,592 (1,141)	1,519 (1,426)	1,275	8	米国原子力艦の寄港に伴う放射性物質及び放射線調査をはじめ、輸入食品、環境試料中の放射性物質に関する調査研究等を原子力規制委員会及び関係省庁において実施する。 ①米国原子力艦の我が国への寄港に伴う放射性物質及び放射線調査 ②輸入食品、農作物、海産生物の放射能に関する調査研究 ③大気・海洋中の放射性物質に関する調査研究 ④離島等の放射性物質監視測定 (関係省庁:原子力規制庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)	042
(8)	放射線モニタリング等人材育成事業 (平成2年度)	243 (243)	237 (237)	239 (235)	242 (250)	227	8	緊急時のモニタリング体制の充実強化を図るため、地方公共団体の職員等へ以下の研修を行う。 ①環境放射能分析研修 平時から環境放射能調査を適切に行うため、地方公共団体の実務担当者に対して環境放射能分析・測定に関する技術研修を行う。 ②モニタリング実務研修 緊急時モニタリング活動等に従事する地方公共団体の職員等に対して緊急時モニタリングに関する技術研修を行う。 ③緊急時モニタリングセンターに係る訓練(EMC訓練) EMCの実効性を確保するため、EMCで活動する地方公共団体の職員等に対して訓練(机上訓練及び実動訓練)を行う。	043
(9)	環境放射線モニタリング技術調査等事業 (旧:環境放射線モニタリング国際動向調査等事業) (平成25年度)	12 (4)	12 (10)	34 (22)	39 (23)	39	6	本事業は、放射能測定法シリーズ(既存マニュアルは全34冊)について、改訂(制定)の方向性の検討及び改訂(制定)案の作成等を行うものである。放射能測定法シリーズについては、平成28年度に有識者から構成される原子力規制委員会の「環境放射線モニタリング技術検討チーム」において、40年以上改訂されていないものもあり、技術の進展を反映する必要があること、東京電力福島第一原子力発電所事故の知見を反映する必要があることから、全34冊全ての分析・測定法を優先順位をつけて改訂していく必要があることや新たに整備する必要があるマニュアルも存在することが示されている。また、国際原子力機関(IAEA)等におけるモニタリングに係る技術文書の検討状況や、原子力施設を有する諸外国における緊急時モニタリングの取組状況等の調査を実施し、その結果に基づき、我が国の放射線モニタリング機能の維持・向上を図る。	044

(10)	放射線監視等交付金 (昭和49年度)	7,029 (6,547)	7,628 (6,722)	7,141 (6,546)	7,515 (6,975)	6,705	8	原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。 【立地道府県(16)】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県 【隣接道府県(8)】富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県	045
(11)	緊急時モニタリングの体制整備事業 (平成26年度)	837 (733)	669 (652)	1,288 (1,252)	1,286 (1,089)	947	7.8	①緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの更改及び保守 国及び地方公共団体が実施している放射線モニタリングの結果等を集約し緊急時に公表するシステム「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、より安全性・安定性が高い効率的なシステムとするためシステムの更改及び保守を行う。 ②緊急時モニタリング資機材等の整備・維持 原子力規制事務所に緊急時モニタリング資機材等を整備し、点検・維持管理を行う。 ③緊急時モニタリングセンターの整備・維持 原子力施設立地道府県に、緊急時モニタリングを実行するための拠点となる緊急時モニタリングセンターの活動に必要な機器・設備等を配備し、維持管理を行う。	046
(12)	原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業 (平成15年度)	3,534 (3,208)	3,521 (3,370)	3,851 (3,795)	3,631 (3,549)	3,592	7	緊急時の中央や現地の対応拠点となる緊急時対応センター(ERC)、オフサイトセンター(OFC)の情報通信設備及びプラントの情報収集・表示を行う緊急時対策支援システム(ERSS)の整備・維持管理を行う(各々代替拠点・設備含む)。	047
(13)	原子力災害対策実効性向上等調査研究事業 (平成26年度)	120 (104)	76 (42)	51 (33)	36 (26)	24	6	国際原子力機関(IAEA)等の緊急時対応に関する国際基準の動向及び関連する先進主要国の実態等を調査する。緊急時に講じられる防護措置である屋内退避による防護効果に関する技術的知見をより詳しく整備する。屋内退避時の被ばく経路には、屋外からもたらされる外部被ばくと、屋内に侵入した放射性物質によりもたらされる吸入被ばくがあり、本事業では、この双方における被ばく線量の低減効果に関する技術的知見を整備する。	048
(14)	原子力災害等医療実効性確保事業 (平成28年度)	449 (426)	443 (399)	488 (459)	3,302 (3,033)	625	5.6	東京電力福島第一原子力発電所事故での教訓を踏まえて定められた新たな枠組みである原子力災害時の医療体制の下で指定した高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図るとともに、両支援センターを通じて地域の原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図る。 具体的には、主に以下の事業を行う。 ①原子力災害時医療研修・訓練等事業 ・地域における研修等の講師や中核人材を育成するための原子力災害時の専門研修等の実施 ・原子力防災訓練への参加を通じた原子力災害時医療に関する実地訓練等の実施 ・研修・訓練に必要な教材・資機材の整備・保守 ②原子力災害時医療体制実効性確保等事業 ・課題等の把握・共有のための各機関等の連携強化の場を設置 ・各種マニュアル・研修内容見直し等調査研究等の実施 ・統合原子力防災ネットワークの維持管理 ③原子力災害医療高度専門人材確保育成事業 ・被ばく医療分野の高度専門人材の配置及び被ばく傷病者受入れのマニュアル化等の実施 ・高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの専門人材向け高度専門研修の実施 ④被ばく傷病者対応研修等放射線防護措置研修事業 ・RI施設において被ばく傷病者が発生した場合の緊急搬送と医療機関の対応能力向上のための研修等	049
(15)	航空機モニタリング運用技術の確立等事業 (平成28年度)	319 (302)	318 (314)	277 (245)	280 (256)	234	8	航空機モニタリングの運用 ①原子力施設周辺領域における空間放射線量率のバックグラウンドレベルの状況把握。 ②緊急時における航空機の運航に支障となる箇所の把握及び最適な飛行ルートの検討。 ③緊急時に備えた航空機モニタリング資機材及び技術の維持。	050
施策の予算額・執行額		17,362 (16,082)	18,195 (16,595)	18,391 (16,950)	21,404 (19,999)	16,830			

令和3年度第1回政策評価懇談会（7月6日）における主な指摘と対応

令和3年8月25日
原子力規制庁

●令和2年度実施施策に係る政策評価書（別添2）について

主な指摘	対応等
B評価とS評価については、なぜその評価なのかの理由を明確にすべき。現状では、やむを得ないBと努力不足のBの区別がつかない。計画・目標どおり実施できたかだけでなく、計画の前提となった環境、目標レベルの適正さ、手段・計画の妥当性も含めた評価を加えるべき（飯塚、大屋、亀井委員）	今年度の評価の際、A評価以外のもの（B及びS）について、そのような評価となった理由、背景、事情を説明する資料を作成する （※ひな形は別紙のとおり）

●令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（別添3）について

主な指摘	対応等
今年度から、海外機関への派遣者数を定量指標から落としている。国際的な業務に関する人材育成について、何らかの形で指標を残すべきではないか（城山委員）	コロナの影響で今年度の派遣者数は読み切れず、指標からは落としたが、海外に職員を派遣し経験を積ませることは継続していく
昨年度は安全文化の取組を進めたので、本年度は核セキュリティ文化を進めるべきとの記載があるが、両者は分けて繋げながら展開することが重要（城山委員）	個別具体の審査の中で、セーフティとセキュリティの役割分担などの検討を続けていく

●その他

主な指摘	対応等
安全文化アンケート、インタビューについて	
このようなアンケートを行い、改善の取組をしていることを高く評価。今後も継続し、経年変化を見られるようにすべき（全ての委員）	アンケートは今後も定期的実施し、経年変化を見ていく（その旨を評価書中で今後の取組の方向性として明記）
アンケートの内容について、改善の余地あり。回答率の改善、逆接の質問をやめる、他機関とのベンチマーク、結果の専門的な分析（亀井委員）	今年度から、アンケートの設計や結果分析について、専門家からのアドバイスを受けることとした（その旨を評価書中で今後の取組の方向性として明記）。
部門ごとのアンケート結果と業務のレベル・パフォーマンスを照合し、そのバランスから課題を抽出するような取組はしているか（飯塚、亀井委員）	個々の指摘については、その中で検討を進めたい

(難しいことは分かっているが) 辞める人、辞めた人についても調査して分析できないか (大屋委員)	今後の検討課題とする
インタビューで、開示請求に耐えられる文書でない と作成できず、メーカーのノウハウがあるため文書 化が実現しないという意見があるが、順序が逆。何 の目的で文書を作っているかを改めて考え直し、体 系化を (飯塚、藤田委員)	文書化することが前提であり、ノウハウ やセキュリティなどそのまま文書に残 しにくいものについて、どのように文書 化するか工夫をすることが重要と認 識
インタビューの中で、事故の風化という意見がある ことが心配。また、キャリアパスが描けずモチベー ションを持ってないのは、原子力規制庁が何を する役所なのか示せていないからではないか (町委員)	事故後 10 年が経過し、事故を経験して いない職員が増えており、その経験の伝 承は大きな課題。継続的に取り組む
人事政策について	
「新規採用者に占める女性割合 35%」を新たに定量 指標としたとのことだが、幹部級についても女性割 合の向上も図るべき (亀井委員)	早急な解決は難しいが、人材獲得、出向 人事の工夫等により、幹部級についても 女性割合の向上を図っていく
新規採用者の女性割合 35%について、事務系に偏ら ないようにすべき (大屋委員)	事務系、技術系ともに女性の比率は上昇 傾向にあり、今後も技術系の女性の採用 に努める
人事情報の管理システムは、各ポストの業務に必要な 専門性を整理した上で、個々の職員の専門性を把握 し、有効な配置に活用できるようなきめ細かいもの にすべき (飯塚、藤田委員)	システムは、職員の能力を把握して任用 に生かすようにしていく。職員の能力の 把握については、資格制度の導入により 大きく進歩したと考えている
その他	
次のような役割も、原子力規制委員会は担うべきで はないか (町委員) ①東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は 40 年 では終わらず 100 年以上かかる。そのような時間軸 を見直し、廃炉の実際の姿を示していくこと ②関西電力は地元から金品を受け取るという不祥 事を起こしたが、規制当局としての監督責任如何。 そのような関西電力が原発を動かす、さらには 40 年から運転期間を延長する資格があるのか ③トラブル続きの再処理工場を四半世紀ぶりに動 かすことへの安全性の説明 ④避難計画について関係省庁と協力して監視	①ALPS 処理水などの足下の取組をき ちんとやらせることが、原子力規制委 員会の役割 ②不祥事に係る監督は政策当局の責任。 規制機関としては、40 年の運転期間 の延長の可否等について、技術的な評 価をして判断をしていく ③許可は出たが、動かし始める前に、耐 震補強などを設工認や検査により厳 しく見ていくことがまだ必要な段階 ④地域の防災計画については、相談を受 けて言うべき意見は言っていく
新たな規制ニーズ (廃棄物処理、小型炉等) への対 応を早めに進めておくべき (城山委員)	廃棄物処理については検討を進めてい る。小型炉は多くのリソースを使う段階 にはないが、情報収集を進める

別紙 A以外の評価となった指標についての理由、背景等の説明資料について

1. 取扱い

今年度の実施策の評価（来年3月のマネジメントレビュー、8月の政策評価）から、A以外の評価となった指標を対象に、2のひな形のような内容により（様式等はその時点で改めて検討）、その理由、背景等を説明することとする。

来年8月の政策評価では、正規の政策評価の一部として、委員会決定の対象とする。

2. 内容のひな形

（※）以下の表中の記述は、昨年度のS・B評価の指標の一部（S2、B6のうち、S2、B4）について、簡略的な内容を監査・業務改善推進室において作成（担当課室も簡略的な内容という前提で確認済）。来年以降の実際の運用に当たっては、もう少し詳しく書くイメージ。

（※）SABCの評価の意味は、

- S（目標超過達成）：全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
- A（目標達成）：全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
- B（相当程度進展あり）：一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの
- C（進展が大きくない又は未達成）：一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要したと考えられるもの

（1）S評価について

指標	目標の妥当性（当初の目標が低すぎなかったことの説明等）	目標を大幅に上回って達成したと評価した理由
事故の分析（東京電力福島第一原子力発電所事故における事故の分析に係る検討会を5回以上開催） 目標：5回、実績：8回 【定量】	単なる開催回数を目指したものではなく、検討の成果について、5回の開催による想定と、実際の成果を比較することも含めた目標として設定しており、目標は妥当である	回数を重ねることで、当初の想定よりも詳細な事故分析を行うことができ、3月に報告書を取りまとめたことは、当初の想定を大きく上回る成果であったと評価できる
危機管理体制の整備・運用（緊急時対応業務に従事する職員の同業務に従事する割合が業務全体の5%以上） 目標：5%、実績：約6% 【定量】	緊急時対応業務に従事する職員が月1回（約20勤務日で1日＝5%）以上、訓練、研修等に従事することを目標としたもの	緊急時対応業務に従事する職員自らの積極的な努力の結果、目標の5%に対し6%と、約20%の超過達成をしたため

(2) B、C評価について

指標	目標の達成を難しくした外部環境の変化	目標を達成できなかったと評価した理由 (環境変化によるやむを得ないものか、取組が十分でなかったことによるものか等の判断を含む)
職員の確保と育成（定数に対する実員数の割合） 目標 95%、実績 94.3% 【定量】	特になし	新規・中途ともに予定した人数の採用はできたが、年度内の退職者が予想より多かったため、95%という目標値を達成できなかった
職員の確保と育成（海外機関への派遣者数） 目標 3人、実績 0人 【定量】	新型コロナウイルス感染症の流行に伴う海外機関側の判断により、派遣はすべて中止・延期された	目標の3人に対し、1人も派遣できなかったが、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行に伴う派遣先の判断による中止・延期であり、やむを得ない
核セキュリティ対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 「原子力規制検査の試運用の結果等を踏まえつつ、原子力規制検査制度を円滑に実施に移すことができたか」 【定性】	特になし	柏崎刈羽原子力発電所における ID カード不正使用事案について、委員への報告が遅れたという反省点があったため。 具体的には、9月に東京電力から報告を受けながら、委員への報告は四半期ごとの検査結果の報告の際で十分と考え、1月まで当該事案についての委員への情報共有を行わなかったもの。
危機管理体制の整備・運用（原子力事業者防災訓練の確認） 目標：39事業所すべて 実績：39事業所中 38事業所 【定量】	残りの1事業所は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の解除後、速やかに訓練を実施している	新型コロナウイルス感染症の影響で、年度内に訓練を実施しない事業者が1つ生じたもので、やむを得ない

策定 令和3年3月24日 原規総発第2103242号 原子力規制委員会決定

令和3年度原子力規制委員会政策評価実施計画

令和3年3月24日
原子力規制委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条及び原子力規制委員会政策評価基本計画（令和2年3月4日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制委員会が令和3年度において行う事後評価の実施計画を下記のとおり定める。

記

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

2. 事後評価の対象とする政策

原子力規制委員会が行った政策の全てを対象とし、共通の目的を有する施策のまとまりごとに評価を実施する。具体的には、令和2年度原子力規制委員会の政策体系（令和2年3月30日原子力規制委員会決定）（別紙）の1.～5.を対象とする。

3. 令和2年度実施政策に係る事後評価の実施方法

- ① 政策の主管課等は、令和2年度実施政策について、令和2年度実施施策に係る事前分析表（令和2年9月9日原子力規制委員会決定）において設定した指標等によって測定を行い、各政策等に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。
- ② 長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年12月18日原子力規制委員会決定）第16条に基づき実施するマネジメントレビューの結果を踏まえ、政策評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議及び決定を経た後、8月までを目途に政策評価書を公表する。
- ③ 公表後に原子力規制委員会のメールフォーム等を通じて国民から寄せられた政策評価書に関する意見・要望については、関係する主管課等で適切に活用する。
- ④ エビデンスに基づく政策立案の推進の観点から、政策立案参事官の調整の下、事後評価の結果は今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

以上

令和2年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標		PDCA管理番号
1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実		
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践		1. (1)
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実		1. (2)
(3) 職員の確保と育成		1. (3)
(4) その他		1. (4)
2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化		
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施		2. (1)
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善		2. (2)
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行		2. (3)
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応		2. (4)
(5) その他		2. (5)
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施		
(1) 核セキュリティ対策の推進		3. (1)
(2) 保障措置の着実な実施		3. (2)
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化		3. (3)
(4) その他		3. (4)
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明		
(1) 廃炉に向けた取組の監視		4. (1)
(2) 事故の分析		4. (2)
(3) 放射線モニタリングの実施		4. (3)
(4) その他		4. (4)
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施		
(1) 放射線防護対策の推進		5. (1)
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善		5. (2)
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善		5. (3)
(4) 危機管理体制の整備・運用		5. (4)
(5) 放射線モニタリングの実施		5. (5)
(6) その他		5. (6)

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、1. ～5. とする。

令和 2 年度要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況（報告）

令和 3 年 8 月 2 5 日
原子力規制庁

令和 2 年度における要改善事項及び是正処置に係る活動の進捗状況は以下のとおり。

○要改善事項の一覧

（※）令和 2 年度末までに発見されたもので、令和 2 年度に是正処置を実施中だったもの。

番号	発見日 (発生日)	是正処置 完了日	件名	発生部署
1	30. 3. 6 (21. 4. 20)	2. 12. 1	京都大学エネルギー理工学研究所の Pu 最大収納量が炉規制法施行令 41 条に該当していた件	研究炉等審査部門
2	30. 6. 19 (30. 4. 25)	2. 9. 29	原子力科学研究所 NSRR の消火設備の設計及び工事の方法に関する許可に係る未審査	研究炉等審査部門
3	30. 8 (27. 10- 28. 3)	3. 3. 19	機密性の高い文書の誤廃棄について	実用炉審査部門 核セキュリティ部門
4	31. 1. 30 (30. 12. 10)	是正処置 実施中	原子力規制委員会ホームページにおける不開示情報を含む資料の誤公表について	実用炉審査部門 地震・津波 審査部門
5	31. 1. 30 (30. 11. 1)	2. 10. 1	立入検査報告書の誤記載	核燃料施設 等監視部門
6	1. 5. 17 (31. 4. 1)	2. 7. 14	共同研究協定書締結に係る決裁手続きの不備	地震・津波 研究部門
7	1. 7. 9 (1. 7. 8)	3. 2. 17	採用活動に係る個人情報の漏えい	人事課
8	2. 4. 8 (1. 11. 26)	2. 10. 14	原子力規制委員会ホームページへのヒアリング資料掲載の遅れについて	実用炉審査 部門
9	2. 4. 17 (1. 11. 20)	2. 10. 5	施設検査に関する面談に係る議事要旨の原子力規制委員会ホームページへの掲載遅延について	専門検査部 門
10	2. 6. 1 (2. 4. 10- 2. 5. 28)	2. 11. 4	メール誤送信による個人情報等の漏えいについて	放射線防護 企画課

11	2. 6. 26 (2. 6. 26)	3. 1. 14	クリアランスに関する審査会合で不開示情報（事業者の企業秘密に関わる情報）の発言について	核燃料施設 審査部門
12	2. 7. 9 (31. 4. 1) 他 1 件	3. 3. 5	指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関の立入検査時に携帯する身分証等の所在不明	保障措置室
13	2. 8. 11 (1. 7- 2. 8. 11)	3. 2. 9	事業者等との面談に係る資料のホームページ公開の遅延	検査監督総 括課
14	2. 8. 11 (2. 8. 1)	3. 3. 22	登録免許税法第 32 条の規定に基づく財務大臣宛の通知について	放射線規制 部門
15	2. 8. 28 (2. 4. 27)	是正処置 実施中	原子炉設置の許可に係る変更届の受理に伴う文部科学大臣への写しの送付遅延について	研究炉等審 査部門
16	2. 10. 22 (30. 7. 17) 他 1 件	3. 5. 11	施行済の核燃料輸送物設計承認書及び容器承認書の誤記について	核燃料施設 審査部門
17	2. 10. 26 (2. 10. 26)	是正処置 実施中	原子力規制委員会ネットワークシステムへの不正アクセスについて	情報システ ム室
18	2. 12. 14 (2. 12. 14)	(3. 1. 5)	旅行計画決裁前の出張について	核燃料廃棄 物研究部門
19	3. 1. 15 (3. 1. 15)	3. 5. 11	メールアドレスの設定誤りによるメールアドレスの漏えい	核燃料施設 等監視部門
20	3. 1. 22 (3. 1. 22)	是正処置 実施中	使用前検査合格証における変更申請の接受日等の記載漏れについて	専門検査部 門
21	3. 2. 5 (3. 2. 2- 3. 2. 5)	是正処置 実施中	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表	実用炉審査 部門
22	3. 2. 19 (2. 12. 24)	是正処置 実施中	事業者との面談に係る資料のホームページ公開の遅延	技術基盤課 (基準・調 査・評価)
23	3. 3. 25 (3. 3. 25)	是正処置 実施中	東日本大震災復興特別会計の移替えの手続きに係る不備について	監視情報課

○要改善事項の概要

番号	1
件名	京都大学エネルギー理工学研究所のPu 最大収納量が炉規制法施行令 41 条に該当していた件
発見日 (発生日)	30.3.6 (21.4.20)
概要 (発生部署)	<p>京都大学エネルギー理工学研究所（以下「京大エネ研」という。）に対して、核燃料施設等監視部門（以下「核監部門」という。）が、平成 30 年 3 月に立入検査（以下「平成 30 年立入検査」という。）を実施したところ、炉規制法第 52 条に基づく核燃料物質の使用承認の内容に誤りがあることを確認した。これを受け、当時の安全規制管理官（研究炉等審査担当）指示により、必要な是正を行うことにした。</p> <p>①使用承認の内容の誤りについて 京大エネ研は昭和 42 年に炉規制法施行令 41 条非該当施設として使用承認を受け、平成 21 年 4 月以降、現在までの間、プルトニウム 100mg を貯蔵（保管管理）している。京大エネ研は、平成 21 年 3 月以前の使用承認には、実際の貯蔵量（プルトニウム 100mg）の記載はあるものの、最大収納量が未記載であったことから、記載の適正化として、最大収納量を「非密封プルトニウム 1g」とする変更申請を平成 21 年 3 月に行い、平成 21 年 4 月 20 日に変更承認を受けた。この変更承認を受けたことで、炉規制法施行令第 41 条該当施設となり、本来であれば、保安規定の策定等の対策を講ずる必要があったが、これを講じていなかった。 また、平成 30 年立入検査まで、京大エネ研も規制側（当時は文部科学省）も、その誤りに気がつかなかった。 なお、規制側が、平成 30 年立入検査までの間に、その誤りに気がつかなかった理由は、平成 30 年立入検査が、平成 21 年 4 月 20 日の変更承認以降初めての検査であったからと考えられる。</p> <p>②当時の管理官判断について 平成 30 年立入検査を通じて使用承認の内容に誤りがあることを確認した後、研究炉等審査部門（以下「研審部門」という。）の使用班担当者は、速やかに、当時の使用班担当調整官及び安全規制管理官（研究炉等審査担当）に状況を報告した。 当時の安全規制管理官（研究炉等審査担当）は、担当者に対して必要な是正を行うよう指示したが、その内容は、当時の安全規制管理官（研究炉等審査担当）の判断に留まり、担当幹部や核燃料物質の使用承認に係る決裁権者である規制庁長官に報告を行わなかった。 なお、本要改善事項は、後述する令和元年 8 月 9 日の京大エネ研からの変更承認申請に係る決裁起案の研審部門内決裁中に現安全規制管理官（研究炉等審査担当）から指摘があったものである。（研究炉等審査部門）</p>
	<p>① 使用承認の内容の誤りについて 要改善事項の原因が不明であることから、「使用承認の内容の誤り」に係る直接的な是正措置を行うことは困難であるが、当該誤りが立入検査によ</p>

<p>是正処置 (是正処置 完了日)</p>	<p>り確認されたことを踏まえ、これらの情報を検査部門と審査部門の間において迅速かつ的確に共有するため、以下を行うこととする。</p> <p>a. 検査部門（核監部門）と審査部門（研審部門使用班）の間で共有すべき事項、共有方法及び共有すべきタイミングを明確にする。（「核原料物質及び核燃料物質の使用に係る審査・検査の情報共有について」を参照）</p> <p>b. 核原料物質及び核燃料物質の使用に係る原子力規制検査の結果（検査結果報告書等）を核監部門内で供覧する際、供覧の同報先として研審部門使用班を加える。</p> <p>② 当時の管理官指示について</p> <p>管理官は、専決処理の範囲を踏まえた適切な事務を行う観点から、処理済の案件に係るミス等が明らかとなった時点で、たとえそれが軽微なものであっても担当幹部に対処方針について報告するよう担当に指示するとともに、専決者への報告の要否を相談することを徹底する。</p> <p>また、担当においては、処理済の案件に係るミス等が明らかとなった時点で、今後とも担当調整官及び管理官に相談するとともに、管理官からの指示を踏まえ、担当幹部への報告及び専決者への報告の要否を相談する（2.12.1）</p>
--------------------------------	---

<p>番号</p>	<p>2</p>
<p>件名</p>	<p>原子力科学研究所 NSRR の消火設備の設計及び工事の方法に関する許可に係る未審査</p>
<p>発見日 (発生日)</p>	<p>30.6.19 (30.4.25)</p>
<p>概要 (発生部署)</p>	<p>原子力機構原子力科学研究所 NSRR にあっては、耐震 C クラス施設の耐震審査以外について、設工認等の必要な手続を終えたことから、平成 30 年 4 月 25 日第 5 回原子力規制委員会において、設置変更許可を受けてから 2 年間に限り運転を妨げない措置（以下「経過措置」という。）を適用することが了承され、平成 30 年 5 月から運転を開始（同年 9 月まで）。</p> <p>しかしながら、平成 30 年 6 月 19 日に、他施設の設工認審査の過程で、NSRR に係る上記の設工認の申請に消火設備が含まれておらず、審査が行われていないことが判明した。消火設備は、「試験研究用等原子炉施設における新規制基準への適合性審査に係る今後の進め方について」において設工認申請の対象としている「新規制基準により新たに規制対象となる既設の構築物、系統及び機器」に該当するものであり、本来であれば、経過措置を適用するためには、当該消火設備についても設工認取得及び使用前検査合格が必要であると判断されるべきものであった。（研究炉等審査部門）</p>
<p>是正処置 (是正処置)</p>	<p>(1) 複数の原子炉設置者等において設工認申請等の漏れが発生した件について</p>

完了日)	<p>(1)-1. 設工認・保安規定申請漏れの防止策</p> <p>設置変更許可申請に記載された基本的設計方針と設工認申請書又は保安規定変更認可申請書が整合していることをチェックシート等により網羅的にチェックする。具体的には、設置者に対し、以下のチェックシート（リスト）を設工認申請に含めることを求めることとする。</p> <p>①炉規法第 27 条第 3 項第 1 号（設工認申請と設置変更許可の整合性）に係る確認の観点から、許可事項と後段規制（設工認、保安規定、核物質防護規定等）の関係を整理したリスト</p> <p>②炉規法第 27 条第 3 項第 2 号（設工認申請の設工認規則への適合性）の観点を含む設工認対象リスト</p> <p>③分割の仕方及び理由を示した書面（①②の観点からの妥当性に係る説明を含む。）</p> <p>(1)-2. 委員会報告・決定文書の周知徹底</p> <p>説明会開催等により許認可の運用に係る委員会報告・決定文書を原子炉設置者等に確実に周知することとする。</p> <p>また、当部門の担当者間で確実に共有するために、試験研究用等原子炉施設の安全審査業務を行う上で参照するマニュアル「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」にこれら委員会報告・決定文書を全て含めることとする。</p> <p>(2) NSRR の申請漏れの速やかな解消が行われなかった件について</p> <p>「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」を用いて委員会報告・決定文書を当部門担当者間にて確実に共有することにより、適切に審査を実施できるようにする。</p> <p>また、本件要改善事項管理報告書及び是正処置報告書を部門会議において共有すること等により、当部門内において周知徹底する。(2.9.29)</p>
------	---

番号	3
件名	機密性の高い文書の誤廃棄について
発見日 (発生日)	30.8 (27.10-28.3)
概要 (発生部署)	<p><経緯></p> <p>平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月に、実用炉審査部門（当時 PWR 課）において管理していた機密性の高い文書の写し（当該文書の原本は他課において管理）を、核セキュリティ室担当者（当時）からの要望を受け、貸与した。</p> <p>なお、その際、原本管理課において管理している取扱職員の範囲の確認や、当該写しの管理責任者（当時の PWR 課長）への貸与時の確認等の適切な措置を行っていなかった。その後、平成 30 年 8 月頃に、実用炉審査部門において貸与した当該写しの所在を確認したところ、実用炉審査部門及び核セキュリティ部門双方で確認できなかった。継続して調査・搜索した</p>

	<p>ところ、核セキュリティ部門において誤破棄されたおそれが非常に高いと判断した。</p> <p>なお、核セキュリティ部門内では、文書の廃棄に際してはもれなくシュレッダー処理を行った上で溶解処分に出しているため、当該文書が外部に漏えいする可能性はない。</p> <p><問題点></p> <p>当該文書の写しについては、実用炉審査部門において、業務上の利用頻度が非常に低かったことなどにより、職員の管理意識が行き届かず、原子力規制委員会秘密文書管理要領等に基づく適切な管理が行われていなかった。</p> <p>また、核セキュリティ部門においては、当時、当該文書の写しを借用した職員の機密性の高い文書の取扱や管理の厳重さに対する意識が希薄であり、業務上不要と判断した後も実用炉審査部門への速やかな返却を行わず、また、異動時に管理の引継も行わなかった。(実用炉審査部門、核セキュリティ部門)</p>
<p>是正処置 (是正処置完了日)</p>	<p>実用炉審査部門及び核セキュリティ部門において、以下の処置を実施した。</p> <p>①部門内の職員に対して改めて秘密文書の管理を徹底するよう周知</p> <p>②実用炉審査部門において管理していた当該秘密文書の写しの余部について、原本管理課に全て返却</p> <p>③原本管理課と連携し、当該秘密文書を使用する必要がある場合には、原本管理課に閲覧を申請することとした。(3. 3. 19)</p>

番号	4
件名	原子力規制委員会ホームページにおける不開示情報を含む資料の誤公表について
発見日 (発生日)	31. 1. 30 (30. 12. 10)
概要 (発生部署)	<p>平成 30 年 12 月 10 日、平成 30 年度第 46 回原子力規制委員会臨時会議の資料として、特定重大事故等対処施設に係る九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案を原子力規制委員会ホームページで公開した。</p> <p>当該資料は、平成 28 年 8 月 2 日の原子力規制委員会で決定した「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に関する考え方について」に沿ったマスキングが 3 箇所行われていなかった。</p> <p>平成 31 年 1 月 30 日、実用炉審査部門の審査官は、当該 3 箇所がマスキングされていないことを発見した。</p> <p>なお、当該 3 箇所は、特定重大事故等対処施設の名称等であるが、単体では特定重大事故等対処施設の位置や仕様を直接特定する手がかりにならないことを確認した。(実用炉審査部門、地震・津波審査部門)</p>
是正処置 (是正処置完了日)	(是正処置中)

番号	5
件名	立入検査報告書の誤記載
発見日 (発生日)	31. 1. 30 (30. 11. 1)
概要 (発生部署)	<p>平成 30 年 9 月 28 日に実施した旭化成株式会社 製造統括本部 川崎製造所（以下「旭化成」という）の立入検査の報告書について旭化成に送付したところ、平成 31 年 1 月 30 日に旭化成から事実誤認の指摘があった。内容を確認したところ誤記と判明したため、内容を修正することとした。</p> <p>事業所に送付した立入検査報告書のうち、事業所から指摘のあった事項は以下のとおり。</p> <p>(1) 事業所の概要について 事業所に保管廃棄されているウラン廃棄物、ウラン廃触媒の発生原因（何に用いられて発生した廃棄物か）について、現場で聞き取った内容の誤記があった。</p> <p>(2) 放射性廃棄物を封入する容器について 放射性廃棄物を封入する容器について、300 リットルステンレス製ドラム缶と記載すべきところ、200 リットル鋼製ドラム缶と記載をしてしまった。</p> <p>(3) 説明者の所属・役職について 説明担当者の所属・役職について名刺を元に記載を行ったものの、タイプミスによる誤記があった。（核燃料施設等監視部門）</p>
是正処置 (是正処置完了日)	<p>(1) 及び(2)については、検査結果に不要な文言を入れたために、誤記が発生することとなった。そのため、報告書を纏める上で必要な情報をピックアップ出来る様チェックシートを用いて誤記等の防止を図った。</p> <p>また(3)については、検査を行った者で W チェックするといった基本的な確認を行うことを徹底した。(2. 10. 1)</p>

番号	6
件名	共同研究協定書締結に係る決裁手続きの不備
発見日 (発生日)	1. 5. 17 (31. 4. 1)
概要 (発生部署)	<p>原子力規制庁の安全研究担当者（以下「担当者」という。）は、岐阜大学及び山口大学と当庁の共同研究の協定の締結に係る既決裁文書（協定書）について、岐阜大学から担当教授の所属部局の名称の訂正依頼の連絡を受けた。本来ならばこの時点で協定書の修正のための決裁が必要なところ、担当者は決裁手続きを経ずに協定書を修正し、これを平成 31 年 4 月 1 日に各大学へ送付し、公印の押印依頼をしてしまった。</p> <p>その後、各大学の公印が押印された協定書が規制庁に返送され、担当者は総務課文書班に対し、協定書への規制庁公印の押印を依頼した。そして、文書班から、GIMA に登録されている協定書と担当者が持ち込んだ協定書の内容（所属部局の名称）が異なることを指摘された。これを受け、担当者は、各大学から公印が押印された協定書の修正のための正規の処理を行</p>

	<p>うのではなく、協定書に「正誤表」のみを添付する修正起案を行い、部門内の決裁を受けた。その後、修正起案の決裁時に、総務課総括から当部門に、文書班の指摘した内容が伝えられるとともに、協定書の修正に関し、原子力規制委員会行政文書管理要領に沿った決裁手続きがされていない旨の指摘があった。</p> <p>当部門は担当者からの報告を受けていなかったため、担当者に聞き取りを行い、原子力規制委員会行政文書管理要領第 28 条の 2 に基づく既決裁文書の修正手続きに従っていないことを認識した。(地震・津波研究部門)</p>
<p>是正処置 (是正処置 完了日)</p>	<p>①行政文書の重要性を認識するため、地震・津波研究部門内で行政文書管理要領の内容を再教育し、既決裁文書の修正には改めて決裁が必要であることを周知徹底する。</p> <p>②本質的に既決裁文書の修正が生じないようにするため、特に外部に発出する文書については複数の管理者でチェックし、文書確認を厳格に行うよう徹底する。</p> <p>③風通しのよい職場環境の構築を目指し、今回の事例のように外的要因を含めて既決裁文書に修正が必要になった場合には、担当者は速やかに管理者に報告することを徹底する。</p> <p>また、管理者は、必要に応じて担当者に適切な修正手順を示し決裁処理を指導する。</p> <p>令和元年 11 月 27 日、部門内の打ち合わせにおいて、上記の内容を班長に説明し、各班ごとに水平展開し、部門内に周知徹底した。(2.7.14)</p>

<p>番号</p>	<p>7</p>
<p>件名</p>	<p>採用活動に係る個人情報の漏えいについて</p>
<p>発見日 (発生日)</p>	<p>1.7.9 (1.7.8)</p>
<p>概要 (発生日)</p>	<p>令和元年 7 月 8 日 (月) 20:44 に、人事課採用班係員が、新卒採用の一般職向け説明会参加者宛 (宛先 250 件) に規制庁の業務説明会参加を促す案内メールを送付した際、全てのメールアドレスの宛先を、「BCC」に入力すべきところ誤って「To」に入力して送信した。このため、新卒採用の一般職向け説明会参加者のメールアドレスが相互に見られる状態となってしまった。7 月 9 日 (火) 22:05 頃にメールを見た受信者の親が個人情報の漏えいの可能性に気づいたため、同内容を人事課に通報したため、事態が判明した。</p> <p>本件は、説明会参加者の個人情報であるメールアドレスについて正当な理由なく他人に知らせたことから「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 58 号) 第 7 条 (従事者の義務) に違反、及び、機密性 2 情報に該当する文書を含むメールが不特定の者に誤送信されたことから「原子力規制委員会 CSIRT 運用及び情報セキュリティインシデント対処マニュアル 3.2 インシデントの判断」における、インシデントレベル 2 (セキュリティインシデントと認知され軽微又は限定的な被害が想定される状態) と判断し、「原子力規制委員会情報セキュリティポリ</p>

	シー3.1.1 遵守事項(2)情報の目的外での利用等の禁止」に違反するもの。 (人事課)
是正処置 (是正処置 完了日)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務説明会等の対外業務に余裕を持って計画的に対応できるよう、一月以上前から関係者間で予定を共有し、管理することとした。 ・人事課において複数の外部者にメールを送信する必要のある案件を確認し、原則として外部の者への同報メールは行わないこととして、やむを得ず使用する必要がある場合には送信前に上司の確認を得る旨を業務マニュアルに明記することとした。 ・業務マニュアルは班員で共有し、新しく班員を迎える時には業務マニュアルを渡して引き継ぎを行うこととした。 ・全庁的に誤ってメールアドレスを「To」に入力して送信する事案を避けやすくするため、メール作成の段階で隠れていた「Bcc」を、当初から表示するようシステムの改修を行うこととした。(3.2.17)

番号	8
件名	原子力規制委員会ホームページへのヒアリング資料掲載の遅れについて
発見日 (発生日)	2.4.8 (1.11.26)
概要 (発生部署)	令和2年4月8日に、外部から、令和元年11月29日の東京電力との柏崎刈羽原子力発電所の審査に係るヒアリングにおいて利用した資料の一部のホームページにおける公開状況について問合せがあった。当該問合せを受け、対象の資料のホームページ上における掲載状況を確認したところ、未掲載であることを確認した。更なる確認の結果、当該資料は令和元年11月26日に東京電力より提出されたものであり、当時の担当者の掲載作業が遅れていた上、当該担当者が異動した際に部門内で適切な引継が行われなかったことから、掲載が大幅に遅れたものと判明した。原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針（原規総発第120919096号。以下「透明性内規」という。）では、ヒアリング資料等の掲載は、ヒアリング等の実施後原則1週間以内とされているところ、当該資料の掲載は透明性内規の規定を満たしていなかった。(実用炉審査部門)
是正処置 (是正処置 完了日)	部門内に対する下記の事項の周知及び対応要求 ①ホームページ掲載の遅延に係る注意喚起 ②同様の事例の有無の確認及び（有の場合の）速やかな対応 ③フォルダ構成の適正化等の措置の実施及び審査サブチーム毎の複数人による確認体制の構築 (2.10.14)

番号	9
件名	施設検査に関する面談に係る議事要旨の原子力規制委員会ホームページへの掲載遅延について
発見日 (発生日)	2.4.17 (1.11.20)

<p>概要 (発生部署)</p>	<p>令和2年4月17日(金)に当課内でHP掲載に係る調査を実施していたところ、令和元年11月20日に実施した福島第一原子力発電所の特定原子力施設の施設定期検査に係る面談の面談要旨を原子力規制委員会HPに掲載していない事象が発見された。 なお、当該事象については、配付資料のマスキング処理に関して事業者と調整中であり、担当者は面談要旨とマスキング処理後の面談配付資料を同時にHP掲載することを考えていたために、HP掲載の遅延が発生した。(専門検査部門)</p>
<p>是正処置 (是正処置完了日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課内で、マスキング処理を要する資料を入手した際における面談の議事要旨と配付資料のHP掲載の運用手順を定め、「原子力規制委員会の業務運営の透明性確保のための方針」とともに周知する。 また、HP掲載に関する勉強会を開催する。 ・面談の実施～議事要旨の作成～委員会HPへの掲載までの進捗状況を管理するため管理表を作成し、課内各班内で管理するとともに、毎週実施する課内連絡会において、面談実績及び面談要旨の委員会HPへの掲載状況を報告する。(2.10.5)

<p>番号</p>	<p>10</p>
<p>件名</p>	<p>メール誤送信による個人情報等の漏えいについて</p>
<p>発見日 (発生日)</p>	<p>2.6.1 (2.4.10-2.5.28)</p>
<p>概要 (発生部署)</p>	<p>放射線防護企画課職員が48通のメール(以下、「本件メール」という。)を第三者(1名)に誤って送信したことにより、本件メールに含まれていた個人情報等が流出した。流出の経緯を以下に示す。 令和2年6月1日(月)20:00頃、5月28日に放射線防護企画課職員が在宅勤務中の課内職員の個人用メールアドレスあてに送信したと考えていたメールが、当該課内職員に届いてなかったことを把握した。当該メールの送信先を確認したところ、当該課内職員の個人用メールアドレスに誤りがあり、第三者(1名)に誤って送信していたことを確認した。そのため、庁内において上記の第三者あてに送信したメールを調査したところ、4月10日以降、48通のメールが当該第三者に対して送信されていたことを確認した。さらに、本件メールの中には、外部有識者及び委託事業者の連絡先21名分(メールアドレス21名分、電話番号及び住所1名分)並びに概算要求資料案、委託事業契約書案、政策評価資料案等の行政文書32文書(32文書のうち11文書はパスワードにより保護)が含まれており、個人情報等が流出したことを確認した(6月2日(火)14:00頃調査終了)。 本件は、外部有識者及び委託事業者の個人情報であるメールアドレス、電話番号及び住所を正当な理由なく他者に知らせたことから「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)第7条(従事者の義務)に違反し、また、機密性2情報に該当する文書を含むメールが不特定の者に誤送信されたことから「原子力規制委員会情報セキュ</p>

	リティポリシー3.1.1 遵守事項(2)情報の目的外での利用等禁止(a)」に違反するもの。(放射線防護企画課)
是正処置 (是正処置 完了日)	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線防護企画課の職員(技術参与、事務補佐含む)に対して、モバイルPC、USBシンクラ、モバLookのいずれかを配備し、私用メールアドレスの利用を禁止する。 ・情報システム室より8月1日からの私用メール禁止の指示が出される7月末までの間、6月2日付注意喚起に基づき、以下の処置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①私用メールを用いて機密性2情報の送受信を行う際は、可能な限り本文に記載せず、添付ファイルにその情報を記載する。 ②私用メールを用いて添付ファイルの送受信を行う際は、あらかじめ添付ファイルを暗号化又はパスワード化し、別途、電話やモバLookを使用して復号方法・パスワードの連絡をする。 ③私用メールを用いた業務メールの送信を必要最小限とする。すなわち、在宅勤務中かつテレワーク環境のない職員に限定する。 ④私用メールを用いた対応を要する場合には、当該メールアドレスを再確認した上で送信するほか、メール本文中にて送信者に対して受信確認メールを返信するよう依頼する。(2.11.4)

番号	11
件名	クリアランスに関する審査会合で不開示情報(事業者の企業秘密に関わる情報)の発言について
発見日 (発生日)	2.6.26 (2.6.26)
概要 (発生部署)	<p>「原子力規制委員会の業務運営の透明性確保のための方針」の趣旨に沿って、情報公開法第5条の不開示情報に該当しない審査会合の議論及び資料は全て公開し、インターネット中継を行う等、審査の過程について透明性を確保している。</p> <p>第3回クリアランスに関する審査会合(令和2年6月26日開催)において、公開資料では関西電力株式会社によってマスキングされている不開示情報(企業秘密に関わる情報)を原子力規制庁審査会合参加者が発言し、動画配信サイト(「Youtube等」)でライブ中継された。</p> <p>会合時に職員に配布する資料では、非公開情報を四角で囲うことにより区別できるように工夫していたものの、改めて当該審査会合における非公開情報について認識合わせ等はしていなかった。(核燃料施設審査部門)</p>
是正処置 (是正処置 完了日)	<p>ロジ担当者のノウハウを取り込んだ業務マニュアル(課内運用)において、「審査会合で不開示情報を含む資料がある場合、原子力規制庁審査会合参加者用の指摘事項を記載した資料内の不開示情報が識別されていることを確認した上で、机上にはマスキング資料を配付するとともに、不開示情報を含む資料を封筒に入れて配布する」ことを明確にし、業務品質を確保する。</p>

	また、原子力規制庁審査会合参加者用の資料には、不開示情報を記載しないこと及び当該資料作成のプロセスの中で不開示情報が記載されていないことの確認を徹底する旨を業務マニュアルに追記する。(3.1.14)
--	---

番号	12
件名	指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関の立入検査時に携帯する身分証等の所在不明
発見日 (発生日)	2.7.9(31.4.1) 他1件
概要 (発生部署)	<p>事象1：令和2年7月9日に査察官身分証（炉規制法第61条の8の2第3項及び第68条第6項）の炉規制法改正に基づく条項の修正（第68条第6項から第68条第5項へ）に関連して、過去に発行した指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関（以下「指定機関」という。）に対する立入検査身分証（炉規制法第61条の23第2項及び第61条の23の20で準用）の抹消手続きを行うために所在を確認したところ、平成29年3月9日に発行した1名（担当官A）の身分証が不明となっていることが判明。その後、当時の関係者への聞き取り及び継続した捜索を行ったものの、令和2年8月28日時点でも所在が不明であることが確認された。</p> <p><担当官Aの身分証所在不明に至る経緯は以下のとおり。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月9日に指定機関に対する立入検査のため身分証を発行する担当となっている総括係が発行し、担当官Aが受領。 ・平成31年4月1日付けで人事異動があり、身分証を使用する予定がなくなったことから担当官Aは、総括係Dへ返却。 ・総括係Dは、担当官Aから受け取ったものの、どこに保管したか不明。（書棚又は総括係員の引出に保管若しくは管理係に渡すかのいずれかと思われる。） ・その後、担当官Aの身分証の抹消起案は行われていない。 ・令和2年7月9日に総括係E、F、Gにより担当官Aの立入検査身分証の所在不明が判明し、捜索開始。 ・令和2年8月28日時点でも所在が不明。 <p>事象2：令和2年7月9日に査察官身分証（炉規制法第61条の8の2第3項及び第68条第6項）の炉規制法改正に基づく条項の修正（第68条第6項から第68条第5項へ）のため、管理係により、査察官身分証の回収及び更新作業を実施。その後、平成25年4月1日に発行した2名（元査察官B及びC（当時は地方事務所の職員であり、現在は両名とも別部署に異動し、査察官の業務は行っていない。））の身分証の所在が不明となっていることが令和2年7月20日に判明。その後、当時の関係者への聞き取り及び継続した捜索を行ったものの、令和2年8月28日時点でも所在が不明であることが確認された。</p>

	<p><元査察官 B 及び C の身分証所在不明に至る経緯は以下のとおり。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 4 月 1 日に査察官身分証を発行する担当となっている管理係が査察官身分証を発行し、元査察官 B 及び C が受領。 ・元査察官 B は平成 26 年 5 月 1 日、元査察官 C は平成 27 年 5 月 1 日の人事異動により身分証を使用する予定がなくなったことから、元査察官 B 及び C は防災服とともに総務課地方事務所担当（当時、以下同じ）へ返却（郵送）。（日付不明。書留等の郵送方法は不明。） ・当時の総務課地方事務所担当は受理したか不明。 ・その後、元査察官 B 及び C の査察官身分証に係る抹消起案は行われていない。 ・令和 2 年 7 月 20 日に管理係 H 及び I により元査察官 B 及び C の査察官身分証の所在不明が判明し、搜索開始。 ・令和 2 年 8 月 28 日時点でも所在が不明。（保障措置室）
<p>是正処置 （是正処置完了日）</p>	<p>立入検査身分証及び査察官身分証に係る発行、管理等の手続きについて明確化した業務マニュアル（人事異動を総括係及び管理係が把握する仕組みを含む。）を速やかに作成し、現在、立入検査身分証及び査察官身分証を所持している職員に立入検査身分証及び査察官身分証を確実に保障措置室総括係及び管理係に返却するよう当該業務マニュアルを周知する。</p> <p>また、暫定的に運用を始めていた異動時に返却すべき物品（身分証を含む。）のチェックリストを改めて作成し、総括係又は管理係によるチェックを行う。さらに、総括係及び管理係の人事異動により、身分証の管理が形骸化することを防止するため、後任者に要改善事項となった事象を説明し、適時レビューを行うことについて確実に引き継ぎを行うことを総括補佐から総括係及び管理係に指示を行う。</p> <p>なお、庁内で上位のマニュアルが整備された場合は、そのマニュアルに従うこととする。（3.3.5）</p>

番号	13
件名	事業者等との面談に係る資料のホームページ公開の遅延
発見日 （発生日）	2.8.11 (1.7-2.8.11)
概要 （発生部署）	<p>令和 2 年 8 月、事業者等との面談記録のホームページ公開に係る調査の際に、事業者との面談に係る議事要旨等の掲載が一部滞っていることが判明した。詳細確認したところ、新検査制度の試運用に係る事業者との打合せ面談及びリスク評価に係る PRA 適切性確認のための面談の議事要旨等の一部について、当該面談が集中した時期に、他部門への内容確認などに時間を要しているうちに次の面談が重なったことなどから掲載がなされない状況が続き、令和元年 7 月分より約 40 件が未掲載となっていた。（検査監督総括課）</p>
是正処置 （是正処置完了日）	<p>面談の実施及び作業の進捗を把握する仕組みがなかったことから、課内面談リストを作成し、現状のステータスを記入することとし、毎週開催さ</p>

完了日)	れる課内会議で共有して対応状況の確認及び管理を行う。(3.2.9)
番号	14
件名	登録免許税法第32条の規定に基づく財務大臣宛の通知について
発見日 (発生日)	2.8.11 (2.8.1)
概要 (発生部署)	<p>登録免許税法第32条の規定に基づき、省庁の長は、前年度にした登記等に係る登録免許税の納付額を、本年度の7月31日までに財務大臣に通知することが義務付けられている。この登記等の対象には、放射性同位元素等規制法に基づく登録認証機関等の登録も含まれている(登録免許税法別表第1第69号)。</p> <p>令和元年度においては、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録1件(令和元年10月30日)及び登録運搬物確認機関に係る登録1件(令和2年2月12日)の計2件が登録され納税されたことから、本来であれば、登録免許税法第32条の規定に基づき、その登録に伴う納付実績額を、令和2年7月31日までに財務大臣に通知する必要があったが、令和2年8月11日付けの財務省からの照会により、その手続きがされていなかったことを発見したものの。</p> <p>なお、本件は、登録免許税法に基づき納税された結果を財務大臣に通知するものであり、今回の手続きがされていなかったことをもって国損が生じたものではなく、軽微な事象であると考えられる。(放射線規制部門)</p>
是正処置 (是正処置完了日)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録認証機関等担当の業務説明書(引継ぎ等で使用)に明記する。 ・これに加え、毎週開催している部門内会議資料の登録認証機関等担当箇所備考欄に、登録申請があった場合に登録免許税法に基づく手続きが必要となる旨の備忘的メモを残す(※)。 <p>(※)部門内会議は、管理官を始めとする各班の補佐を一堂に会し、当該資料に基づきスケジュールや備考欄に記載の懸案事項等を毎週共有しあう場である。そのため、登録申請があった場合には、その旨を部門内で共有することになる上、上記の備忘的メモと相まって、登録免許税法に基づく手続きが必要となることが部門全体の認識として共有され、当該手続きの失念防止効果が期待できる。(3.3.22)</p>
番号	15
件名	原子炉設置の許可に係る変更届の受理に伴う文部科学大臣への写しの送付遅延について
発見日 (発生日)	2.8.28 (2.4.27)
	炉規制法第26条第2項の規定に基づく届出があった場合、同法第71条第6項に基づく同法施行令第62条第2項第1号の規定に基づき、届出

<p>概要 (発生部署)</p>	<p>の写しを遅滞なく文部科学大臣に送付しなければならない。しかし、令和2年4月23日付けの届出3件（STACY施設、放射性廃棄物の廃棄施設及びJRR-3原子炉施設。令和2年4月27日受理。）について受理した職員は、文書番号の取得及び原子力規制委員会ホームページの掲載手続はしたものの、文部科学大臣に送付するための決裁手続（管理官専決）を行うことなく、届出を個人で保管したままにしていた。</p> <p>その後、同年7月に、受理した職員は、当該届出の決裁手続を別の職員に依頼したが、依頼された職員も決裁を行うことを失念し、届出を個人で保管したままにしていた。</p> <p>同年8月28日に班内で未処理案件の照会があった際に、決裁手続を依頼された職員が当該案件について未処理であることを思い出し、同日に起案を開始した。（研究炉等審査部門）</p>
<p>是正処置 (是正処置完了日)</p>	<p>(是正処置中)</p>

<p>番号</p>	<p>16</p>
<p>件名</p>	<p>施行済の核燃料輸送物設計承認書及び容器承認書の誤記について</p>
<p>発見日 (発生日)</p>	<p>2. 10. 22 (30. 7. 17) 他1件</p>
<p>概要 (発生部署)</p>	<p>令和2年10月及び11月に、以下の施行済の核燃料輸送物設計承認書及び容器承認書における誤記を発見した。</p> <p>①核燃料輸送物設計承認書（GP-01型, 原子燃料工業株式会社）</p> <p>②核燃料輸送物設計承認書及び容器承認書（NT-IV型, 原子燃料工業株式会社）</p> <p>①核燃料輸送物設計承認書（GP-01型, 原子燃料工業株式会社）</p> <p>文書整理を行っていたところ、核燃料施設審査部門の職員が平成30年7月17日付けで原子燃料工業株式会社（以下「事業者」という。）に期間更新のため書き換えて施行した核燃料輸送物設計承認書（原規規発第1807175号）中、引用された書換え対象の核燃料輸送物設計承認書において以下の誤記を発見した。</p> <p>（誤）平成35年9月8日付け原管廃発14012216号</p> <p>（正）平成26年1月24日付け原管廃発第14012216号</p> <p>②核燃料輸送物設計承認書及び容器承認書（NT-IV型, 原子燃料工業株式会社）</p> <p>事業者から核燃料輸送物設計承認英文証明の申請があり、核燃料施設審査部門の職員が英文の記載内容を施行済の核燃料輸送物設計承認書（令和2年7月6日付け原規規発第2007061号）を基に確認していたところ、上記の核燃料輸送物設計承認書における収納する核燃料物質等の収納量等を記載した表中に以下の誤記を発見した。</p>

	<p>(誤) 50 μg/gU以下 (正) 250 μg/gU以下 その後、同様の表が記載されている容器承認書(令和2年7月6日付け原規規発第2007062号)を確認したところ、上記と同様の誤記を発見した。 (核燃料施設審査部門)</p>
<p>是正処置 (是正処置完了日)</p>	<p>現在実施中の「審査書等の確認方法について」の運用に以下を加える。 ・承認書中の図表については、申請者が作成したものをそのまま添付するようにし、規制庁側の転記ミスの変因を減らす。 ・更新申請の場合には、原則として前回交付した承認書の電子データを元に承認書を作成するとともに、読み合わせにおいて前回交付した旧承認書との比較も行う。(3.5.11)</p>

番号	17
件名	原子力規制委員会ネットワークシステムへの不正アクセスについて
発見日 (発生日)	2.10.26 (2.10.26)
概要 (発生部署)	<p>原子力規制委員会ネットワークシステム(以下「行政LAN」という。)に対する、外部からの攻撃と思われる不正な通信(不正アクセス)を令和2年10月26日17時38分頃に検知し、翌10月27日15時までの調査の結果、行政LANの一部サーバーに侵入された痕跡(ログ)を確認した。</p> <p>(1) 不正アクセスの状況</p> <p>令和元年8月から9月の間、VPN装置の脆弱性を突く攻撃手法によりシステム内に侵入され、職員及び請負業者の認証情報を窃取された。</p> <p>令和元年9月及び令和2年3月、窃取された認証情報を利用してシステム内に侵入し、偵察された。</p> <p>令和2年10月、窃取されたと思われる認証情報を利用してシステム内に侵入し、データを窃取された。(窃取されたデータは、システムを構成する一部サーバーの設定ファイルや職員及び請負業者の認証情報の可能性があるが、特定できなかった。)</p> <p>(2) データ漏えいの状況</p> <p>不正アクセスに使われた職員及び請負業者の認証情報を除き、職員の作成した職務に係る文書等のデータが漏えいした痕跡は、現時点では確認されていない。</p> <p>なお、核物質防護に係る情報については、完全に分離された別のネットワークシステムで管理されているため、システムへの不正アクセスの影響を受けなかった。(情報システム室)</p>
是正処置 (是正処置完了日)	(是正処置中)

番号	18
件名	旅行計画決裁前の出張について
発見日 (発生日)	2.12.14 (2.12.14)
概要 (発生部署)	<p>核燃料廃棄物研究部門において、福島県下へのお出張者が、旅行計画決裁前にお出張した事案が発生した。経緯は以下のとおり。</p> <p>当該職員は、業務多忙なため手続きを失念しており、令和2年12月11日(金)の定時後に手続きを怠っていたことに気づき、基盤課旅費班への起案依頼をメールで送付した。12月11日に旅行計画は起案されたが、その決裁(決裁完了日:12月21日(月))前の12月14日(月)朝より出張を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出張者:主任技術研究調査官(1名) ・ 出張期間:令和2年12月14日(月)から12月16日(水) ・ 出張の目的等:共同研究に係る試験実施のため、福島県下へ(日本原子力研究開発機構 廃炉環境国際共同研究センター) <p>上記の事案に対し、令和2年12月14日に、核燃料廃棄物研究部門の総括補佐及び担当班長により、経緯等の調査が行われた。</p> <p>上記事案に関する調査の結果については、規程類等への違反に該当すると結論に至った。(核燃料廃棄物研究部門)</p>
是正処置 (是正処置完了日)	注意喚起と周知徹底により再発防止対策を実施しているため、要改善事項管理報告書の報告のみで、是正処置は行わないものとした。(3.1.5)

番号	19
件名	メールアドレスの設定誤りによるメールアドレスの漏えい
発見日 (発生日)	3.1.15 (3.1.15)
概要 (発生部署)	<p>令和3年2月26日(金)に開催予定の「原子力規制検査の運用状況等に関する説明会」の案内を電子メールで送る際、核燃料物質使用者及び核原料物質使用者(212者)に対して2回に分割して送信したが、2回目の111者について、Bcc:にメールアドレスを記入すべきところを、To:に記入して送信したことを確認した。1回目の送信はBcc:に記入していたので、2回目も同様に行ったものと思い、他者にダブルチェックを依頼する等の慎重な対応を図らなかったため、結果としてメールアドレスの流出を引き起こした。(核燃料施設等監視部門)</p>
是正処置 (是正処置完了日)	<p>複数者にメールを送信する場合、メールアドレスの設定がBCCとなっていることについて上司のダブルチェックを受けることとした。</p> <p>また、「BCCでメールを送信する場合は送信先に誤りが無いか、上司の確認を受けること」といった内容の注意書きを、送信用PCにテプラ等で貼り付け、常に注意喚起を行うこととする。(3.5.11)</p>

番号	20
件名	使用前検査合格証における変更申請の接受日等の記載漏れについて
発見日 (発生日)	3. 1. 22 (3. 1. 22)
概要 (発生部署)	<p>令和3年1月22日付け電気事業法第49条第1項に基づき交付した九州電力(株)川内原子力発電所第2号機向け使用前検査合格証(原規規発第2101132号)について、同日夕刻に事業者より記載漏れがある旨の連絡を受け、内容を確認したところ、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類(以下、変更申請という)の接受日及び申請書番号に記載漏れがあることを確認した。</p> <p>上記の事象を受け、電子起案の内容等を調査したところ、起案した段階において以下の状態であったことを確認した。</p> <p>① 起案の伺い文においても、記載漏れのあった変更申請に関する記述がない。</p> <p>② 記載漏れのあった変更申請の電子データを、電子起案に添付していない。(専門検査部門)</p>
是正処置 (是正処置完了日)	(是正処置中)

番号	21
件名	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表
発見日 (発生日)	3. 2. 5 (3. 2. 2-3. 2. 5)
概要 (発生部署)	<p><経緯></p> <p>令和3年1月21日に実施した日本原子力発電株式会社との事業者ヒアリングの面談録について、担当者が議事要旨を作成し、令和3年2月2日に原子力規制委員会ホームページで公開した。令和3年2月5日に事業者から、当該議事要旨の中に非公開情報が記載されているとの連絡があった。連絡を受けた審査官がHP上で当該議事要旨を確認したところ、非公開情報が含まれていた。</p> <p><問題点></p> <p>当該議事要旨の中に含まれていた非公開情報は、情報公開法第5条第2号イ及びロに従い不開示としている事業者の商業機密にあたる情報であり、公表にすることにより競争上の地位を害するおそれがあるものである。ヒアリング後に担当者がヒアリング資料を基に議事要旨を作成した際に、上記情報が非公開情報であることを見落とし、そのまま議事要旨に記載し、公開した。</p> <p>また、公開前に他の審査官や上司の確認を受けたが、担当者と同様に当該情報が非公開情報であることを見落とししていた。(実用炉審査部門)</p>

是正処置 (是正処置 完了日)	(是正処置中)
-----------------------	---------

番号	22
件名	事業者との面談に係る資料のホームページ公開の遅延
発見日 (発生日)	3. 2. 19 (2. 12. 24)
概要 (発生部署)	<p>令和2年12月24日に行った事業者面談について、令和3年2月19日に共有ドライブ内には面談録が格納されているにもかかわらず規制庁のホームページに掲載されていないことが判明した。</p> <p>詳細を確認したところ、年末の面談であったことから年明けすぐにホームページで公開しなければいけないところ、面談録掲載の作業分担が曖昧だったことから約2か月掲載が遅れていた。(技術基盤課(基準・調査・評価))</p>
是正処置 (是正処置 完了日)	(是正処置中)

番号	23
件名	東日本大震災復興特別会計の移替えの手続きに係る不備について
発見日 (発生日)	3. 3. 25 (3. 3. 25)
概要 (発生部署)	<p>当課で執行している予算のうち(目)「放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費」の(i)令和3年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査事業)及び(ii)令和3年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費(80km圏内外における航空機モニタリング事業)は、東日本大震災復興特別会計で復興庁が予算を管理している事業である。</p> <p>別の省庁で管理している予算を執行する場合は、財務省の予算の執行の移替え(復興庁から原子力規制庁へ)協議を経て予算の執行が可能になる。今般、要改善事項として以下2つの事項が発生した。</p> <p>① 令和3年3月2日に、4月1日から予算の執行を予定している事業について復興庁からの予算の移替え協議の登録依頼があり、3月9日の期日までに登録を行った。この際に、本来、(i)及び(ii)の登録を行うべきだったところ(i)を失念し(ii)しか登録しなかった。</p> <p>② ①を受けて、3月26日に再度の移替え協議を財務省に対して行い、(i)を追加登録したものの、予算どおりの金額を登録したため、登録した金額が実際の予算執行に必要な金額よりも過少であった。</p> <p>背景として、①については課内の(i)に係る資料等の確認が不十分で</p>

	あったこと、②については従前より予算額と執行額の乖離を放置していたことがあげられる。(監視情報課)
是正処置 (是正処置 完了日)	(是正処置中)